

第 6 次五霞町総合計画

五霞町民憲章

わたしたちは、利根川にはぐくまれた、緑豊かなふるさとに誇りをもち、輝かしい未来に向かい、明るく住みよいまちづくりを目指して、ここに憲章を定めます

- 一 人を愛し、自然を愛し、郷土を愛しましょう
- 一 人権を尊重し、すすんできまりを、守りましょう
- 一 スポーツに親しみ、健康なからだをつくりましょう
- 一 歴史を大切にし、文化のかおりを高めましょう
- 一 勉学と勤労に励み、豊かなまちを育てましょう

(平成元年 10 月 20 日制定)

町章

ひらがなの「ごか」をデザインしたもので、全体でかすみたなびく五霞町に朝日が昇る様を表しており、限りない発展と向上を意味しています。



町の花 ばら

花が美しく優雅で、町内の多くの人々に親しまれているバラの花。町の花の象徴として「心豊かな明るいまちづくり」の願いを込めています。



町の木 梅

庭園や盆栽にも利用されている重厚で気品の高い梅の木。町内にも昔から数多く植樹されています。町の歴史と共に将来に向けて「住みよい生活環境のまちづくり」の願いを込めています。



町の鳥 ひばり

天高く明るく鳴き舞うその声は、春の天使といわれ、穀倉地五霞町の豊作を祝ってくれる鳥です。町の鳥の象徴として「発展、躍進のまちづくり」の願いを込めています。



御挨拶

本町では、平成 22 年 3 月に 10 年間を計画期間とした第 5 次五霞町総合計画を策定し、「人がきらめき だれもが安心・安全に暮らせるまち 五霞」を目指して、様々な施策を推進してまいりました。



この間、人口減少や少子高齢化の一層の進行、さらには、異常気象等による自然災害の増加や激甚化など、本町を取り巻く環境は、急速に変化しており、今後まちづくりを進めていく上で大きな転換期を迎えようとしています。

このような中、令和の時代に入り、今後 20 年間のまちの指針を定めた第 6 次五霞町総合計画を策定いたしました。

本計画では、「キラリ☆五霞町～快適で居心地のよいまち～」を将来像とし、基本理念や施策の大綱の下、3つのまちづくりデザインと1つの分野を掲げています。

また、地方創生の具体的な施策をまとめた地方版総合戦略としての意味を持つ重点プロジェクトや国土強靱化基本法に基づく五霞町国土強靱化地域計画も本計画内に盛り込んだ内容となっております。

本計画の下、住民や企業の皆様をはじめ、五霞町と関わりのある全ての方々と行政とが一体となって、本町最大の長所であります「絆」を支えに、小さくてもキラリと輝くまちづくりを目指していきたいと考えております。

最後に、本計画の策定に当たり、ワークショップや各種アンケートを通じて貴重な御意見・御提言をお寄せいただきました方々と総合計画審議会委員をはじめ、関係各位に対しまして、厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

五霞町長 桒谷 森 雄

第6次五霞町総合計画 目次

第1編 序論

第1章 総合計画策定の趣旨	3
1. 計画策定の意義	3
2. 総合計画の構成・計画期間	4
第2章 五霞町の概況	5
1. 位置・地勢・気候等からみた五霞町	5
2. 人口と世帯の状況からみた五霞町	6
3. 産業構造からみた五霞町	9
第3章 五霞町を取り巻く時代の潮流	10
1. 人口減少やグローバル化など社会を取り巻く環境の変化	10
2. 行政政策や技術革新など社会の仕組みの変化	10
3. 災害・エネルギーなどリスク環境の変化	11
第4章 各種調査結果の概要	12
1. 各種アンケート調査結果の概要	12
2. ワークショップ実施結果の概要	20
第5章 基本的課題	24
1. 課題の整理	24

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念	29
第2章 まちづくりの目標	30
1. 将来像	30
2. 将来指標	31
第3章 まちづくりのデザイン	33
1. グラウンドデザイン（土地利用構想）	33
2. ライフデザイン（ごかライフ）	35
3. ソーシャルデザイン（協働の仕組み）	36
第4章 施策の大綱	37
1. まちのかたち — グラウンドデザイナー —	37
2. ひとの暮らし — ライフデザイナー —	38
3. まちのしくみづくり — ソーシャルデザイナー —	38
4. まちのしごと — 行財政運営 —	38

第3編 重点プロジェクト—五霞町まち・ひと・しごと創生総合戦略

第1章 「重点プロジェクト—活力あるまちづくり戦略」	41
1. 活力あるまちづくり戦略に向けた基本的な考え方	41
2. 活力あるまちづくり戦略のための基本目標	42
3. 活力あるまちづくり重点戦略	43

第2章 「重点プロジェクト2－持続するまちづくり戦略」	46
1. 持続するまちづくり戦略に向けた基本的な考え方	46
2. 持続するまちづくり戦略のための基本目標	47
3. 持続するまちづくり重点戦略	48

第4編 第I期基本計画

第1章 まちのかたち－グラウンドデザイン－	53
第1節 まちの土台をつくる【施策1】	57
第2節 まちの機能を高める【施策2】	61
第3節 まちの環境を良くする【施策3】	65
第2章 ひとの暮らし－ライフデザイン－	69
第1節ひとを育てる（五霞町教育振興基本計画）【施策4】	73
第2節ひとを支え見守る【施策5】	79
第3章 まちのしくみづくり－ソーシャルデザイン－	85
第1節 まちのわ（輪・和）【施策6】	89
第2節 まちの活力【施策7】	93
第4章 まちのしごと－行財政運営－	99
第1節 行政運営【施策8】	103
第2節 財政運営【施策9】	107

第5編 国土強靱化地域計画

第1章 五霞町国土強靱化地域計画	111
1. 国土強靱化の概要	111
2. 脆弱性評価	112
3. 第I期基本計画の各施策における強靱化に向けた取組	126

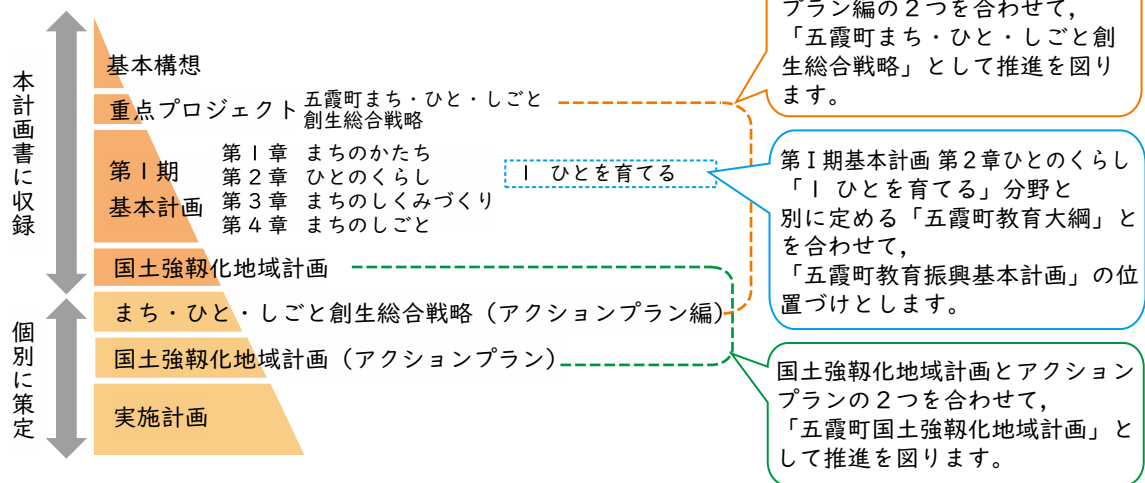
資料編

1 総合計画審議会条例	132
2 総合計画審議会委員名簿	133
3 諮問書・答申書	134
4 策定委員会規程	136
5 総合計画策定経緯	137
6 SDGsと第6次五霞町総合計画との連携	139

計画の構成

【解説】第6五霞町総合計画における複数の役割について

総合計画は、地方自治体における「行政運営の最上位計画」としての役割を持つとともに、複数の役割を持たせた計画として策定いたしました。



第1編 序論

第Ⅰ編 序論 用語解説

ページ	用語	解説
4	ローリング方式	複数の年度にまたがる計画を策定するための一つの方法のこと。施策・事業の見直しや部分的な修正を、毎年転がすように定期的に行っていく手法である。
7,24	自然増減・社会増減	人口動態に関する統計において、自然増減は出生・死亡による人口の増減をいい、社会増減は転入・転出による人口の増減をいう。
8,24	昼夜間人口	ある地域に常住する人口を夜間人口、昼間だけ現存する人口を昼間人口とし、夜間人口と昼間人口を総称したもの。昼間人口と夜間人口の比較で都市の特性を把握する。
10	労働力人口	15歳以上で、労働する能力と意思をもつ者の数をいう。労働力調査では、15歳以上人口のうち「就業者」と「完全失業者」を合わせたものとされる。
10	観光立国推進基本法	観光立国に関する、基本理念、国および地方公共団体の責務、施策の基本事項などを定めた法律のことをいう。
10	環太平洋連携協定 (TPP)	アジア太平洋地域において、関税、サービス、投資の自由化を進め、知的財産、金融サービス、電子商取引など、幅広い分野でルールを構築する経済的枠組みのことをいう。
10	欧州連合 (EU)	ヨーロッパに位置する国を主な加盟国とし、経済・通貨統合をはじめ外交・安全保障分野など様々な政策を協力して進めるために設立された政治・経済統合体のことをいう。
10	経済連携協定 (EPA)	自由貿易協定 (FTA：物品及びサービス貿易の自由化) に加え、投資、人の移動、知的財産の保護、経済取引の円滑化など、幅広い経済関係の強化を目的とする協定のことをいう。
10	地方分権一括法	地方分権を推進するために、地方自治法など 475 件の法律について必要な改正を行うことを定めた法律のことをいう。
10,21,25	ネットワーク	「網 (net)」という意味の英単語を語源とし、人間関係の広がりや、組織や集団、拠点などの間の繋がりがりや体系、交通機関や道路等の地理的な構造などを総称したものである。
11,25	Society5.0	サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させた新たな未来社会の姿。第5期科学技術基本計画において提唱された。
11	イノベーション	従来のモノ、しくみ、組織などを改革して社会的に意義のある新たな価値を創造し、社会に大きな変化をもたらす活動全般を指す。
11,24,25	ICT	Information and Communication Technology の略。コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称のことをいう。
11	IoT	Internet of Things の略。あらゆるモノがインターネットを通じて接続され、モニタリングやコントロールを可能にするといった概念・コンセプトのことをいう。
11,23,24	AI	Artificial Intelligence (人工知能) の略。人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術、またはそのコンピュータプログラムのことをいう。
11	RPA	Robotic Process Automation (ロボティック プロセス オートメーション) の略。人が手作業で行っている定型的で反復的な処理を自動化する仕組みのことをいう。
11	持続可能な開発のための 2030 アジェンダ	2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年の国連サミットで採択された、2030 年までの国際開発目標のことをいう。
11	ジェンダー	身体の特徴など生来の性別の違いではなく、社会的・文化的につくられる〈男らしさ〉〈女らしさ〉といった性差のことをいう。
11	パリ協定	2015 年の国連気候変動会議 (COP 21) で採択された温暖化対策の国際ルール。世界平均気温の上昇を産業革命前比で 2 度未満に抑える長期目標を持つ。
20,22,24	ワークショップ	本来〈仕事場〉〈作業場〉〈工房〉の意を表す。参加者自身が討論に加わったり、体を使って体験したりするなど、参加体験型、双方向性のグループ学習のことをいう。
21	ネウボラ	妊娠・出産から幼児期の子育てに至る親の育児の取組を包括的・継続的に切れ目なく支援する制度やサービスのことで、フィンランド発祥の仕組みである。
22	デマンドタクシー	自宅や指定の場所から目的地 (戸口から戸口) まで、利用者の希望時間帯、乗車場所などの要望 (デマンド) に応じて運行するタクシーのことをいう。
23	キャパシティ	収容能力、容積、容量のこと。また、物事を受け入れる能力や受容力のことをいう。
23	アクティブシニア	自分なりの価値観をもち、定年退職後にも、趣味や様々な活動に意欲的な、元気なシニア層のことをいう。特に、「団塊の世代」を中心とする年齢層を指すことが多い。
25	レジリエンス	一般的に「復元力、回復力、弾力」などと訳される。防災や環境分野で、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靱さを意味する用語として使われる。
25	セーフティネット	個人や企業に経済的なリスクが発生したとき、最悪の事態から保護するしくみをいう。安全網または社会的安全網とも訳される。

第1章 総合計画策定の趣旨

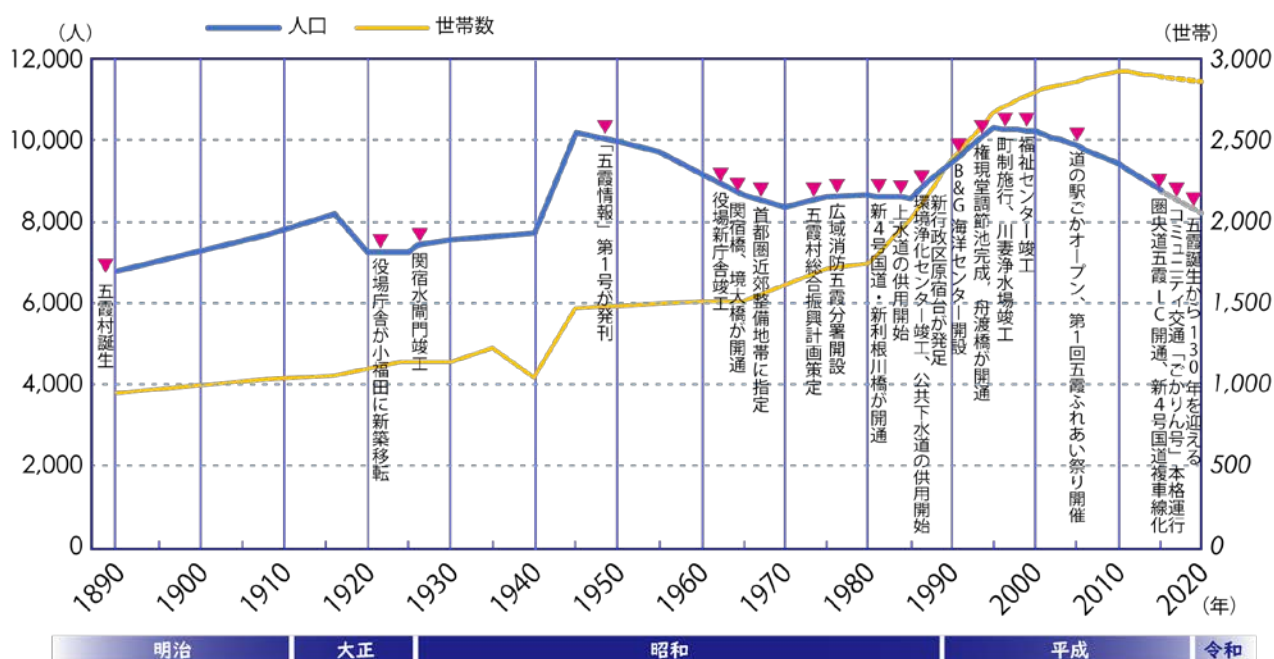
1. 計画策定の意義

本町は、令和元年（2019年）に、五霞村の誕生（明治22年（1889年））から130年を迎えました。当初のまちの主な産業は農業でしたが、昭和の時代になり、農工両全の施策を掲げ、首都近郊のまちとして成長してきました。特に、高度経済成長期以降は、住宅団地の建設で人口不足を、工業団地の建設で雇用や経済力の不足を、道の駅の設置でにぎわいの拠点の弱さを、圏央道IC設置やコミュニティバスの実施で不便さの解消を図り、新たな価値を生み出すことでまちの発展を支えてきました。

全国的に人口減少・少子高齢化を迎える中、本町においても課題は山積しています。少子高齢化の急速な進展、高度情報化社会の到来、地球規模での環境問題の深刻化、地方分権に伴う事務の移譲、公共施設等の老朽化、住民ニーズの多様化など様々な課題を解決していくため、これまで培ってきたまちの価値を糧にして、これらの質を高めながら、その先の五霞町の未来を見定めていく必要があります。

昭和44年（1969年）の地方自治法改正により、総合計画における基本構想の策定の義務づけに係る規定が設けられ、それ以降、全国の市町村で総合計画の策定が行われるようになりました。五霞町においても、昭和48年（1973年）3月に五霞村総合振興計画を策定して以降、第5次に至るまで総合計画の改定が行われ、同計画に基づきまちづくりを進めてきました。

この度、これからの五霞町が目指すまちづくりの目標を改めて見直すとともに、長期的な視点での持続的な発展を目指し、また、多様化する社会情勢、財政状況等を勘案した上で、住民と行政の計画的なまちづくりの行動指針となる「第6次五霞町総合計画」を策定するものです。



出典：国勢調査、五霞町資料

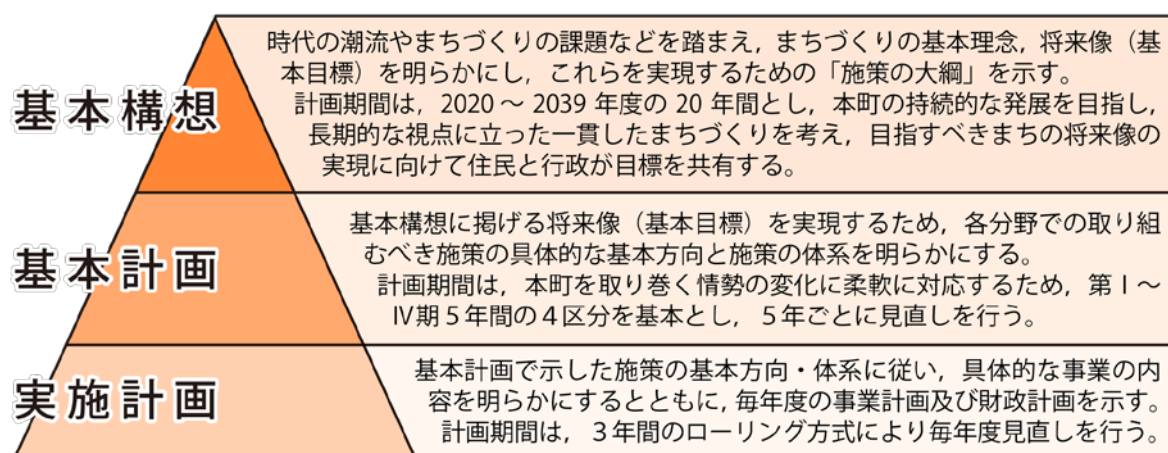
2. 総合計画の構成・計画期間

新しい五霞町の総合計画には、五霞町議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年五霞町条例第19号）に基づき、引き続き本町の最上位計画として位置づけ、住民が豊かに暮らす土台づくりの基礎になってまちづくりを牽引する役割があると考えています。

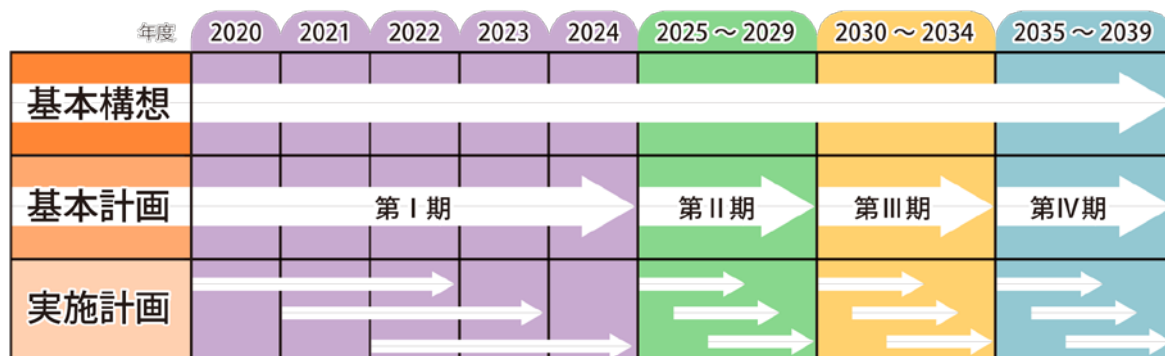
そのため、長期的な視点でみるまちづくりの方針については、時間軸を長く持たせた計画とし、達成すべき目標とその実現のための道筋を明らかにした具体的な方針については、中期間で見直しを図っていけるような計画としていく必要があります。

したがって、計画の構成としては、これまでのように「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造については踏襲しつつ、計画期間を「基本構想」は20年、「基本計画」は5年ごとに4期に分けて見直しを図り、「実施計画」は計画期間を3年とし、毎年度見直しをするローリング方式*により適宜対応が図れる仕組みとします。

■計画の体系図



■計画の期間



第2章 五霞町の概況

1. 位置・地勢・気候等からみた五霞町

(1) 位置

五霞町は、関東平野のほぼ中央、茨城県の西南端に位置し、都心から約 50 km、県都水戸市からは 70 km の圏域にあり、茨城県で唯一利根川の右岸に位置しています。

東は江戸川を隔てて千葉県に、南西は、権現堂川及び中川を隔てて埼玉県に、また北東部を流れる利根川をはさんで古河市・境町に接し、四方を河川に囲まれた県境のまちとなっています。

町内のほぼ中央に新 4 号国道が縦断し、これと交差する形で首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が通っており、平成 27 年 3 月に五霞インターチェンジが供用開始されました。



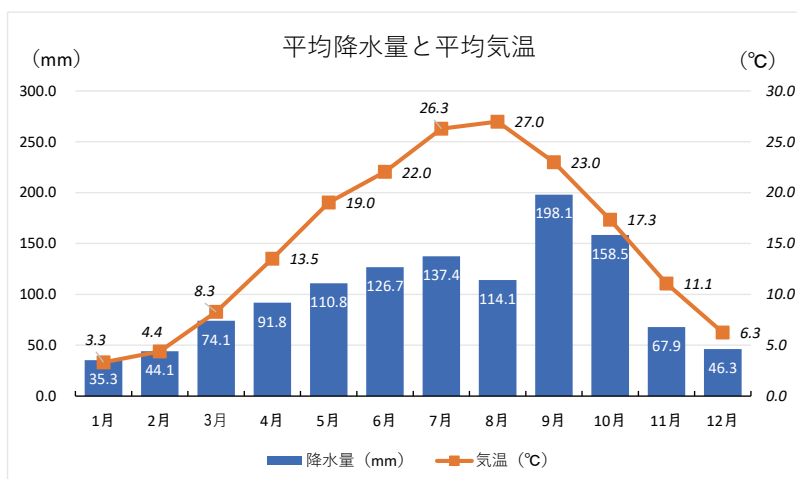
(2) 地勢

本町は、東西に 7.1 km、南北に 6.1 km で、総面積は 23.11 km² となっています。四方を河川に囲まれているため、地質は猿島台地の洪積層と、利根川、渡良瀬川が形成した沖積層からなり、標高 8 ～ 15m 程度の平坦な地形です。

(3) 気候

気候は、関東内陸部の気象条件で、夏は湿度が高く高温になり、冬は乾燥した晴天が多く降雪は少ないものの、「赤城おろし」と呼ばれる乾燥した強い西風が吹きます。

平成 21 ～ 30 年の月別平均気温をみると、最も低い 1 月は 3.3℃、最も高い 8 月は 27.0℃ となっています。月別平均降水量をみると、最も少ない 1 月は 35.3mm、最も多い 9 月は 198.1mm となっています。



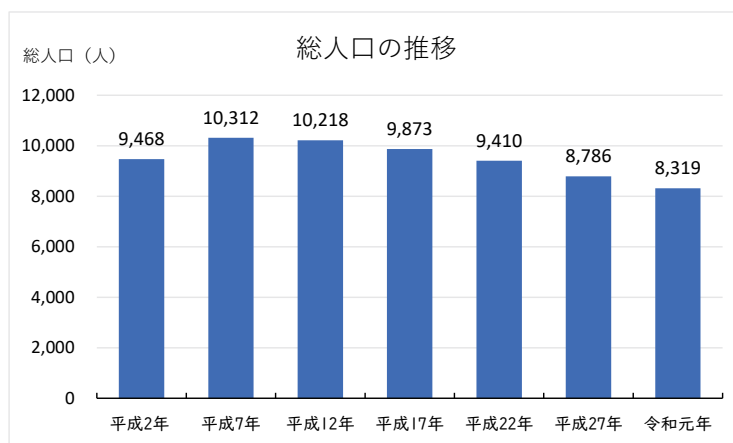
出典：気象庁
古河観測所 10 年間 (H21 ～ H30) の平均

2. 人口と世帯の状況からみた五霞町

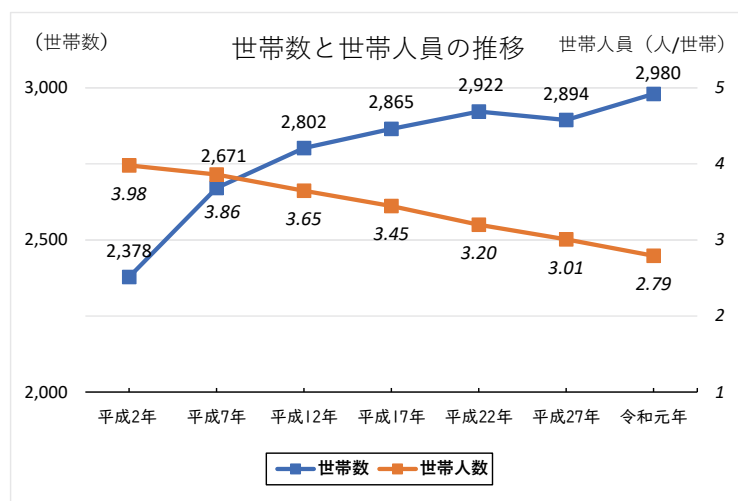
(1) 人口と世帯数の推移

人口は平成7年をピークに減少に転じ、世帯数は増加傾向を続けている。

本町の人口は、冬木特定土地区画整理事業（現：原宿台地区）に伴う住宅開発などを背景として、増加傾向を示していましたが、平成7年の10,312人をピークに減少に転じることとなり、平成27年の国勢調査では8,786人、令和元年の茨城県常住人口調査（四半期報）では8,319人となっています。



世帯数は平成27年に減少しましたが、令和元年には2,980世帯と再び増加に転じています。一世帯あたりの人員は減少が続き、平成2年には3.98人/世帯であったものが、令和元年では2.79人/世帯となっています。核家族や高齢者夫婦のみの世帯、高齢者のひとり暮らし世帯の増加などにより世帯家族規模の縮小化が進んでいる傾向がみられます。

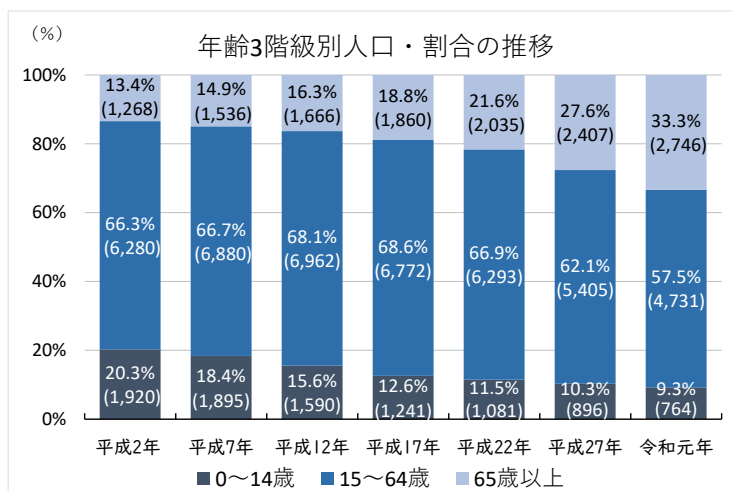


(2) 年齢3階級別人口・割合の推移

29年間で老年人口割合が2.5倍に、年少人口割合は半分以下に減少し、生産年齢人口は減少傾向となっている。

本町の年齢3階級別人口・割合の推移をみると、0～14歳の年少人口は平成2年と比較すると、令和元年では半分以下に減少し10%を切っている一方で、65歳以上の老年人口は平成2年と比較すると、令和元年は約2.5倍となっています。

15～64歳までの生産年齢人口は、平成17年までは増加を示していましたが、年少人口の減少や団塊の世代の高齢化を背景に、平成22年以降は減少へと転じています。



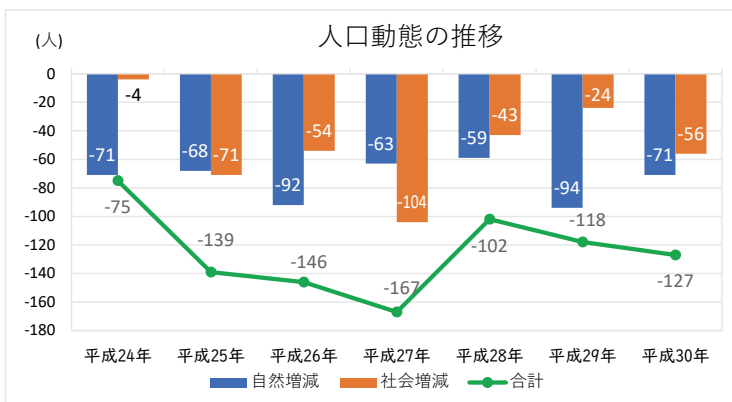
出典：国勢調査・茨城県常住人口調査
(令和元年10月1日現在、年齢不詳は含めず)

(3) 人口動態の推移

平成28～29年に社会減がやや持ち直したが、自然増減、社会増減*ともに減少が続いている。

本町の人口動態の推移をみると、平成24年以降、自然増減、社会増減*ともにマイナスで推移しています。自然増減、社会増減*の合計でみると、平成25年から平成27年は毎年150人近くの人口が減少しています。

平成28年からは社会増減による減少がやや持ち直し、110人前後の減少で推移していましたが、平成30年に再び減少数が多くなり、人口動態は減少が続いている状態です。

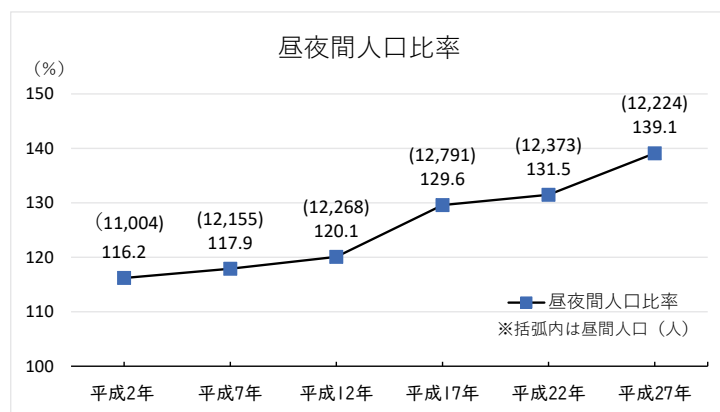


出典：茨城県常住人口調査（各年）

(4) 昼夜間人口*指数の推移

平成 2 年から増加が続いており、平成 17 年から大きく増加している。

本町の昼夜間人口*比率は、平成 2 年の 116.2% から上昇を続け、平成 27 年には 139.1% となっています。工場立地などを背景に昼間人口の伸びがみられましたが、平成 22 年以降昼間人口は減少に転じているにもかかわらず、夜間人口の減少の影響により、比率は上昇しています。

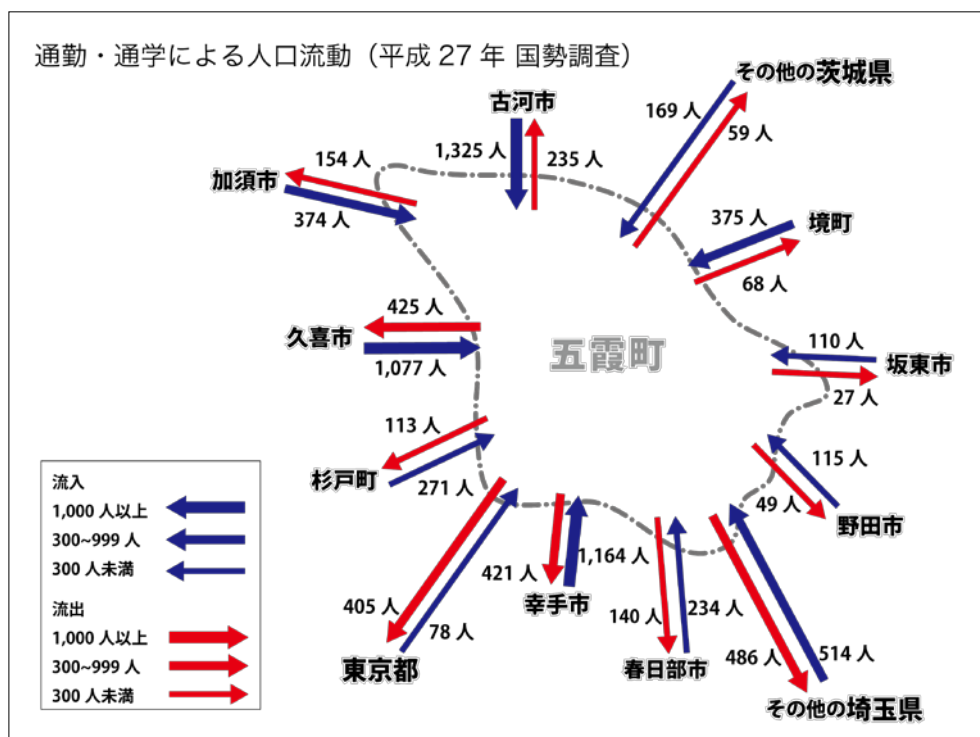


出典：国勢調査・茨城県常住人口調査

(5) 通勤・通学による人口流動（平成 27 年 国勢調査）

通勤による流入人口が流出人口を大きく上回っている。

本町の平成 27 年の通勤・通学による人口流動では、流入人口が流出人口を大きく上回っています。流入先は茨城県古河市が最も多く、次いで埼玉県幸手市、久喜市となっています。県別でみると流入・流出ともに埼玉県が最も多くなっています。



3. 産業構造からみた五霞町

(1) 産業別就業人口・割合の推移

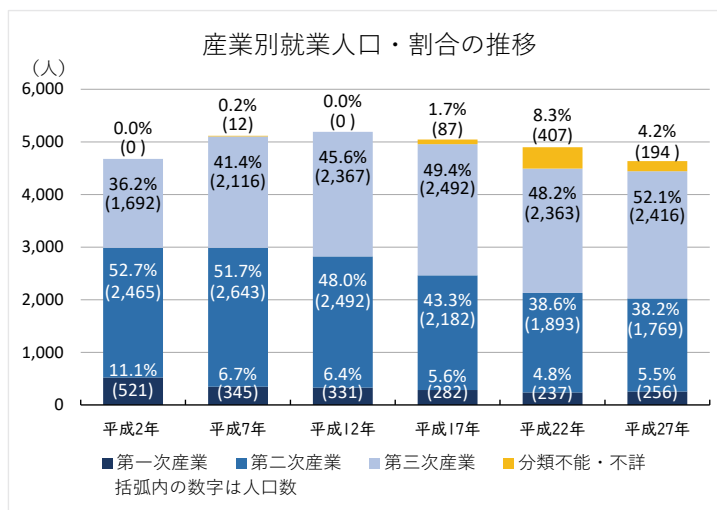
第一次産業、第二次産業は減少傾向、第三次産業は増加傾向を示している。

本町の産業別就業人口は平成12年をピークに減少傾向です。

産業別就業人口割合の推移をみると、第一次産業・第二次産業については、減少傾向が続いており、平成27年においては、第一次産業は5.5%、第二次産業は38.2%となっています。

一方、第三次産業は増加傾向で、平成2年の36.2%から平成27年では52.1%と増加しています。

出典：国勢調査



(2) 事業所・従業者数（平成28年 経済センサス活動調査）

事業所は建設業が最も多いが、従業者は製造業が最も多く、次いで運輸業となっている。

本町の事業所数をみると、建設業が最も多く、次いで製造業、卸売業・小売業、運輸業・郵便業と続いています。

一方、従業者数は製造業が最も多く、次いで運輸業・郵便業、建設業、卸売業・小売業の順となっています。

本町の事業所数・従業者数のベスト5

ランキング		1	2	3	4	5
事業所数	業種	建設業	製造業	卸売業・小売業	運輸業・郵便業	宿泊業・飲食サービス業
	箇所数	123	86	72	41	27
従業者数	業種	製造業	運輸業・郵便業	建設業	卸売業・小売業	医療・福祉
	人数	5,016	1,151	645	555	272

第3章 五霞町を取り巻く時代の潮流

1. 人口減少やグローバル化など社会を取り巻く環境の変化

(1) 人口減少時代への対応

我が国の人口は2065年には8,808万人になるものと推計されており、人口構成比は老年人口割合が約38%、生産年齢人口が約51%、年少人口が約10%で、人口減少・少子高齢化については依然として深刻な状況となっています。（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口平成29年推計」より）

人口減少は、労働力人口*の減少をもたらし、生産と消費といった経済面の影響はもとより、地域コミュニティ機能の弱体化、年金・医療・介護等の社会保障制度の不安定化、税財源の減少による公共サービスの縮小等、人々の生活に大きく影響を及ぼしつつあります。こうした状況に対応するため、若い世代が安心して働き、子供を産み育てやすい社会経済環境の実現が必要となります。

(2) グローバル化への対応

我が国では、力強い経済を取り戻すための重要な成長分野として観光を位置づけ、観光立国推進基本法*の成立（平成18年（2006年））や、戦略的なビザ緩和、免税制度の拡充、出入国管理体制の充実、航空ネットワーク*拡大などにより、訪日外国人旅行者数は平成27年（2015年）に約2,000万人になり訪日外国人旅行消費額は約3.5兆円に伸びています。

また、日本を含む11カ国が参加する環太平洋連携協定（TPP）*の発効（平成30年（2018年））による新たな経済圏の誕生や、欧州連合（EU）*との経済連携協定（EPA）*も発効（平成31年（2019年）2月）など、経済圏の拡大が進んでいます。

このように、多方面でのグローバル化の進展は今後益々加速されていくことは間違いなく、我が国においても国家間、都市間の競争がこれまで以上に激しくなる中、国際市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓、グローバルリーダーの育成や外国人労働者の受入れなどを推進していくことが求められています。

2. 行政政策や技術革新など社会の仕組みの変化

(1) 自立が求められる地方行政への取組・地方創生・地域再生への取組

平成12年（2000年）に地方分権一括法*が施行され、国と地方の役割分担の明確化や機関委任事務の廃止などを通して地方分権が進められ、平成26年（2014年）からは、個々の地方公共団体等から全国的な制度改革の提案を広く募る「提案募集方式」の導入などが行われており、基礎自治体への権限移譲がさらに進む状況となっています。

一方、人口減少時代の到来により、人口減少の加速化が進むとともに、東京圏に人口が一極集中し、地域格差や地方から都市部への人口流出が予想されることから、政府では、平成26年（2014年）に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、総合的な取組を進めています。

(2) ICT*の進展への対応

我が国においては、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会として Society5.0*を目指した取組が進められています。ICT*の想像を超える進展やデータ流通量の飛躍的な増大によるイノベーション*が期待されています。

人とものがつながることにより新たな価値を生み出す IoT*，必要な情報を必要なときに提供することができる AI*，ロボットや自動走行車などの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ，経済発展と社会的課題の解決を両立することが求められています。

また，少子高齢化により人的な資源の減少が懸念される中，事務の効率化，簡素化を図り，行政サービスの質の維持を継続していくためにも，AI*や RPA*（ロボティクス・プロセス・オートメーション）などの新たな技術の導入の検討が必要となっています。

3. 災害・エネルギーなどリスク環境の変化

(1) 安全・安心な国土づくり

我が国は国土，風土の条件から，台風，大雨，大雪，洪水，土砂災害，地震，津波，火山噴火などの自然災害が発生しやすく，数多くの災害に見舞われてきた歴史があり，これらの災害への対策は最重要事項となっています。特に，近年，気候変動による災害の激甚化，首都直下地震，南海トラフ巨大地震の切迫（30年以内の発生確率70%）なども懸念され，自然災害への対策が求められています。

また，高度成長期以降に集中整備した橋やトンネル，高速道路，水道・下水道等のインフラは，今後，老朽化が急速に進むと見込まれており，計画的な更新により機能を適切に維持していくことが求められています。

このような状況から，国では，あらゆるリスクを見据えつつ，どんなことが起ころうとも最悪な事態を避けられるような「強靱」な行政機能，地域社会，地域経済を作り上げていく取組として「国土強靱化基本計画」を策定しています。

災害時の被害をできる限り少なく抑えるため，日常的な災害に対する備え，近所や地域の方々と助け合う体制を整えていくことが必要です。

(2) 環境問題・エネルギー問題への対応

国際的な取組の強化にもかかわらず，地球温暖化，自然破壊，生物多様性の危機など，地球規模での環境問題は依然として深刻な状態が続いています。

国連では，平成27年（2015年）9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ*」が採択され，世界が取り組むべき持続可能な開発目標「SDGs（Sustainable Development Goals）」を掲げました。この中では，エネルギー問題や気候変動対策などとともに，貧困やジェンダー*の問題，製造・消費の責任，海・陸の豊かさを守るなど，複数の課題の統合的な解決を目指すことが求められています。

また，平成27年（2015年）12月には「パリ協定*」が採択され，全世界で地球温暖化対策に取り組むことが確認されています。

持続可能な社会を実現するため，経済，社会及び環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が求められています。

第4章 各種調査結果の概要

1. 各種アンケート調査結果の概要

(1) 調査概要

■調査の目的

第6次五霞町総合計画の策定にあたり、今後の取組に生かしていくことを目的とし、住民が五霞町に暮らしていく中で日頃感じていることや、将来を担う中学生・高校生が今の五霞町をどのように考え将来どんなまちになってほしいと思っているのか、また、町内の事業所からのご意見なども伺うこととしました。

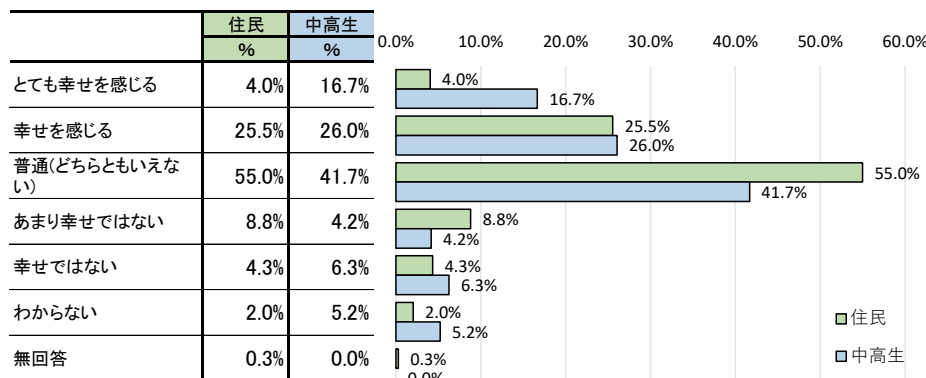
さらに、外からみた五霞町を把握するため、近隣市町の住民からも意見を募ることとしました。

実施した調査	調査対象者	調査方法	調査期間	配布・回収状況
1 住民意向調査	町内在住の18歳以上の住民	郵送による配布・回収	平成30年 12月6日(木) ～12月20日(木)	配布数：3,103票 回収数：693票 回収率：22.33%
2 中高生意向調査	町内在住の中学2年生 及び高校生	中学生：学校を通じて 高校生：郵送による配布・回収	平成30年 12月6日(木) ～12月20日(木)	配布数：284票 回収数：96票 回収率：33.80%
3 事業所意向調査	五霞工業クラブ加盟 事業所	工業クラブを通じて配布 郵送による回収	平成30年 11月22日(木) ～12月7日(金)	配布数：57票 回収数：22票 回収率：38.60%
4 職員意識調査	五霞町役場職員	役場内システム活用	平成30年 12月28日(金) ～平成31年 1月21日(月)	配布数：97票 回収数：93票 回収率：95.88%
5 WEB アンケート調査	20～59歳の近隣市 町在住者	インターネットによる調査	平成30年 11月19日(月) ～11月21日(水)	回収数：1,049票 回収率：12.0%

(2) 住民意向調査（前回（第5次策定時）・今回）結果・中高生意向調査結果の比較〈抜粋〉

■問：あなたは五霞町で暮らしていて幸せを感じていますか。《住民・中高生比較》

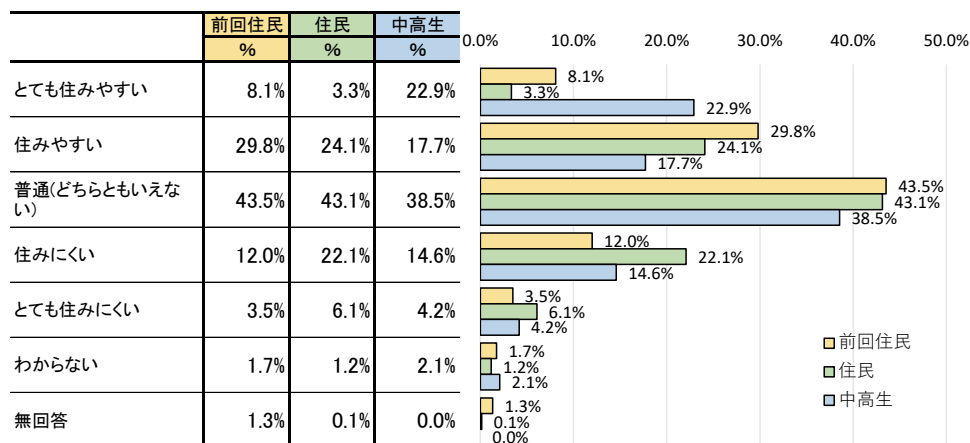
住民、中高生ともに、「普通（どちらともいえない）」が最も多く、次いで「幸せを感じる」となっています。住民では「あまり幸せではない」と「幸せではない」が「とても幸せを感じる」よりも多くなっています。一方、中高生では「とても幸せを感じる」が「あまり幸せではない」と「幸せではない」より10ポイント以上多くなっています。



■問：あなたは五霞町を住みやすいと感じていますか。《前回住民・住民・中高生比較》

前回と今回の住民調査を比較すると、前回調査で多かった「住みやすい」と「とても住みやすい」が、今回調査では減少しており、「住みにくい」と「とても住みにくい」が増加しています。

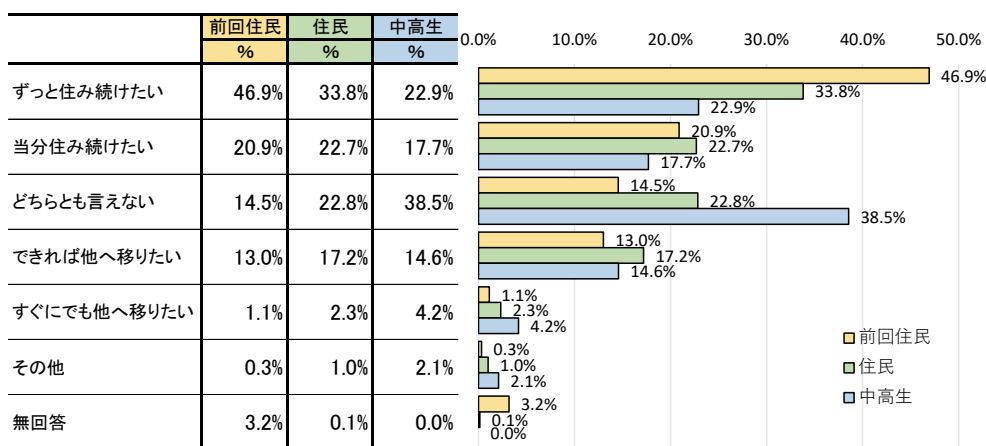
今回調査の住民と中高生を比較すると、中高生では「とても住みやすい」が「普通（どちらともいえない）」に次いで多くなっており、中高生の方が住みやすいと感じていることがわかります。



■問：あなたは今後も五霞町に住み続けたいと思いますか。《前回住民・住民・中高生比較》

前回と今回の住民調査を比較すると、前回調査で５割近くあった「ずっと住み続けたい」が、今回調査では約３割と減少しています。

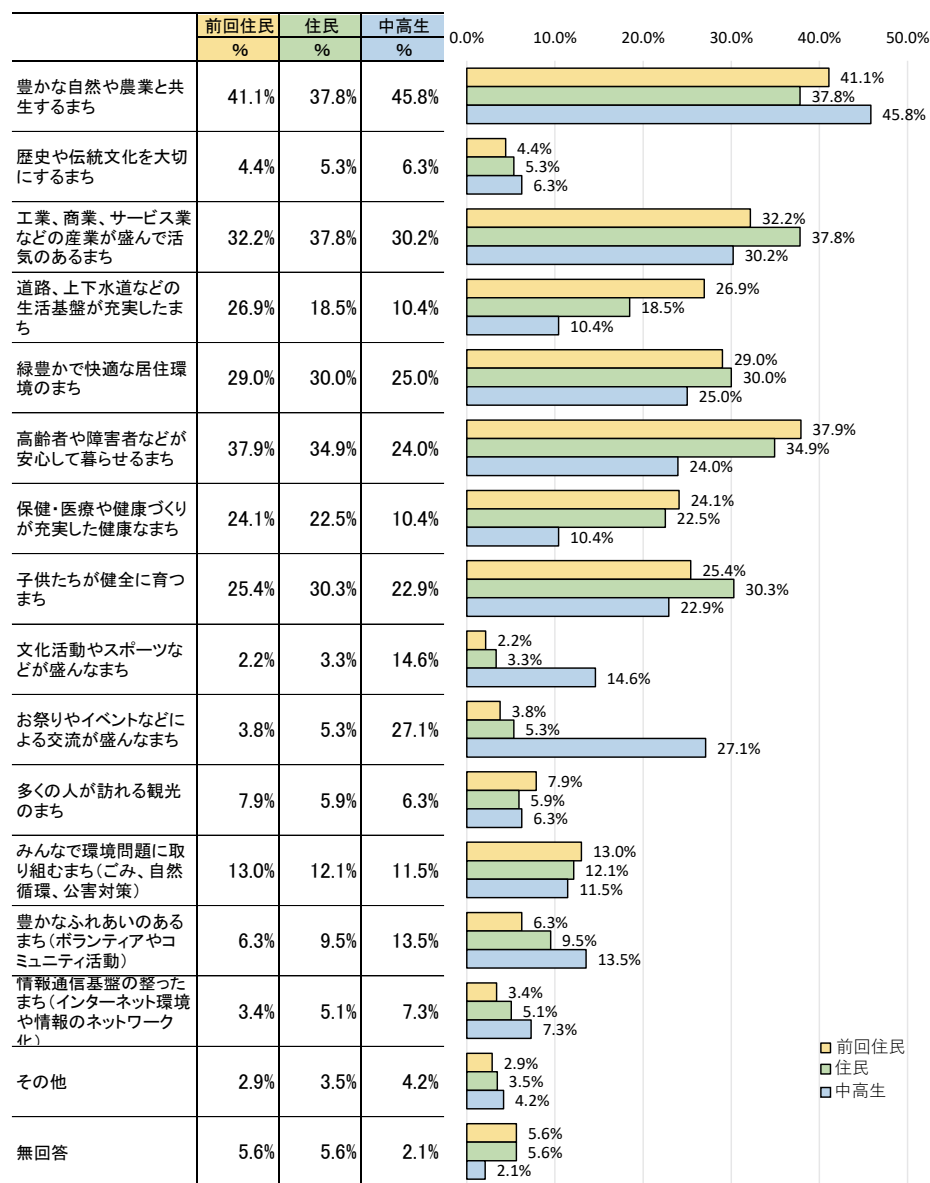
今回調査でみると、中高生では「どちらとも言えない」が最も多く４割近くとなっています。



■問：五霞町の将来はとなると良いと思いますか。《前回住民・住民・中高生比較》

前回と今回の住民調査を比較すると、前回より増加しているのが「工業、商業、サービス業などの産業が盛んで活気のあるまち」、「子供たちが健全に育つまち」などとなっています。反対に前回より減少しているのが「道路、上下水道などの生活基盤が充実したまち」、「豊かな自然や農業と共生するまち」、「高齢者や障害者などが安心して暮らせるまち」となっています。

今回調査の中高生では、「豊かな自然や農業と共生するまち」、「お祭りやイベントなどによる交流が盛んなまち」、「文化活動やスポーツなどが盛んなまち」などが住民より多くなっています。



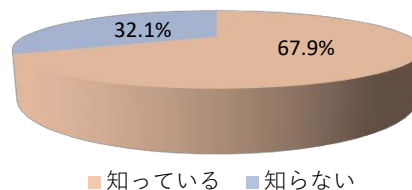
(3) WEB アンケート調査

■回答者の居住地

- ・茨城県（古河市・境町・坂東市）
- ・埼玉県（久喜市・幸手市・加須市・杉戸町・宮代町・春日部市・越谷市・草加市・伊奈町・蓮田市・白岡市）
- ・千葉県（野田市） ・栃木県（野木町）

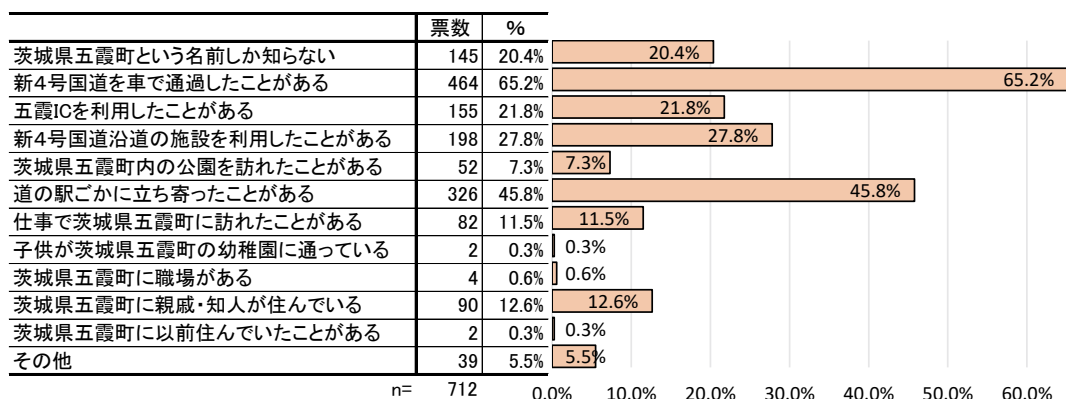
■問：あなたは五霞町を知っていますか。

近隣市町の住民の五霞町の認知度については、「知っている」が67.9%、「知らない」が32.1%となっています。



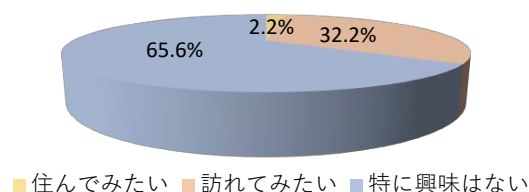
■問：「知っている」と回答した方、あなたと五霞町との関わりを教えてください。複数回答。

五霞町との関わりについては、「新4号国道を車で通過したことがある」が65.2%と最も多く、次いで「道の駅ごかに立ち寄ったことがある」が45.8%となっています。



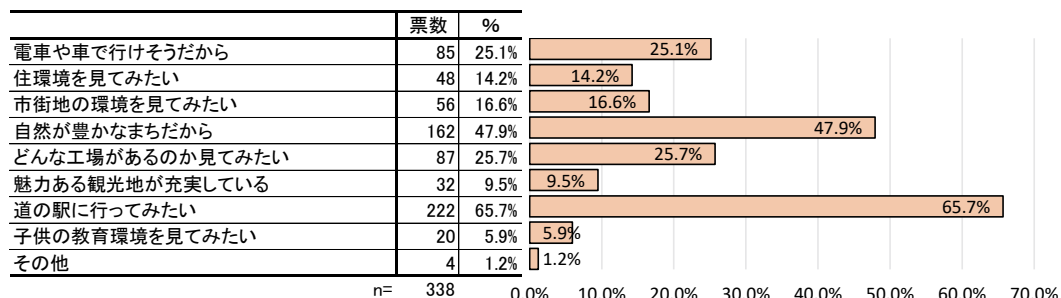
■問：あなたは五霞町に対してどのように思いますか。

五霞町への関心については、「特に興味はない」が65.6%、「訪れてみたい」が32.2%となっています。



■問：「訪れてみたい」を選んだ理由は何ですか。複数回答。

五霞町を訪れてみたい理由については、「道の駅に行ってみよう」が65.7%と最も多く、次いで「自然が豊かなまちだから」が47.9%となっています。



(4) 事業所意向調査（前回（第5次策定時）・今回）結果の比較

■回答のあった事業所の基本情報

回答のあった事業所は、前回は23事業所、今回は22事業所となっています。

前は立地から「3年未満」、「3～10年未満」の事業所もありましたが、今回はすべて立地から10年以上が経過した事業所からの回答となっています。

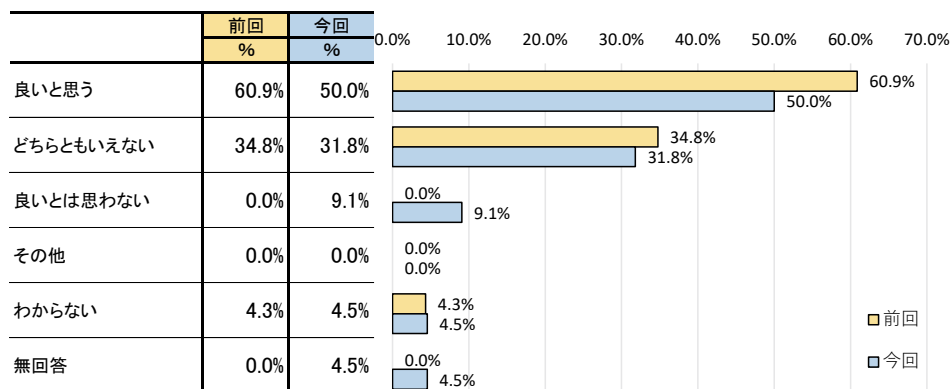
立地からの経過年数	前回	今回
3年未満	1	0
3～10年未満	2	0
10年～20年未満	5	3
20年以上	15	19
無回答	0	0
計	23	22

事業所の位置	前回	今回
川妻・大崎地区	11	11
土与部・押出地区	3	4
江川地区	7	3
その他	2	1
無回答	0	3
計	23	22

事業所の従業員規模	前回	今回
1～4人	0	2
5～9人	4	1
10～19人	1	1
20～29人	3	3
30～49人	4	1
50人以上	11	13
無回答	0	1
計	23	22

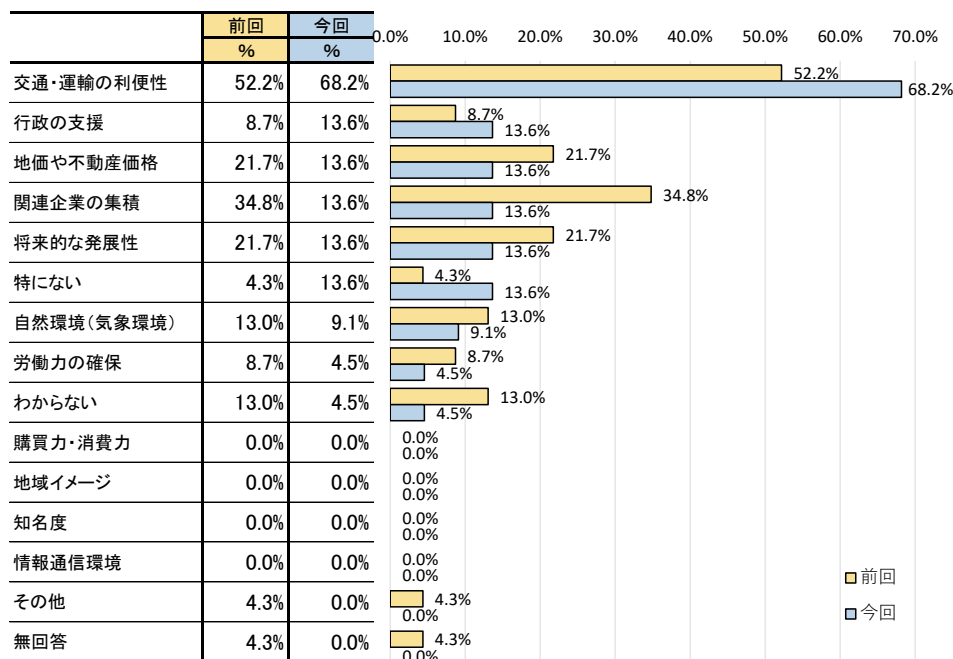
■問：事業所の立地条件として「五霞町」をどのように思いますか。《前回・今回比較》

前回調査では6割だった「良いと思う」が今回5割に減少している一方で、前は0だった「良いとは思わない」が1割弱となっています。



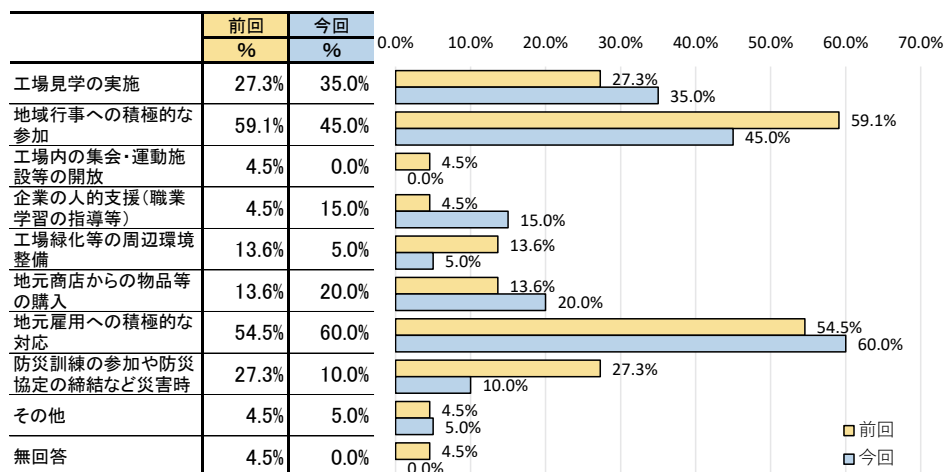
■問：事業活動を行う上で五霞町のメリットは何かありますか。《前回・今回比較》

前回調査と比較して増加したのは「交通・運輸の利便性」、「行政の支援」となっています。一方、前回より減少したのは「関連企業の集積」、「地価や不動産価格」、「将来的な発展性」などとなっています。



■問：五霞町のどのようなことにご協力いただけますか。《前回・今回比較》

前回調査と比較して、「地域行事への積極的な参加」、「防災訓練の参加や防災協定の締結など災害時の対応」が大きく減少しています。一方、増加したのは「企業の人的支援（職業学習の指導等）」、「工場見学の実施」、「地元商店からの物品等の購入」などとなっています。



(5) 各種調査からの五霞町をイメージするキーワード

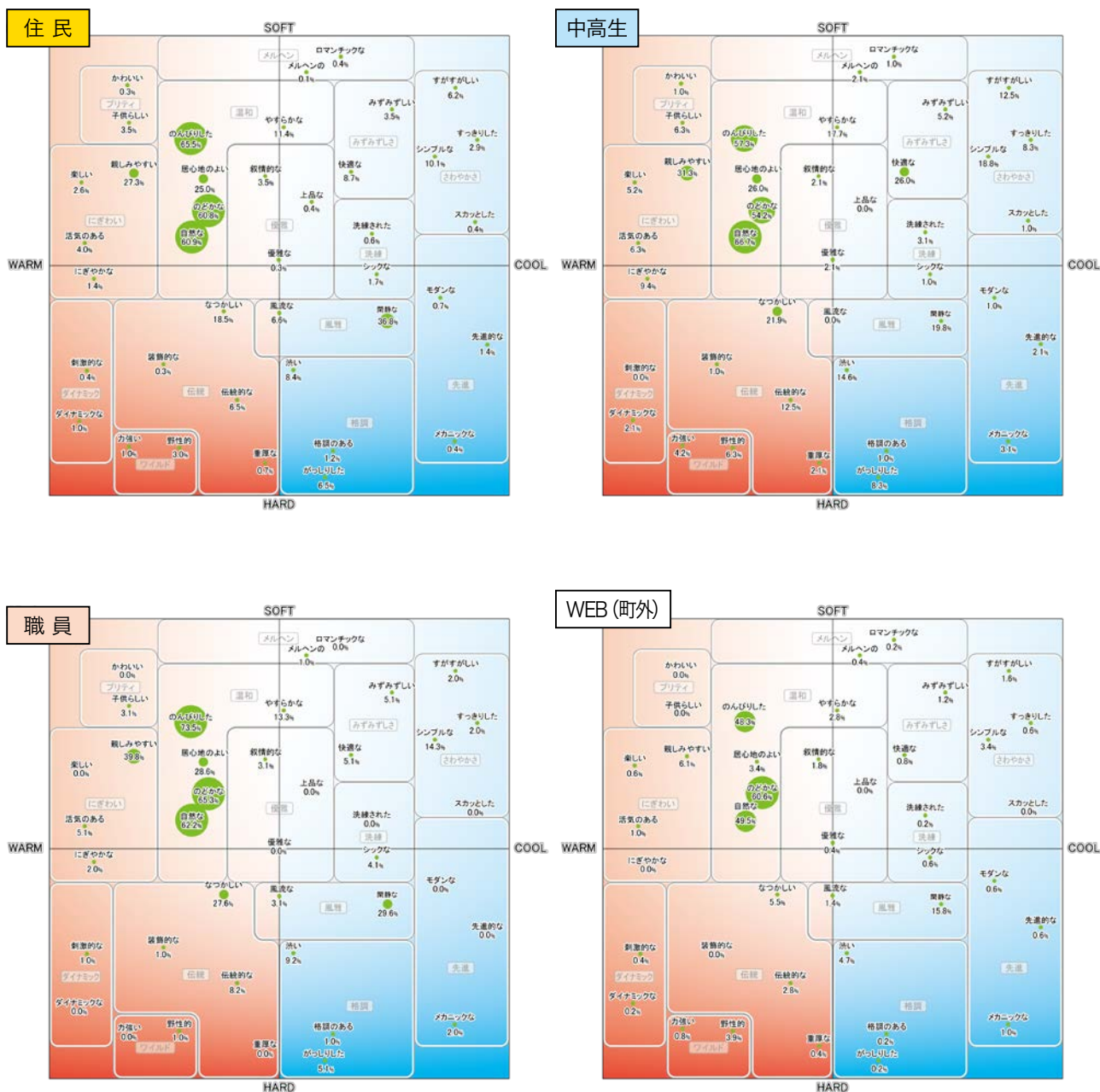
各種アンケート調査で、「現在の五霞町」と「将来の五霞町」をイメージする言葉を選択肢（キーワード）から選ぶ問いを、住民意向調査、中高生意向調査及び職員意識調査で設定しました。

また、町外の方を対象としたWEB アンケートでは「五霞町をイメージする言葉」として同じ選択肢（キーワード）から選ぶ問いを設定し調査を行いました。

■「現在の五霞町」をイメージする言葉《住民・中高生・職員・WEB（参考）の結果比較》 「のんびりした」、「自然な」、「のどかな」が五霞町をイメージするキーワード。

現在の五霞町をイメージする言葉は、住民、中高生、職員で共通して「のんびりした」、「自然な」、「のどかな」の3つが多かったという結果になりました。

また、町外の方を対象にしたWEB アンケート調査でも五霞町のイメージは、「のんびりした」、「自然な」、「のどかな」の3つの言葉に集中する結果となりました。



■「将来の五霞町」をイメージする言葉《住民・中高生・職員の結果比較》

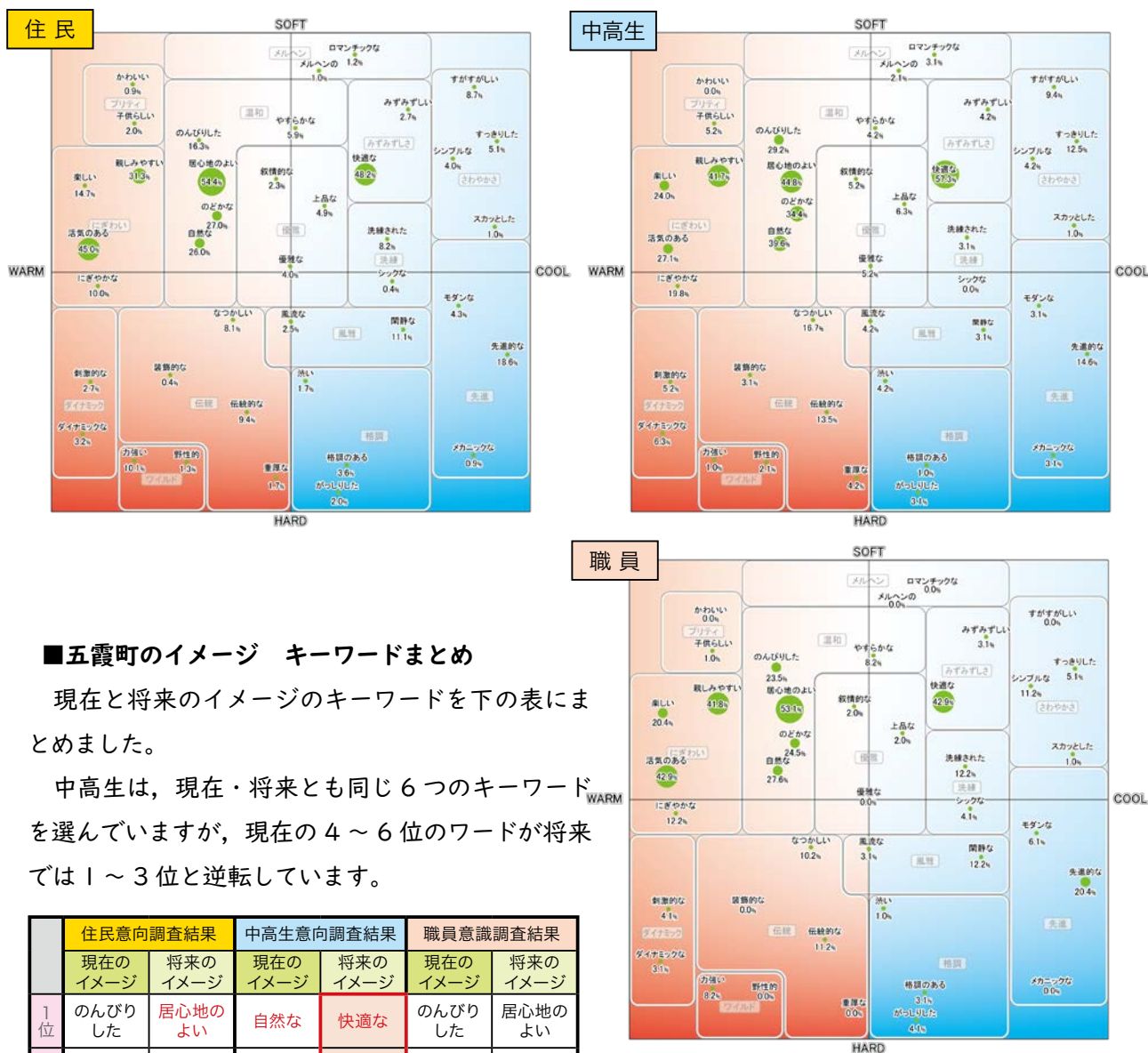
「居心地のよい」、「快適な」が五霞町の将来をイメージするキーワード。

将来の五霞町をイメージする言葉では、住民、中高生、職員で共通して多かったのが「居心地のよい」と「快適な」の2つの言葉でした。

住民では、「居心地のよい」、「快適な」に次いで多かったのが「活気のある」という言葉でした。

中高生では、「快適な」が最も多く、次いで「居心地のよい」、「親しみやすい」という言葉で、現在のイメージで共通して多かった「自然な」、「のどかな」、「のんびりした」も多くなっています。

職員では、「居心地のよい」が最も多く、次いで「快適な」と「活気のある」が並んでいます。



■五霞町のイメージ キーワードまとめ

現在と将来のイメージのキーワードを下の表にまとめました。

中高生は、現在・将来とも同じ6つのキーワードを選んでいます。現在の4～6位のワードが将来では1～3位と逆転しています。

	住民意向調査結果		中高生意向調査結果		職員意識調査結果	
	現在のイメージ	将来のイメージ	現在のイメージ	将来のイメージ	現在のイメージ	将来のイメージ
1位	のんびりした	居心地のよい	自然な	快適な	のんびりした	居心地のよい
2位	自然な	快適な	のんびりした	居心地のよい	のどかな	快適な
3位	のどかな	活気のある	のどかな	親しみやすい	自然な	活気のある
4位	閑静な	親しみやすい	親しみやすい	自然な	親しみやすい	親しみやすい
5位	親しみやすい	のどかな	快適な	のどかな	閑静な	のどかな
6位	居心地のよい	自然な	居心地のよい	のんびりした	居心地のよい	自然な

←表内の色文字はそれぞれの調査で現在・将来に共通して選択されたキーワード。
赤字は1～3位、青字は4～6位。

2. ワークショップ*実施結果の概要

(1) 実施概要

■実施の目的

第6次五霞町総合計画の策定にあたり、住民や中高生、町内で働いている方、近隣市町にお住まいの方、町職員を対象にシミュレーション型ワークショップ*による対話の場を設定し、それぞれの立場からの多様な考え方や意見を聴取することを目的とし実施しました。

第1回で自治体の事業や予算について理解していただき、第2回で五霞町の現状の把握と将来のまちづくりを考える内容となっていることから、町職員を除く参加者は原則2回とも参加していただくこととしました。

シミュレーション型ワークショップ 豪華なGOKAライフ戦略会議		
	第1回 SIM-GOKA-MACHI 2030	第2回 もし五霞が100人の町だったら
日時・場所	平成31年2月2日(土) 13時00分～16時00分 五霞ふれあいセンター	平成31年2月16日(土) 13時00分～16時00分 五霞ふれあいセンター
参加者	①五霞町住民	住民意向調査に応募ハガキ付きチラシを同封、また、役場窓口や公共施設等にチラシを置いて募集。
	②高校生(五霞町在住)	中高生意向調査に応募ハガキ付きチラシを同封、また、ふれあい祭りに関係する高校生を通じて依頼。
	③中学生(五霞町在住)	五霞中学校を通じて依頼。
	④町内就労者	工業クラブ・商工会等を通じて出席を依頼。
	⑤町外住民	町外出身の役場職員のつながりで出席を依頼。
	⑥町職員	総合計画ワーキングチームメンバーを中心に各課から参加。

(2) SIM-GOKA-MACHI 2030

■SIM-GOKA-MACHI 2030 概要

架空の自治体 GOKA-MACHI を舞台として、2020年から2030年までに起こる様々な課題に対し、7人で1つのチームを組み、話し合いによりまちの予算案を作成するゲームです。

2020年から2030年のGOKA-MACHIの状況	架空自治体 GOKA-MACHI は、将来、人口減少と少子高齢化が急速に進行、税収が減少し、社会保障費が増大することが予測される。さらに公共施設の老朽化等、将来に向けての課題が山積しており、財政運営は厳しい状況が予想される。
SIM-GOKA-MACHI 2030のチーム編成	総務部長 健康福祉部長 教育・文化部長(教育担当) 教育・文化部長(文化担当) 生活安全部長 都市建設部長 産業部長 の計7名で編成。
SIM-GOKA-MACHI 2030のルール	・ゲームは3ラウンドで行い、1ラウンドで5年が経過。それぞれのラウンドの制限時間内にまちの予算案を作成する。 ・1チームは7名の部長で編成されていて、各部で「事業カード」を持っている。限られた財源でこれからのまちの課題に対応するためには、事業の見直しや取り組む事業の取捨選択を決断していかななくてはならない。 ・事業の取捨選択は、部長7名の合議によって決定しなければならない。多数決や議長一任という決定方法は認められない。 ・予算案は議会で説明し、承認されなければならない。事業の廃止については十分な説明責任が果たされていないと判断された場合は「否決」となり、廃止はできず「赤字債」を発行することになる。

■ SIM-GOKA-MACHI 2030 で設定した事業

本町の実在の事業ではありませんが、住民が五霞町で必要だと思っているのはどんなことかを検証するために各部の事業を設定しました。

	各部の手持ち事業カード この中から見直すか取り組むかの取捨選択をする。	選択カード 時間の経過の中で出てくる新規事業、取り組むか取り組まないかの選択をする。
総務部	・地域づくり活動支援事業 ・住民サービス向上事業 ・WE LOVE GOKA 推進事業	・行政事務業務効率化事業
健康福祉部	・ぐるっと一周健康ウォーキング大会事業 ・高齢者いきいき活動支援事業 ・みんなで助け合い事業	・GOKA ネウボラ*事業
教育・文化部	・公立学校適正配置計画事業 ・社会教育複合施設計画事業 ・GOKA デジタル博物館事業	・プログラミング教育推進事業
生活安全部	・街路灯・防犯カメラ設置事業 ・空き家有効活用促進事業 ・地球にやさしい GOKA 推進事業	・洪水避難タワー整備事業
都市建設部	・都市計画道路整備事業 ・IC 周辺開発事業 ・コミュニティバス自動運転システム導入事業	・道の駅拡張事業
産業部	・まちなか移動商店街促進事業 ・農業担い手育成事業 ・GOKA 文化体験観光開発事業	・工業団地リニューアル事業

■ SIM-GOKA-MACHI 2030 の結果まとめ

2030 年時点で 3 つのチームが共通して選択した事業と廃止した事業は下の表のようになりました。

全チームが選択した事業は、高齢者が健康で活動することの支援、子育て家族の健康サポートといった健康福祉に関する事業、都市計画道の整備事業、増加している外国人観光客をターゲットにした観光開発事業でした。

	各部の手持ち事業カード	選択カード
全チームが 選択した事業	・高齢者いきいき活動支援事業 交流サロンを整備し、高齢者が健康維持や生きがいを目的としたサークル活動やボランティア活動を支援し、健康でいきいきと地域で活動するシニアライフを目指す。 ・都市計画道路整備事業 都市計画道路の整備により町内の道路ネットワーク*形成が推進し、部分的に発生していた交通渋滞が緩和され自動車での移動がスムーズになる。 ・GOKA 文化体験観光開発事業 外国人観光客をターゲットに、地域文化や郷土料理、農業体験などのプログラムを開発し SNS を使って発信する。近隣の観光地と連携して、立寄先のひとつとなる広域観光ルートをつくる。	・GOKA ネウボラ*事業 妊娠期から就学前までの子供の成長や発達の支援、両親やきょうだいといった子育て家庭全体の心身の健康サポートをするシステムを構築し継続維持していく。
全チームが 廃止した事業	・ぐるっと一周健康ウォーキング大会事業 ・社会教育複合施設計画事業 ・まちなか移動商店街促進事業 ・農業担い手育成事業	

(3) もし五霞が100人の町だったら

■もし五霞が100人の町だったら 概要

2015年の五霞町の実際の人口を100人に換算して、年少人口(子供)、生産人口(大人)、老年人口(お年寄り)のそれぞれの人数を出して、2015年人口分布図(メッシュ図)の上に人形を配置します。

2040年に100人だった町の人口は65人に減少、人形を65体に減らして、2040年人口分布図(メッシュ図)の上に人形を配置し直します。

人口が減少した五霞町で「守りの戦略 やめるべきこと」と「攻めの戦略 やるべきこと」は何かを話し合い、住民が幸せに暮らしていくためには何が大切か考えるワークショップ*です。

WORK-1 「五霞町の現状を把握してみよう」	町役場や公共施設など主な建物、人形100人が配置された2015年の人口メッシュ図を見て、「今の五霞町の良い点」と「今の五霞町の悪い点」を付箋に書き出す。
WORK-2 「五霞町のこれからを想像してみよう」	WORK-1の100体の人形を65体に減らし2040年の人口メッシュ図に配置し直す(建物も)。図面を見て、2015年の良い点と悪い点はどのように変化したか検証し、付箋に変化を書き出す。また、2040年に起こることを想像し、付箋に書き出す。
WORK-3 「守りと攻めのまちづくり戦略を考えてみよう」	① WORK-1, WORK-2で作業してきたことを参考に、「守りの戦略 やめるべきこと」と「攻めの戦略 やるべきこと」は何かを話し合い、付箋に書き出す。 ② 人口が少なくなった五霞町で充実した生活を送るために大切なこと、必要なこと、守っていききたいことなど、思いつくことを付箋に書き出す。

■もし五霞が100人の町だったら ワークの経過

今の五霞町の良い点	今の五霞町の悪い点
・五霞ICがある。圏央道が通っている。 ・工業団地がある。 ・道の駅があり、外から人が訪れる。 ・自然が豊か、田んぼが多い。 ・公共施設が集中して建っている。	・交通の便が悪い。 ・人口が少ない、子供が少ない。 ・お店が少ない。 ・まちが暗い。(夜間)

2015年から2040年でどんなことが起こるか	
・企業・工場・商業施設を増やす ・道の駅のリニューアル ・古民家の活用・民泊 ・公園をキャンプ場としても使えるように ・観光化(野生のホタル) ・農業の企業化 ・スローライフなまちをPR	・高速バスの運行 ・高齢者を労働力として活用 ・管理できない土地・建物が増える ・防災力の低下 ・高齢者だけの地区、孤立化 ・学校・児童館の統合や複合化

攻めの戦略(やるべきこと)	守りの戦略(やめるべきこと)
・施設の集中(統合・IC周辺に集中) ・デマンドタクシー* ・今あるものを有効活用する(民泊・災害時の活用) ・安全な食を売る(農産物・農業体験) ・新しいコミュニティ(集まる場)	・不要なものは廃止(多すぎる施設・バス) ・事業をまとめる、連携する ・道の駅での販売方法(買いたいと思わせる販売に変える)

■もし五霞が100人の町だったら 結果まとめ

最終的に出てきたキーワードから、人口減少・高齢化が進んでも、キャンプ場や宿泊型研修場など訪れる人（＝関係人口）や様々な場面で活躍する高齢者を増やし、住民が家族のように助け合うコンパクトで、「農業」とITやAI*を活用した「ハイテク産業」という2つを併せ持つ新しい価値観のまちという未来の五霞町が見えてきました。

“豪華な GOKA ライフ”を目指すための「キーワード」

- ・新しい価値 農業と工場のハイテク化、多くの人を受入れるキャパシティ*をもったまち、ITやAI*などを活用
- ・中心 コンパクトで高度で使いやすいまち、超コンパクト CITY、便利
- ・外から人を呼び込む キャンプ場、宿泊型研修場、余生を過ごす流入人口
- ・人 高齢者の活躍、アクティブシニア*・交流 全員集合、住民＝家族、助け合いのまち、まちぐるみで、子育てするメリットが大きいまち



第5章 基本的課題

1. 課題の整理

位置・地勢・気候等の状況、人口と世帯の状況、時代の潮流、住民意向など、五霞町を取り巻く状況から課題を整理します。

●位置・地勢・気候等の整理

- ・関東平野のほぼ中央、茨城県の西南端、都心から約 50km、県都水戸市からは 70km の圏域に位置する。四方を河川に囲まれ、町内のほぼ中央に新 4 号国道が縦断し、これと交差する形で首都圏中央連絡自動車道(圏央道)が通る。

●人口と世帯の状況の整理

- ・総人口の推移は、平成 7 年をピークに減少に転じ、世帯数は増加傾向を続けている。
- ・年齢 3 階級別人口・割合の推移をみると、29 年間で老年人口割合が 2.5 倍に、年少人口割合は半分以下に減少し、生産年齢人口は減少傾向となっている。
- ・人口動態では、自然増減、社会増減*ともに減少が続いているが、平成 28 年から社会減がやや持ち直し、平成 30 年に再び減少数が多くなっている。
- ・昼夜間人口*指数では、平成 2 年から増加が続いており、平成 17 年から大きく増加している。
- ・人口流動では、通勤による流入人口が流出人口を大きく上回っている。
- ・産業別就業人口は第一次産業、第二次産業は減少傾向、第三次産業は増加傾向を示す。
- ・事業所は建設業が最も多いが、従業者は製造業が最も多く、次いで運輸業となっている。

●五霞町を取り巻く時代の潮流の整理

- ・人口減少など社会変化に伴う時代の潮流。
- ・災害・エネルギー・ICT*の発展など環境の変化に伴う時代の潮流。

●各種アンケート調査結果の整理

- ・「現在の五霞町」をイメージする言葉《住民・中高生・職員・WEB(参考)の結果比較》
「のんびりした」、「自然な」、「のどかな」が五霞町をイメージするキーワード。
- ・「将来の五霞町」をイメージする言葉《住民・中高生・職員の結果比較》
「居心地のよい」、「快適な」が五霞町の将来をイメージするキーワード。
- ・住民では「あまり幸せではない」と「幸せではない」が「とても幸せを感じる」よりも多い。
- ・住みやすさ(「住みやすい」+「とても住みやすい」)は住民 3 割弱、中高生 4 割強となる。
- ・住民では前回調査で 5 割近かった「ずっと住み続けたい」が、今回調査で約 3 割と減少している。
- ・近隣市町に居住する住民の五霞町の認知度は「知っている」が 7 割弱程度ある。五霞町との関わりは「新 4 号国道を車で通過したことがある」が最も多く、次いで「道の駅ごかに立ち寄ったことがある」となる。
- ・近隣市町に居住する住民は五霞町に対して「訪れてみたい」と思う割合が 3 割程度である。その理由は「道の駅に行ってみたい」、次いで「自然が豊かなまちだから」の順である。
- ・事業所においては、事業活動を行う上で五霞町のメリットは「交通・運輸の利便性」、事業所の立地条件として「良いと思う」が 5 割であるが、前回と比べて 1 割減少している。

●ワークショップ*実施結果の整理

(SIM-GOKA-MACHI 2030)

- ・全チームが選択した事業は、健康福祉に関する事業、都市計画の整備事業、観光開発事業。

(もし五霞が 100 人の町だったら)

- ・人口減少・高齢化が進んでも、関係人口や様々な場面で活躍する高齢者を増やし、住民が家族のように助け合うコンパクトで、「農業」と IT や AI*を活用した「ハイテク産業」という 2 つを併せ持つ新しい価値観に期待。



課題の整理

Point1 持続可能性に関する課題

- ・縮小化が見込まれる人口規模への対応
- ・災害などに対する復元力・回復力（レジリエンス*）への対応
- ・効率的な都市づくりへの対応（環境負荷・財政負担などへの対応）
- ・新たな技術（ICT*など）への対応

Point2 住民が暮らす土台づくりに関する課題

- ・都市インフラの適正サイズ化・適正水準化への対応
- ・市街地と非市街地の土地利用，中間的な土地利用における規制・誘導のあり方への対応
- ・都市と自然との調和への対応
- ・住まいの場と働き（産業）の場の共存への対応

Point3 住民の暮らしに関する課題

- ・高度化する福祉ニーズへの対応
- ・地域やライフスタイルごとに異なる行政のサポートニーズへの対応（教育・福祉分野）
- ・より便利に，より快適に，より安全安心なまちづくりへの期待

Point4 住民が属する社会の仕組みに関する課題

- ・「量的な満足」から「質的な満足」への変化
- ・行政主導型から協働型への転換
- ・変容する地域コミュニティへの対応
- ・広域化する生活圏への対応

Point5 行政マネジメントに関する課題

- ・新たな法律や制度などの活用
- ・他分野の行政施策との連携
- ・広域的な近隣市町との連携

まちづくりの重点化に向けた視点

活力あるまちづくりの視点

時代の潮流に乗り，まちの課題解決と新たな付加価値をつけ，マイナスをプラスに変える戦略で打ち勝つ必要がある。

キーワード

- ・Society5.0*時代に対応する
- ・面（基盤整備）と軸（道路整備）の充実を機会と捉える
- ・職住が一体となった居住環境を創出する
- ・外部とのネットワーク*の枝葉を増やす
- ・内部の協働のネットワーク*の網目を細かく張りめぐらせる
- ・様々なニーズにあった住宅開発の適地
- ・障害のある方や外国人の暮らしを支える総合的なサポート体制をつくる

持続するまちづくりの視点

リスクを予測し，住民の暮らしを守るという行政の役割を認識し，セーフティネット*の網目を細かくする必要がある。

キーワード

- ・まちの環境を人口に見合う状態にする
- ・まちの仕組みを人口に見合う状態にする
- ・行政コストの最適化を図り効率的な公共サービスを行う
- ・弱者に配慮した優しい行政を維持する
- ・地域住民の力を“てこ”に福祉の充実を図る
- ・知恵やアイデア，資金，技術を町内外から取り込む
- ・性別・年齢・国籍問わず誰もが知り合いになり，みんなが助け合う
- ・みんなで災害への備えを行う

第2編 基本構想

第2編 基本構想 用語解説

ページ	用語	解説
29	プロセス	英語の「process」を語源とし、一般的に「物事の手順や手段、方法」という意味で用いられる。
31	定住人口	その地域に住んでいる人々のことで、居住者・居住人口とも言われる。
31	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことをいう。
31	交流人口	その地域を訪れる人々のこと。通勤・通学、買い物、文化鑑賞・創造、学習、習い事、スポーツ、観光、レジャーなどを目的として訪れる人々のことをいう。
33,34	ネットワーク	「網（net）」という意味の英単語を語源とし、人間関係の広がりや、組織や集団、拠点などの間の繋がりがりや体系、交通機関や道路等の地理的な構造などを総称したものである。
33	レクリエーション	仕事・勉強などの肉体的・精神的疲労を癒やし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること、また、その休養や娯楽自体のことをいう。
36	イメージアップ	世間の受けとり方や全体的評価が良くなるようにすること。また、良くなることをいう。
37	ビジョン	将来のある時点でどのような発展を遂げていたか、どのように成長していたいか、などの構想や未来像、また、それらを文章などで描いたものである。
38	ライフステージ	成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりをいう。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期がライフステージとしてある。

第1章 まちづくりの基本理念

『まちづくり』とは、道路や公園、建物の整備に関する内容だけでなく、社会、経済、文化、環境など、生活の根幹を構成するあらゆる要素をも含めた暮らしを創っていく過程です。これからの新しい時代に向けて、まちづくりのプロセス*を支えるための基本的な考えとなる基本理念を次のように定めます。

1 誰もが幸せを実感できる暮らし豊かなまちづくり

安全に安心して暮らせる安定した生活の基盤を整え、水と緑、豊かな自然の恵みの中でいつまでも住み続けられる土台を構築し、まちの主役である住民が、働き、生活し、楽しみ、ふれあい、交流し、学ぶことができる豊かで幸せが実感できる社会が続くまちづくりを進めます。

2 みんなで進める協創のまちづくり

本町のまちづくりに関わる住民、団体、企業、教育機関、地域、行政等といった多様な主体が連携し、相互に助け合いながら協力しあう「協働」をさらに進め、新たなまちの魅力や地域の価値を高め、まちの未来を一緒に創り上げていく協創のまちづくりを進めます。

3 未来に向かって夢ふくらむまちづくり

住む人。働く人。訪れる人。これから訪れるかもしれない人。いろいろな人の想いや夢を共有し、みんなの想いや夢として育て、まち全体で実現していく力に変えて、東京から50km圏内にある首都近郊の中で、未来に向かってきらりと輝き続けるまちづくりを進めます。

第2章 まちづくりの目標

1. 将来像

このまちの子供たちが思い描いた将来の五霞町をイメージする言葉は“快適な”，“居心地のよい”でした。

その子供たちがこのまちの担い手となっている20年後を見据えたまちの“将来像”を示します。

キラリ★五霞町 ～快適で居心地のよいまち～

五霞町が誕生して130年、とても小さいですが、ハクレンジャンプが観察できる川や季節の花が咲く緑豊かな自然があり、多くの人が働く企業の工場が立地し、首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジや美味しい地場野菜が自慢の道の駅がある、人やモノが元気に交流するまちです。

そんなたくさんの魅力が詰まった“キラリ”と光る五霞町。

そこで暮らす住民のみならず、町外から仕事や道の駅に訪れる人も、このまちに関わるすべての人々がここで快適な時間を過ごし、居心地のよい素敵なまちだと感じてもらえる五霞町を目指します。



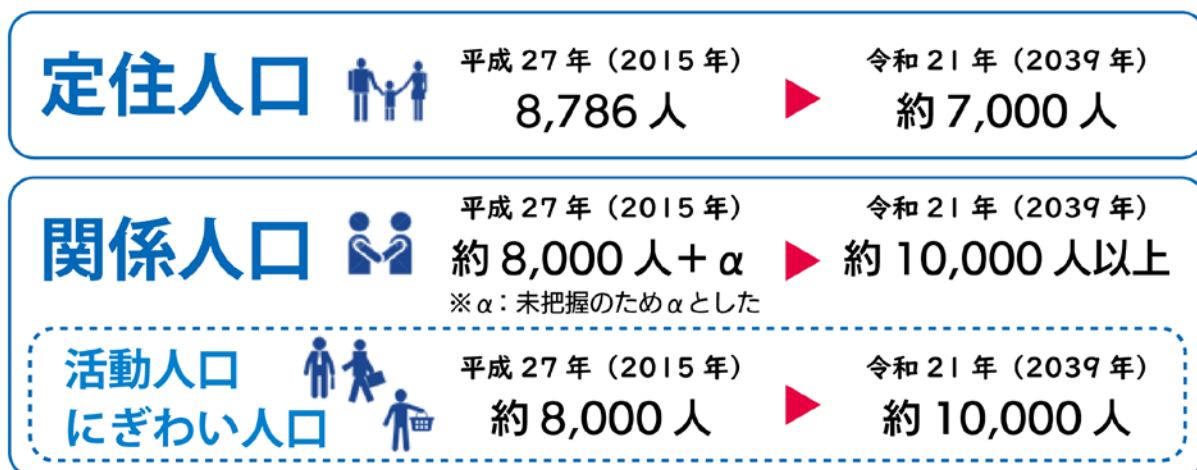
2. 将来指標

自治体の規模を表す数字は、そこに居住する人口だけではなく、まちを訪問する人・まちで働く人など一日の中で営まれる多種多様な活動も含め、様々な人が居てこそまちは成り立っています。また、まちを想う人がどれだけ多いか、目に見える数だけでなく、目に見えない価値も含めて、それらの総和を拡大していくことが将来の五霞町の発展につながると考えます。そのため、五霞町の将来の人口については、「定住人口*」だけでなく、五霞町に関わる人々を表す「関係人口*」も含めて位置づけるとともに、五霞町における暮らしの幸福度を表す「ごか幸福指標（GKS）」（Goka Koufuku Shihyo）を位置づけ、将来指標に定めます。

（1）将来人口

国勢調査における本町の総人口は平成 27 年（2015 年）の 8,786 人となっており、減少基調が固定化し、その傾向がさらに加速している現状にあります。日本全体が本格的な人口減少社会に突入しており、本町においても引き続き人口減少が続く、令和 21 年（2039 年）には約 5,900 人にまで減少すると予測されています。そのため、人口減少に歯止めをかけるための施策を展開し、転入の増加、転出の抑制、出生率の向上を図り、人口 7,000 人を維持することを目指します。

また、本計画においては、将来的な目標人口を定める「定住人口*」のほか、町外から就労者、道の駅等に訪れる人々も本町に関わる人口と捉え「関係人口*」として位置づけます。そして、これらの相乗効果により、まちの活性化を幅広く推進していくものとします。



【解説】

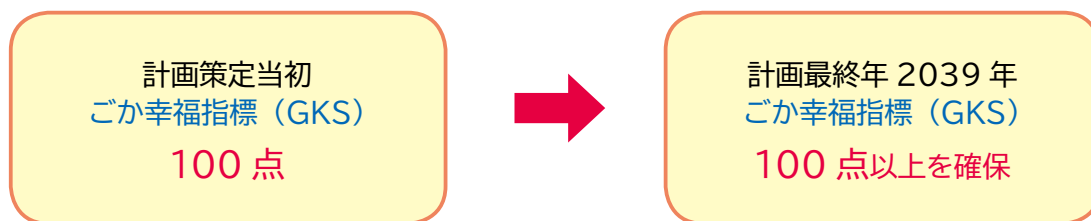
- ・ **活動人口：五霞町に外から働きに来る就業者（1日当たり）。** 国勢調査による従業地による就業者数（県内他市町村に常住 + 他県に常住）から算出。平成 27 年（2015 年）10 月 1 日現在で約 6,000 人程度であり、将来はその拡大を目指す。
- ・ **にぎわい人口：（道の駅ごか等）五霞町に一時的に立ち寄る滞在者（1日当たり）。** 道の駅ごかレジ通過者（町調べ）から算出。平成 27 年（2015 年）実績で約 2,000 人 / 日程度であり、将来はその拡大を目指す。
- ・ **関係人口*：移住した「定住人口*」でもなく、観光に来た「交流人口*」でもない、地域と多様に関わる人々。** 地域づくりの担い手となる地域外の人材。町外からの就業者の活動人口や道の駅等に訪れるにぎわい人口に加え、五霞町外に居住する地域づくりの力になる存在の人々も関係人口に含まれる。現在値は未把握であるが、将来は増大させることを目指す。

(2) ごか幸福指標 (GKS)

全国的に、人口減少、少子高齢化が進行している現状から、これまでの右肩上がりの「成長するまち」から、今後は「持続可能なまち」を目指してまちづくりを進めていくことが重要です。

人の価値観が、「モノ」の豊かさから「心」の豊かさへとシフトしてきていることから、これから20年先の将来を目指す新たな第6次五霞町総合計画において、本町における生活の質（＝幸福感）を指標化し、「ごか幸福指標（GKS）」として設定します。

■ごか幸福指標の目標



ごか幸福指標 (GKS) = 主観的指標 + 客観的指標 + 五霞町で暮らす幸福感

- 主観的指標 ⇒ まちの施策の各分野における住民の満足度
- 客観的指標 ⇒ まちの施策の各分野の取組により表れる各種統計調査の数値
- 五霞町で暮らす幸福感 ⇒ 「五霞町で暮らしていて幸せを感じるか」（住民意向調査）の満足度

	まちづくりの基本理念を踏まえた分野で指標を設定	住民の満足度	各種統計調査
基本目標 1 まちのかたち ーグラウンドデザイナーー	安全・安心なまちのかたち	5 点	5 点
	みんなでつくるまちのかたち	5 点	5 点
	活力あふれるまちのかたち	5 点	5 点
基本目標 2 ひとの暮らし ーライフデザイナーー	安心に暮らせるひとの暮らし	5 点	5 点
	助け合うひとの暮らし	5 点	5 点
	笑顔があふれるひとの暮らし	5 点	5 点
基本目標 3 まちのしくみづくり ーソーシャルデザイナーー	誰もが暮らしやすいまちづくりのしくみ	5 点	5 点
	協働・協創のまちづくりのしくみ	5 点	5 点
	夢ふくらむまちづくりのしくみ	5 点	5 点
五霞町で暮らしていて幸せを感じるか		10 点	
(計画策定当初) 合 計		100 点	



(計画最終年2039年) 合 計	100 点以上
------------------	---------

第3章 まちづくりのデザイン

3つのデザインにより“未来のかたち”を示します。

1. グラウンドデザイン（土地利用構想）

（1）土地利用の基本的な考え方（エリア）

本町は、四方を水域（河川）に囲まれた緑豊かな貴重な自然環境を背景に、首都圏中央連絡自動車道や新4号国道を軸とした6つの工業団地と原宿台等の整備された住宅地を配置するなど、それぞれの特徴を生かしながら、自然と都市のバランスがとれた魅力ある都市を形成してきました。

進行する人口減少・少子高齢化、経済のサービス化・ソフト化が進む産業構造の変化は、土地利用に大きな変化をもたらすものと予想されます。時代の流れとともに五霞町が発展する過程の中で形づくられてきた、多様な都市空間のつながりを保ちつつ、豊かな自然と都市がいつまでも調和するまちづくりを基本としながら持続性の高い土地利用を推進します。

（2）土地利用の方向性（核・拠点・連携軸・ネットワーク*）

①役割に応じた核や拠点の形成

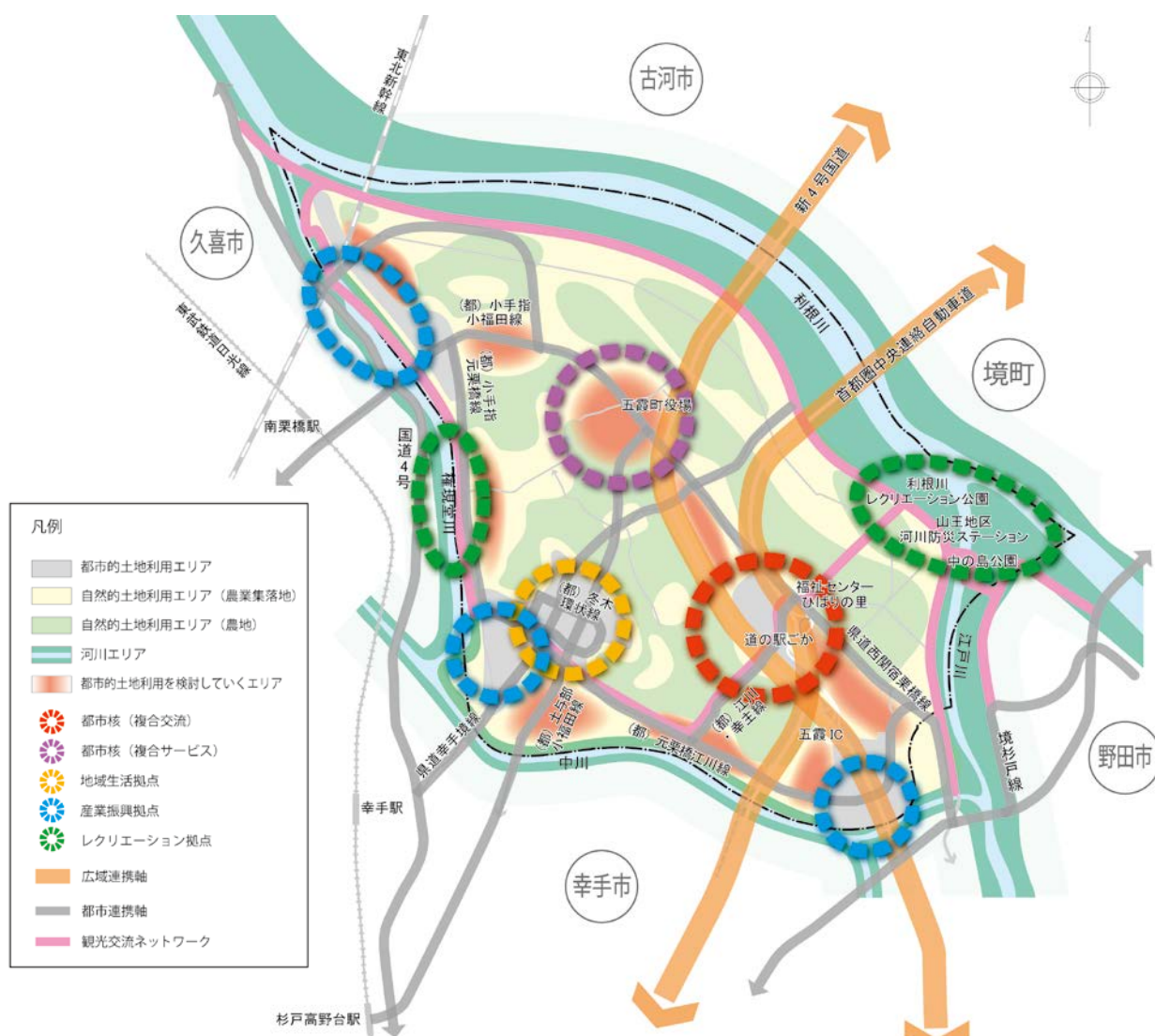
本町の中心的なにぎわいを形成し広域的な交流機能を持つ「核」、地域産業を下支えし、住民の生活の質を高め、観光・交流としての役割も担う「拠点」、を位置づけ、五霞らしい特徴のある土地利用を進めます。

核	本町の玄関口として、様々な都市機能の高度化を図る「都市核（複合交流）」や、行政・文化の複合拠点機能の強化を推進し町内外の人々が交流する中心となる「都市核（複合サービス）」の機能強化を図り、まちの中心として求心力を高める核を形成します。
拠点	本町の活力を支える産業活動の場、住民の就業の場として充実を図る「産業振興拠点」、身近な生活圏域の中で利便性と暮らしやすさを調和させた「地域生活拠点」、町内外から訪れる人々が憩い、交流を育む「レクリエーション*拠点」を形成し、住民生活や産業・経済活動等を支えながら、持続性の高い土地利用を推進します。

②都市構造を支える「連携軸・ネットワーク*」の配置

五霞らしさを高める核・拠点の機能強化に向けて、人やモノの流れを町外から吸引し、そのエネルギーが町内全域に行き渡るよう、町外・町内の幹線道路の連携軸の充実に努めます。さらに、水に囲まれた自然豊かな環境に住民のみならず町外の人も親しめるよう、河川緑地や田園環境を散策路で結び、自然に親しむネットワーク*を構築します。

広域連携軸 都市連携軸	広域連携軸として首都圏中央連絡自動車道、新4号国道を位置づけます。また、都市連携軸として国道4号、県道西関宿栗橋線、県道幸手境線及び町内都市計画道路を位置づけます。これらは、本町と他の地域を結びながら、本町の産業活動や住民生活の利便性向上に期待できる道路として沿道も含め整備促進を図りつつ、効率的かつ経済的な交通流動を確保する連携軸づくりを進めます。
観光交流ネットワーク*	利根川・江戸川・権現堂川等の河川緑地や田園環境を散策路で結び、住民のみならず、様々な人々が自然に親しむネットワーク*を形成します。



2. ライフデザイン（ごかライフ）

（1）ごかライフの基本的な考え方

住民一人一人を大切にした生活のあり方や人の暮らしを形づくるため、五霞町で生活するすべての人々が豊かに暮らしていくために様々な主体ごとの“ごかライフ”をデザインします。

（2）ごかライフの方向性

行政、住民、企業等、まちに関わる人々が連携し、助け合いながらまちづくり活動に取り組み、「居心地のよいまち」を目指します。

①行政の役割・方向性

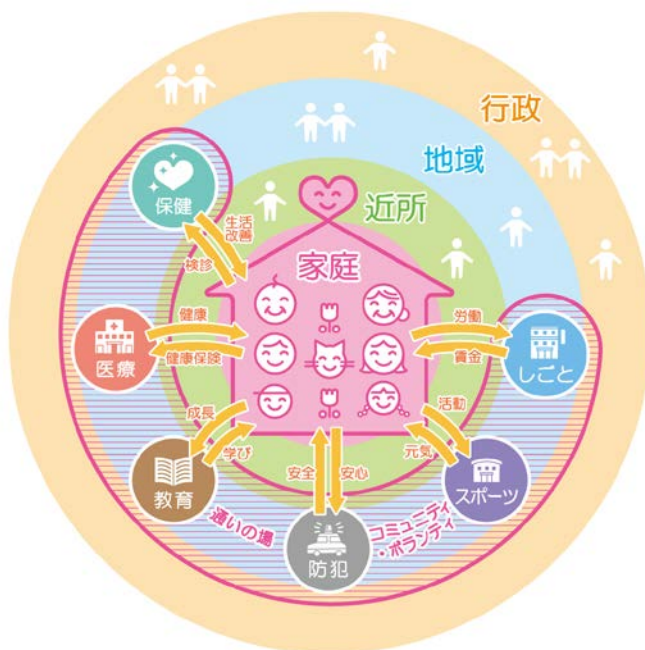
- 行政は住民が安全・安心に暮らせる体制を強化し、今後起こりうる様々な問題や課題に向けて住民と手を取り合い、一緒に解決していきます。
- 高齢者から子供まですべての住民が住みやすいまちを目指し、医療制度や保健福祉などの充実を図り、支え見守ります。
- 教育施設等の学びの場を整え、住民がいつでも自ら学ぶことができる環境を提供していきます。
- 小さなまちだからこそ細かいところまで目が届く、子育てがしやすい環境づくりを目指します。
- 町内企業と連携し雇用の場を整え、町外の人も住民も働きやすい職場があるまちを目指します。

②住民の役割・近所や地域との関係性

- 住民同士が助け合うことで、高齢者から子供までみんなの笑顔と愛情があふれる、安全・安心で居心地のよいまちを目指します。
- 近所や地域の人と交流を図るコミュニティの場づくりに努め、お互いに見守り、見守られる関係を促進します。
- 地域の歴史文化を継承し、まちを誇りに思う心の醸成を図ります。

③家庭の幸せ

- 医療や福祉が充実することにより家族みんなが健康でいきいきと暮らしている家庭を目指します。
- 幼児教育や義務教育はもちろんのこと、家庭の教育力の向上も目指します。
- 隣近所との助け合いで安全・安心な暮らしを確保します



3. ソーシャルデザイン（協働の仕組み）

（1）協働の仕組みの基本的な考え方

住民・事業者・行政で共有できる地域社会のあり方や“協働の仕組み”をデザインし、協働によるまちづくりを推進します。

（2）協働の仕組みの方向性

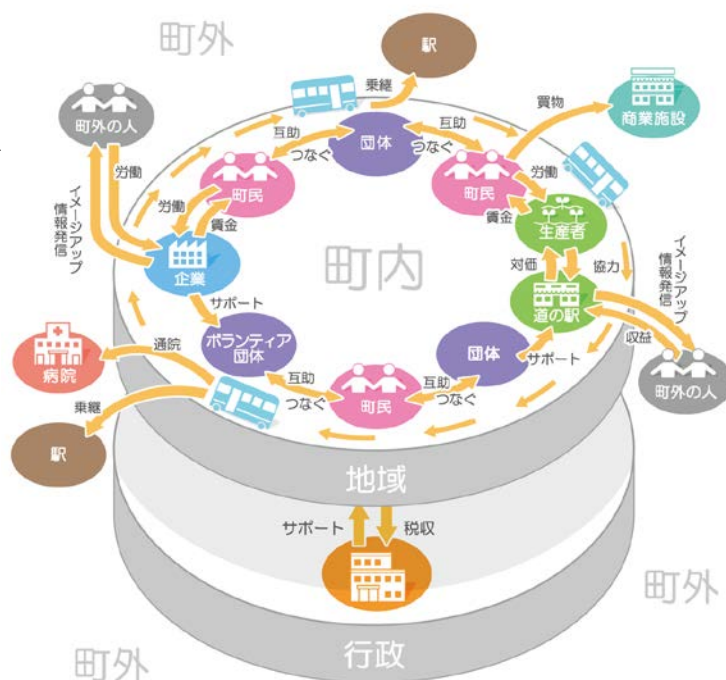
まちを元気にするために、行政・事業者・住民の情報の伝達力を強化し、連携する仕組みをつくり、みんなの力を合わせた「協働のまちづくり」を目指します。

①まちの中での協働の仕組み

- 行政は、住民が求める情報を発信し、町政への関心を深めるとともに、住民の活動を支援します。
- 行政は、住民がまちづくりに参加する機会の充実を図り、住民が発するニーズを受け止め、協創のまちづくりを推進します。
- 住民同士が助け合い、支え合い、地域に関わっていくことを促進します。
- 道の駅において、町内の生産者から優良な農産物を集荷し販売することで、生産者に収益をもたらすとともに、農業の活性化を図ります。
- 公共交通が町中を走り、地域間をつなぎ、住民と場所（施設）をつなぎ、そして、住民同士のつながりを深め、まちに関わる誰もが暮らしやすいまちづくりを目指します。

②まちの外との協働の仕組み

- まちの外へと五霞町の魅力が広く認知されるよう、行政や事業者は様々な情報を発信していきます。
- 道の駅は、町外から買い物客を集め、まちに活気を与えるとともに、まちに関わる町外の人々にまちの魅力を発信します。
- 町内立地企業は、働く場を提供することで町内外から人を集め、良品を製造出荷し、まちのイメージアップ*に貢献します。

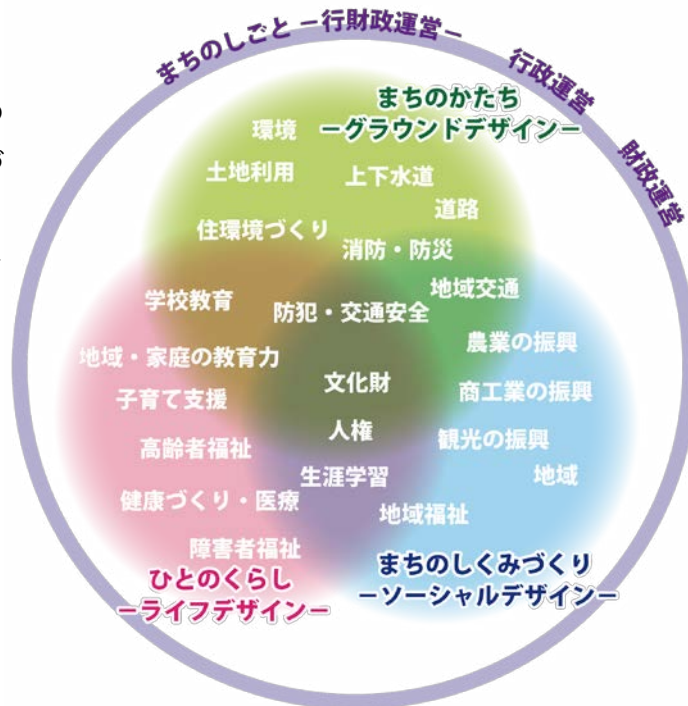


第4章 施策の大綱

3つのビジョン*に基づく“未来の方向性”を示します。

第6次の計画では、これまでの6つの分野の基本目標で施策を整理していたものを、分野の枠にとられないことなく、各課が連携してまちの課題に取り組むために、大きく3つのデザイン+1分野（行政運営）で施策を構成します。

第3章のまちづくりのデザインに基づき、「まちのかたちーグラウンドデザイナー」、「ひとのくらしーライフデザイナー」、「まちのしくみづくりーソーシャルデザイナー」の3つの基本目標と「まちのしごとー行政運営」で施策を整理します。



1. まちのかたちーグラウンドデザイナー

グラウンドデザインは、まちに関わる人々の活動や生活を支える基盤の整備を目指します。

施策は、土地利用や施設の維持管理といった都市基盤・生活基盤の視点で整理します。

1 まちの土台をつくる
(1) 都市と自然が調和した土地利用の推進
(2) 町内外との交流を促進する交通体系づくり
2 まちの機能を高める
(1) 環境に配慮したまちづくりの推進
(2) 上下水道の適正な維持・管理
(3) 安心して暮らせる基盤の充実
3 まちの環境を良くする
(1) 安心して暮らせる体制の強化
(2) 住みよい住環境づくり

2.ひとのくらし ―ライフデザイン―

ライフデザインは、住民一人一人が豊かに暮らしていくまちを目指します。

施策は、ライフステージ*ごとの住民個人の生活への支援や各種行政サービスの視点で整理します。

1 ひとを育てる（五霞町教育振興基本計画）
（1）時代に対応した学校教育の推進
（2）学校教育推進のための基盤づくり
（3）生涯学習の充実と豊かな歴史文化の継承
2 ひとを支え見守る
（1）子育て世代のくらしの充実
（2）高齢者のくらしの充実
（3）障害者の豊かなくらしの支援
（4）住民の健康なくらし

3.まちのしくみづくり ―ソーシャルデザイン―

ソーシャルデザインは、行政・事業者・住民が協働したまちづくりを目指します。

施策は、産業振興、地域コミュニティ、各種団体活動の支援の視点で整理します。

1 まちのわ（輪・和）
（1）誰もが暮らしやすいまちづくりの推進
（2）住民同士・行政と住民との協力関係の充実
2 まちの活力
（1）地域の内外で連携するまちづくり
（2）まちの農商工活性化

4.まちのしごと ―行財政運営―

行財政運営は、住民の安全・安心を守り社会の安定を保ち、豊かなまちの運営を目指します。

施策は、行政が日々行う「しごと」をまとめて整理します。

1 行政運営
（1）社会の変化に対応した行政経営
（2）効果的な行政運営を行う人材育成と組織の最適化
（3）満足度の高い行政サービスの最適化と利便性向上
2 財政運営
（1）健全な財政運営
（2）公共施設等の計画的な管理と統合・廃止

第3編 重点プロジェクト

五霞町まち・ひと・しごと創生総合戦略

第3編 重点プロジェクト 用語解説

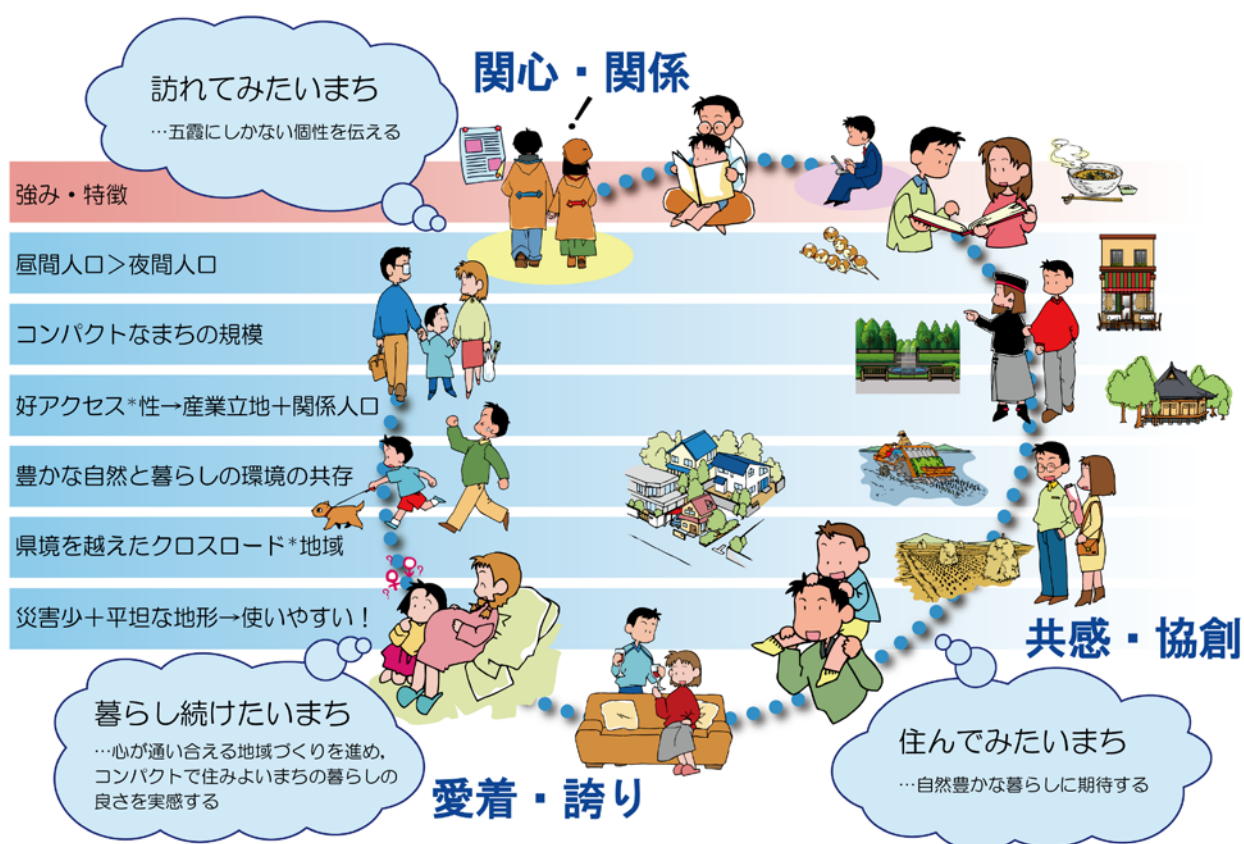
ページ	用語	解説
41	アクセス	ある場所へ行く経路や目的地までの交通手段のこと、また、交通の利便性のことをいう。
41	クロスロード	十字路、交差点、2本の線（道、弧など）が交差する点のことをいう。
43	Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させた新たな未来社会の姿。第5期科学技術基本計画において提唱された。
43	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことをいう。
46,50	ICT	Information and Communication Technology の略。コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称のことをいう。
47	ダウンサイジング	同じ機能、性能を保持しながら、サイズ（規模）を小さくすること。モノや組織、システムなど様々なことに関して用いられる。
47	セーフティネット	個人や企業に経済的なリスクが発生したとき、最悪の事態から保護するしきみをいう。安全網または社会的安全網とも訳される。
48	長寿命化	寿命が延びること、あるいは寿命を延ばすことを意味する表現で、特に消耗品やインフラなどの耐久性を向上させ、長持ちするようになることを指す場合が多い。
49	自助・共助・公助	「自助」は災害時に自分自身の命を自分で守ること、「共助」は地域で災害発生時に力をあわせること、「公助」は公的機関が災害の問題を解決することをいう。
49	ソーシャルインクルージョン	社会から排除され孤立している貧しい人々を、様々な社会資源を動員して同じ社会の構成員として社会全体で包み込み支え合おうとする考え方で、「社会的包摂」と訳される。
49	ダイバーシティ	多様性という意味の英単語（diversity）を語源とし、性別や人種の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観などの多様性を受け入れ積極的に活用しようとする考え方のことをいう。
49	自主防災組織	災害による被害を予防・軽減するための活動を行う、地域住民主体の任意団体のことをいう。
49	レジリエンス	一般的に「復元力、回復力、弾力」などと訳される。防災や環境分野で、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靱さを意味する用語として使われる。
50	ネットワーク	「網（net）」という意味の英単語を語源とし、人間関係の広がりや、組織や集団、拠点などの間の繋がりと体系、交通機関や道路等の地理的な構造などを総称したものである。

第1章 「重点プロジェクト1ー活力あるまちづくり戦略」

1. 活力あるまちづくり戦略に向けた基本的な考え方

本町には、雄大な自然と人々の暮らしを支え育む利根川・江戸川を始め、田園・緑地環境など水と緑に育まれた、豊かな自然環境があります。この豊かな自然環境を有しつつ、広域的な道路網を軸に持つ本町の立地条件といった強みや特徴を生かして、訪れてみたい・住んでみたい・暮らし続けたいと思ってもらえるまちを創っていく必要があります。

そのため、五霞らしさを個性として発信し（関心）、地域に関わる人を増やし（関係）、そして自然と共生した暮らしに期待してもらい住んでみたいと思ってもらえる環境を共に協力してつくり（共感）（協創）、コンパクトで住みよいまちの暮らしの良さを愛し誇りをもってもらおう（愛着）（誇り）ための施策を重点的に展開し、人口減少社会においても豊かな暮らしのあるまちを目指します。



2. 活力あるまちづくり戦略のための基本目標

本町の各種政策が連動して効果を発揮するよう、政策をパッケージとして設定し重点的に取組を実施していくため、基本目標を下記のように設定します。

《訪れてみたいまち（関心・関係）》×《強み・特徴》

基本目標 1 ようこそ五霞へ！ 心をつかみ、地域とつながるまちづくり

本町は、中世のころは「下河辺荘」といわれ、利根川水系、渡良瀬川水系などが織り成す水運の要衝であったこの地は、現在でも首都圏中央連絡自動車道と新4号国道が交差する首都経済圏の交通の要衝となっています。

この立地条件を生かしながら、人やモノの往来の拠点として、首都圏中央連絡自動車道五霞インターチェンジ周辺の更なる高度化を進め、周辺市町も含めて活力を牽引していく“場”の力を高めます。

《住んでみたいまち（共感・協創）》×《強み・特徴》

基本目標 2 いいよね五霞！ 共感があふれ、協力して創るまちづくり

本町にはコンパクトな本町ならではの特徴を生かした子育ての環境があります。また、広域的な交通環境の充実を背景に規模の大きい事業所が立地し、安定した職住近接したライフスタイルを築くこともできます。このような環境の中で、それぞれが望むライフスタイルが実現できるよう、五霞ならではの住まいの環境づくりを進めます。

《暮らし続けたいまち（愛着・誇り）》×《強み・特徴》

基本目標 3 五霞がすき！ まちを愛する人がいっぱいのもちづくり

便利でない。望む仕事がない。高等学校がない。まちに対する不満は様々です。

しかし、コンパクトなまちならではの特徴を生かしたコミュニティづくり、住民同士が向き合いお互い協力しあいながら取り組む協働の関係づくり、さらに将来にわたって安心して安全な暮らしができる環境づくりを進めていきながら、「人口規模が小さい」「関わる主体が少ない」ことを逆にメリットとして五霞らしい独自性のある施策を展開し、まちの課題解決力を高めます。

3. 活力あるまちづくり重点戦略

戦略の中心となる事業を主軸に、既存の事務事業を組み合わせながらパッケージ化し、基本目標ごとに進めていく戦略を位置づけました。

《訪れてみたいまち（関心・関係）》×《強み・特徴》

基本目標 1 ようこそ五霞へ！ 心をつかみ、地域とつながるまちづくり

取組項目 1 進化する・成長する五霞インターチェンジ周辺

Society5.0*時代に向けて“人”と“物”と“技”の集積拠点へ進化を図ろう。

- 面（基盤整備）と軸（道路整備）の充実を機会と捉え、五霞インターチェンジ周辺の拡大を図るなど、活力ある産業・物流の拠点として機能強化に取り組みます。
- 五霞インターチェンジ周辺の産業・物流の拠点においては、これからの新しい時代に対応できるよう競争力を高め更なる進化を図ります。

取組項目 2 「出会う」「つながる」が広がる場（道の駅ごか）や機会（イベント）づくり

モノやヒトを通じて五霞の良さを発見してもらい交流が広がる場や機会をつくろう。

- 道の駅ごかに立ち寄った方が、隠れた銘品や特産品を発見し、味わい、感動し、そして五霞に興味を持ってもらえるよう、モノを通じた感動を提供する拠点（場）として、ハード・ソフトの充実を図ります。
- イベントなど様々な交流の機会を増やし、「楽しい」「うれしい」を体験できる機会の充実を図ることを通じて、町外の人が五霞のコミュニティに深く関わる関係人口*の増大につなげます。



《住んでみたいまち（共感・協創）》×《強み・特徴》

基本目標 2 いいよね五霞！ 共感があふれ、協力して創るまちづくり

取組項目 1 プライベートを大事にした“GOKA（豪華）”な暮らしを営む住まいの環境づくり

家族との時間を重視した職住近接の豊かな暮らしが描ける居住環境を創出しよう。

- 区域指定制度の検討、住宅開発適地の検討と市場調査、民間による住宅開発誘導の検討などを行うとともに、企業住宅とセットの事業所誘致やライフスタイルに応じた空き家活用、子育て支援住宅の検討など、外部から住みたいと思う住宅環境をソフトとハードを一体的に考えた取組を進めます。
- 地域の資源を活用した体験事業やアトラクションの創出を通じ、仕事の間、地域の生活の間、余暇の間などのPRに努めます。

取組項目 2 心がほっと温かい。適度なサポートがうれしいコンパクトライフ

子供や高齢者、障害のある方、外国人の暮らしを支えるサポート体制の充実を図ろう。

- 子供や高齢者、障害のある方、外国人など、周囲のサポートが必要な方への支援も、その人の実情に合わせてきめ細かにできるという特徴を生かし、五霞ならではの子育て支援や地域福祉の充実を図ります。
- サポート体制の一元化を入り口に、地域コミュニティや活動団体の支援体制を作りながら、みんなで子供を育て、高齢者を見守り、障害のある方や外国人も皆が暮らしやすい環境をつくる取組を進めます。



《暮らし続けたいまち（愛着・誇り）》×《強み・特徴》

基本目標 3 五霞がすき！ まちを愛する人がいっぱいのまちづくり

取組項目 1 五霞での暮らしの安心を高める

子供や高齢者の不便な生活を支援しよう。働く世代への支援を行おう。

- 子供や高齢者、障害のある方に対しては、例えば移動支援（3つの公共交通事業の推進）など、サポートが必要な「モノ（手段）」を提供することで、不便な生活を改善していく取組を進めます。
- 就職支援や創業支援（スモールビジネス）など、「コト（機会）」を支援するサポートにより、暮らしの不安を和らげる取組を進めます。

取組項目 2 五霞町への“愛の力”で、まちの内外の様々な主体を結集させる

外部とのつながりの枝葉を増やそう。内部の協働のネットワークの網目を細かく張り巡らそう。

- 町外に対しては、行政サービスの広域化やふるさと納税人口の増加（ふるさと納税事業等）など、様々な主体（民間・個人・専門家・広域行政）とつながるドーナツ型の“まちづくり”を進めます。
- 町内に対しては、世代別の参加しやすい協働事業の展開や地縁型・目的型のコミュニティ対象の協働事業の展開など、住民や事業者がパブリック（公共）に参加し、“まちづくり”を他人ごとから自分ごとにしていく取組を進めます。

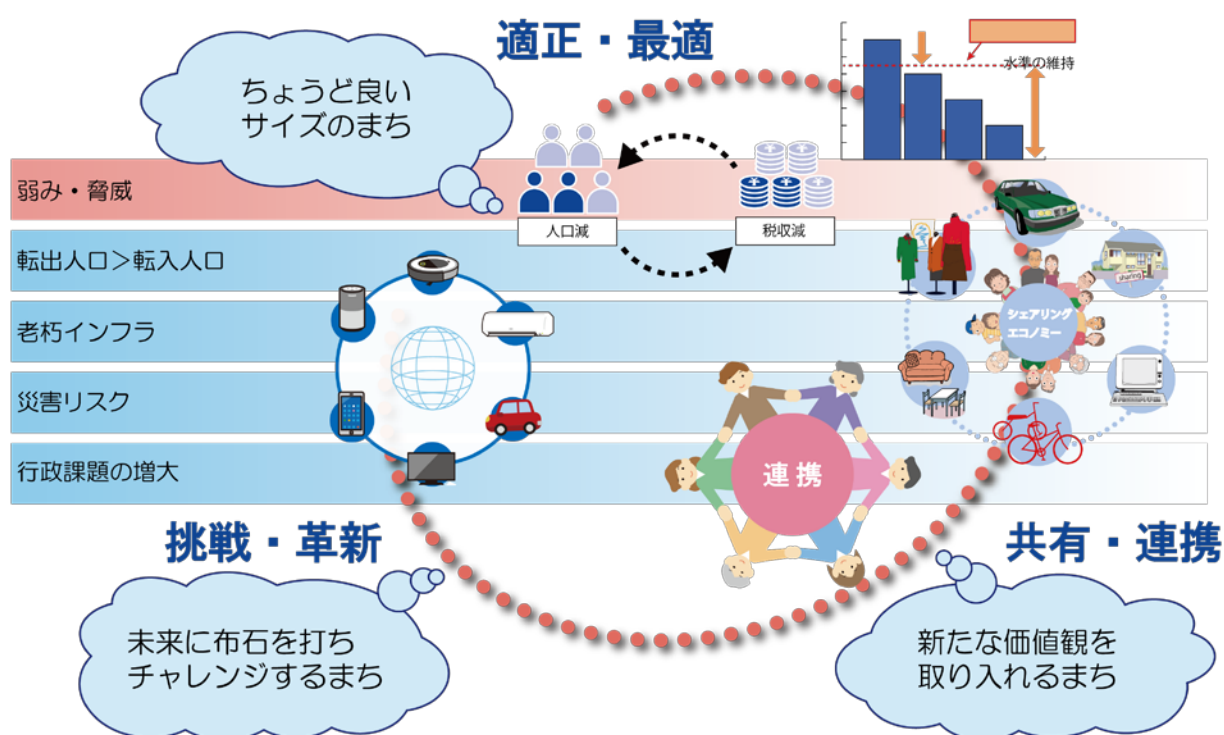


第2章 「重点プロジェクト2ー持続するまちづくり戦略」

1. 持続するまちづくり戦略に向けた基本的な考え方

本町における人口減少や少子高齢化は当初の予測を超えて進行しています。時間の経過とともに公共施設等の老朽化や機能の低下が発生し、行政サービス水準の低下や地域公共交通の撤退・縮小、生活関連サービス（小売・飲食・娯楽・医療機関など）の縮小、道路・橋・上下水道といったインフラ維持・管理の負担縮小など、様々な面で縮小せざるを得なくなることが想定されます。

そのため、将来の人口規模に見合う身の丈にあった“まち”のサイズにし（適正・最適）、住民・地域コミュニティ・民間事業者・行政など関係者全員が、“まち”の構成要素であるモノや空間・サービスを共有する中で課題を解決し（共有・連携）、そしてICT*などの技術革新や新たな制度や仕組みの導入、まちづくりのアイデアを投入し（挑戦・革新）、人口減少社会においても住民が幸せに暮らせる環境が持続するまちを目指します。



2. 持続するまちづくり戦略のための基本目標

本町の各種政策が連動して効果を発揮するよう、政策をパッケージとして設定し重点的に取組を実施していくため、基本目標を下記のように設定します。

《適正・最適》

基本目標 1 身の丈サイズの五霞へ！ ぴったりがちょうどいいまちづくり

本町の人口は10,000人を超えた時期もありましたが、現在では最大時の8割程度になっており、さらに、将来は6割を切る想定も予測され、その時代の人口規模に見合ったまちづくりを進める必要があります。

そのため、行政が提供するサービスや行政が保有する施設、まちづくりの仕組みとして機能してきた様々な組織・団体などについて、減少する人口規模の実態に合わせて最適化（ダウンサイジング*）を図り、住民の生命・身体・財産を守るセーフティネット*としての役割を高めるまちづくりを進めます。

《共有・連携》

基本目標 2 皆が助け合う五霞へ！ ヒト・モノ・サービスに加え、ココロ（心）も分かち合うまちづくり

人口減少は、都市基盤施設（インフラ）の機能維持の限界、都市空間のスポンジ化・荒廃化、コミュニティの低下など様々なところに影響を与えます。縮小に伴う行政サービスの低下といったマイナス面を補うため、行政がすべて賄うという原則論を捨て、住民や地域コミュニティ、民間事業者等々による協力を得ながら、それぞれが助け合う関係性の中で、解決を図るまちづくりを進めます。

《挑戦・革新》

基本目標 3 進化する五霞へ！ 挑戦と革新で元気になるまちづくり

人口減少に対して、受け身の解決方法だけでは限界があります。従来取組の延長では実現が困難であり、イノベーション（革新）が鍵を握ります。そのため、「①行政課題を複合化して一体的に対応できる。」「②新たな制度に伴う行政サービスやICTを活用した新しいシステムの普及が速い。」「③機動性が高い。庁内における意思疎通が早い。」といった小規模自治体ならではの特徴を生かしながら、挑戦と革新で元気になるまちづくりを進めます。

3. 持続するまちづくり重点戦略

戦略の中心となる事業を主軸に、既存の事務事業を組み合わせながらパッケージ化し、基本目標ごとに進めていく戦略を位置づけました。

《適正・最適》

基本目標 1 身の丈サイズの五霞へ！ ぴったりがちょうどいいまちづくり

取組項目 1 まちのサイズや暮らしの環境を身の丈にあわせる

まちの環境や仕組みを人口に見合った状態にしていこう。

- 計画的・効率的な公共施設等の更新・長寿命化*対策を推進し、施設の統廃合や複合化・集約化、再配置などを計画的に行い、公共施設の管理及び配置の最適化に努めます。
- 現在の人口規模に適した活動団体の仕組みへと組織の再編を行うとともに、地域を基盤とした「地縁型組織」や目的に応じて活動する「目的型組織」の両方の特性を生かしながら、組織体制の再構築を図ります。

取組項目 2 身の丈（歳入・歳出のバランス）に見合った水準の行政にする

弱者に配慮した優しい行政を維持しつつ、行政コストの最適化を図った公共サービスを行おう。

- 住民の生活に欠かせないインフラ環境については、経費に関するコスト意識を持ちながら、将来を見越した行政サービスの最適化を図り、50年・100年続く五霞町を目指して公共サービスを提供する方向へと転換を進めます。
- きめ細かく状況に応じて対応できる小回りの利いた行政組織体制を構築し、必要な事業はコストをかけても維持する考え方のもと、身の丈（歳入・歳出のバランス）に見合うまちづくりを進めつつ、社会的弱者に配慮した優しい行政の更なる深化に努めます。



《共有・連携》

基本目標 2 皆が助け合う五霞へ！ ヒト・モノ・サービスに加え、ココロ（心）も分かち合うまちづくり

取組項目 1 ヒト・モノ・サービスを分かち合い、まちの“力”を蓄える

地域住民の力を“てこ”に福祉の充実を図ろう。知恵やアイデア、資金、技術を生かそう。

- 自助・共助・公助*の3つの「助」のうち“共助”の力を高めるため、地域社会における様々な福祉問題を解決する力となる「新たな支え合い」の領域を拡大し、地域づくりを通じた人と人の結びつきを強化する取組を進めます。
- 小規模自治体のマイナス面を補いながら、周辺自治体にも負けないまちを目指すため、広域行政による対応や民間事業者・各種団体との連携を進め、民間の知恵やアイデア、資金や技術を積極的に取り入れ、まちづくりに生かしていく取組を進めます。

取組項目 2 ココロ（心）を通わす、分かち合うコミュニティが“平等”で“安心”のまちを創る

誰もが知り合いになりココロ（心）を通わそう。不安を分かち合いみんなで災害への備えを行おう。

- ソーシャルインクルージョン*（社会的包摂）やダイバーシティ*（多様性・多文化共生）といった新しい考え方を取り入れ、性別や世代、国籍、障害の有無に関係なく、分け隔てなく誰もが対等な関係のもとに地域でのコミュニティが形成される取組を進めます。
- 水に囲まれた本町における脆弱性を軽減するため、住民、自主防災組織*、事業者、行政が、それぞれの責務や役割を担う中で、コミュニティの強化によって安全で強靱なまちづくりを形成していく取組を進め、災害へのリスクを軽減し、災害に対するレジリエンス*力（回復力・復元力）を高めます。



《挑戦・革新》

基本目標 3 進化する五霞へ！ 挑戦と革新で元気になるまちづくり

取組項目 1 ICT を積極的に使って元気になるまちづくり

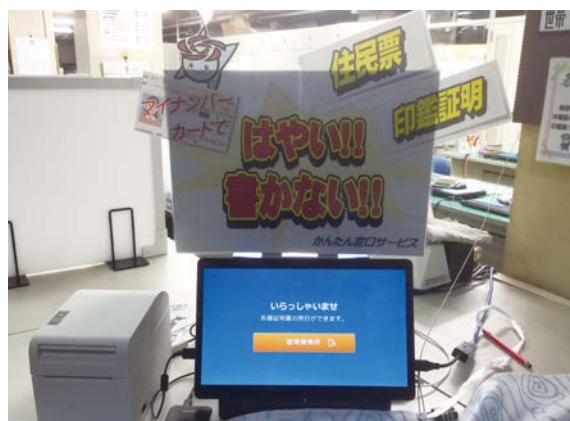
ICT*の力で“まち”の価値を高めよう。役場のICT*改革を積極的に進めよう。

- 本町の産業の発展や地域課題の解決のみならず、住民が快適で活力に満ちた生活を送ることができ環境をさらに向上させ、多種多様な分野にICT*を積極的に導入していく取組を進めます。
- 行政課題が高度化・複雑化する昨今、コスト削減などの「量の改革」に加え行政サービスの内容を重視する「質の改革」への対応が求められることから、今後は、ICT*を積極的に導入して行政の更なる進化を図っていく取組を進めます。

取組項目 2 複合や転換で新たな価値を生んで元気になるまちづくり

“複合化”“多機能化”で高度な利用を考えよう。まちの資源を活用し“稼ぐ力”を高めよう。

- 公共施設整備に当たっては、単一的な利用から複合化・多機能化を前提とした考えのもと、コンパクトシティ&ネットワーク*や公民連携といった施設配置の考え方や施設整備の手法と連動させながら、施設の充実を図っていきます。
- 6次産業化の推進支援や観光との連携に関する支援、事業所における新事業や新分野への展開支援、新たな起業・創業支援、地域産業活性化に貢献する事業者の誘致活動等、町内の様々な人的・物的な財産を付加価値として生かし、外貨を獲得する力（域外からのより多くの資金を獲得する力）を高める産業基盤を構築します。



第4編 第I期基本計画

各章の「施策の基本方針」で、「★」がついている「目（水色の帯の丸番号）」は、「第5編 国土強靱化地域計画」の「脆弱性への取組対策」の事業を位置づける施策です。

施策の基本方針

(1) 都市と自然が調和した土地利用の推進

★①五霞らしさを生かしたバランスのある土地利用

自然的環境と都市的環境の調和を基本とした適正な土地利用を誘導していくため、地域の実情に応じた計画的な整備を図ります。

- ・市街地においては、活気ある商・工業地の形成やゆとりある落ち着いた住宅地の形成を図ります。
- ・農業を主とした地域においては、「農業振興地域整備計画」に基づいた良好な営農環境を確保しつつ、開発など目的に応じた計画的な土地利用を推進します。
- ・自然環境の保全・再生活動や環境美化活動などを継続的に実践しながら、豊かな自然を身近に感じる環境づくりに努め、人と自然の共生の上に成り立つ豊かな環境を次世代へ継承します。
- ・拠点整備や都市施設整備においては、民間のノウハウを有効に活用した事業を検討するほか、民間による良好なまちづくり事業への支援など、多様な手法による事業を推進します。
- ・区域指定制度の導入を検討し、集落の活性化と地域コミュニティの充実を図ります。



第1章 まちのかたち

ー グラウンドデザイン ー

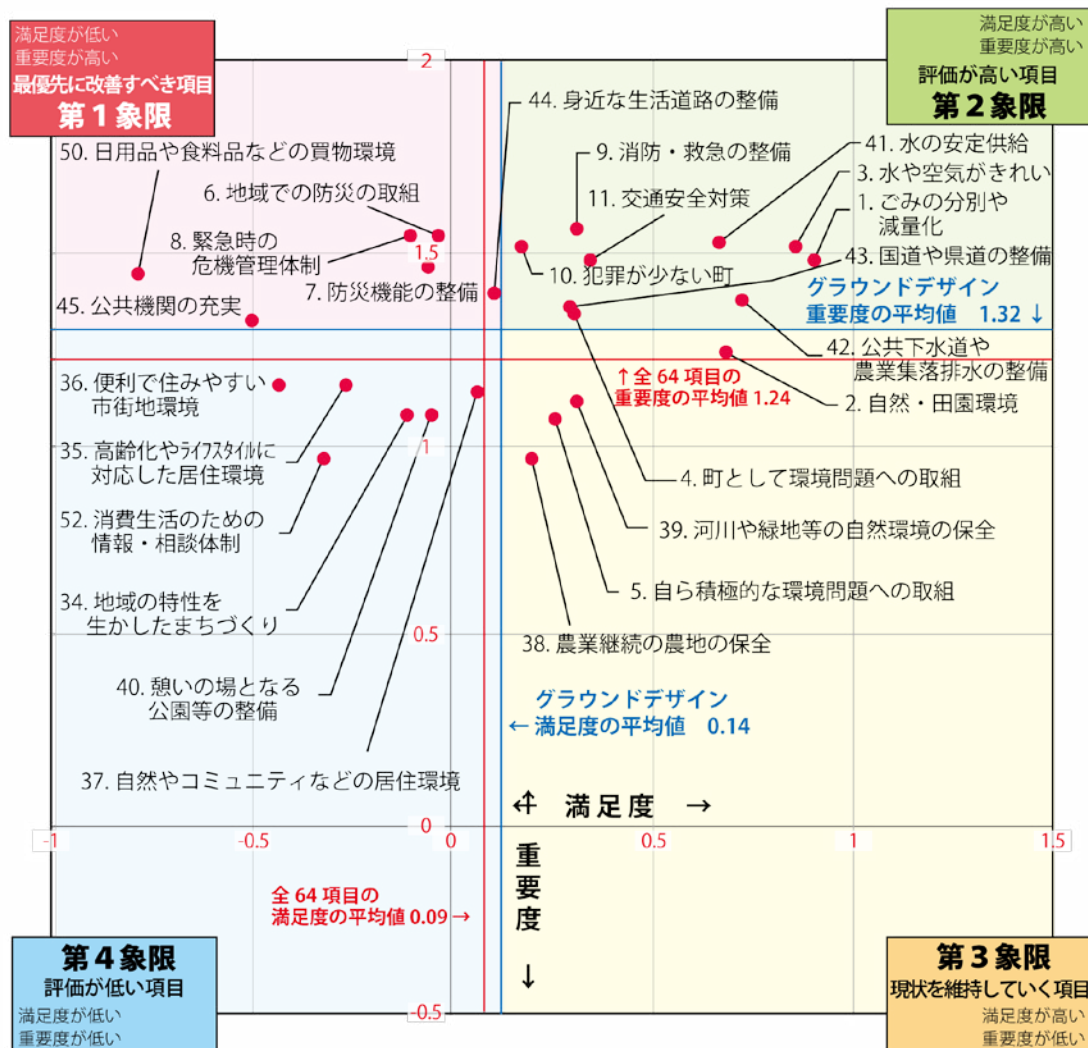
第4編 第I期基本計画 用語解説 第1章 まちのかたち

ページ	用語	解説
57,64	ほ場	作物を栽培する田畑・農圃（農作物を育てる場所）のことをいう。
57	遊休地	一定の期間どのような用途でも使われておらず有効活用されていないような土地のことをいう。
57,60	ネットワーク	「網（net）」という意味の英単語を語源とし、人間関係の広がりや、組織や集団、拠点などの間の繋がりや体系、交通機関や道路等の地理的な構造などを総称したものである。
59	住宅ストック	ストックとは蓄積を意味し、過去に建築され、現在も存在している建築資産のことをいう。
60	ITS / 高度道路交通システム	最先端の情報通信技術を用いて、人と道路、そしてクルマを一体のシステムとして構築する「高度道路交通システム」の総称である。
60	官民 ITS 構想・ロードマップ	ITS・自動運転に係る政府全体の戦略のことで、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議にて決定された。
60	交通弱者	自動車中心社会において移動を制約される人のことで、一般的には運転免許証がないなど、他に交通手段を持たない人のことをいう。
60	地域公共交通網形成計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域全体の公共交通ネットワーク全体の在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定める計画のことをいう。
60	公共交通空白地有償運送	バスやタクシーなどの公共交通が十分でない地域で、NPO法人や社会福祉協議会が地域住民に提供する運送サービスのことをいう。
63	再生可能エネルギー	太陽光や風力、地熱といった自然界に常に存在するエネルギーのことをいう。
63	3R / ReduceReuseRecycle	ゴミを減らすための3つの取組のこと。Reduce（減らす）、Reuse（繰り返し使う）、Recycle（再資源化する）の3つのRを指す。
63,64,67	ライフライン	日常生活に必須な社会インフラのこと。電気・ガス・上下水道・通信設備・輸送システムなど、生活や生命の維持に必要なものが該当する。
64	長寿命化	寿命が延びること、あるいは寿命を伸ばすことを意味する表現で、特に消耗品やインフラなどの耐久性を向上させ、長持ちするようになることを指す場合が多い。
65,67	自主防災組織	災害による被害を予防・軽減するための活動を行う、地域住民主体の任意団体のことをいう。
65,67	地域防災計画	災害対策基本法に基づき、都道府県や市区町村の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画のことをいう。
65	ハザードマップ	ある特定の災害に対して将来予想される災害の種類、規模、範囲などの危険地域を想定し、避難場所や避難路の確保など災害の軽減のための諸対策を記入した地図のことをいう。
67	応援協定	災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、地方公共団体と民間事業者や関係機関との間、または地方公共団体間で締結される協定のことをいう。

第1章 まちのかたち –グラウンドデザイン–

グラウンドデザインに関わる施策の満足度と重要度（住民意向調査からのCS分析）

- 最優先に改善すべき項目（第1象限）は、「日用品や食料品などの買物環境」「公共交通機関の充実」「緊急時の危機管理体制」「地域での防災の仕組み」「防災機能の整備」「身近な生活道路の整備」の6項目で、『暮らしやすさ』『防災』に関する施策については、今後強化していく必要があります。
- 評価が高い項目（第2象限）については、「ごみの分別や減量化」、「水や空気がきれい」などの『環境』についての施策や、「水の安定供給」、「公共下水道や農業集落排水の整備」についての施策、「交通安全対策」、「犯罪が少ない町」「消防・救急の整備」などの『安全』についての施策となっています。
- 評価が低い項目（第4象限）は、「便利で住みやすい市街地環境」、「高齢化やライフスタイルに対応した居住環境」などの『住環境』に関する施策、さらに、「憩いの場となる公園等の整備」「地域の特性を生かしたまちづくり」「自然やコミュニティなどの居住環境」も入っており、自然と共生した五霞らしさを感じるライフスタイルを営む場を創り出していくことも求められています。



【CS分析】平成30年12月に実施した住民意向調査で、五霞町内で日常生活を送る上で64項目の施策について「どのように感じているか（満足度）」と「将来の重要度」について5段階評価の結果について、「2点」から「-2点」でポイント化し各項目の平均値を算出し、プロットした分布図として表現しました。

計画体系

節【施策】	項【施策の基本方針】	目
1 まちの土台をつくる	(1) 都市と自然が調和した土地利用の推進	①五震らしさを生かしたバランスのある土地利用
		②にぎわいとうるおいのある拠点の整備
		③良好な住環境の形成
	(2) 町内外との交流を促進する交通体系づくり	①住む・働く・訪れるが行き交う道路体系の整備
		②暮らしやすさに配慮した公共交通体系の整備
2 まちの機能を高める	(1) 環境に配慮したまちづくりの推進	①時代に対応した環境対策の推進
		②環境に配慮した廃棄物の適正な処理
	(2) 上下水道の適正な維持・管理	①安全でおいしい水の安定的な供給
		②下水道施設の適正な維持管理
		③農業集落排水施設の適正な維持管理
	(3) 安心に暮らせる基盤の充実	①道路・公園・水路等の適正な維持・管理
		②最適な土地の利用・管理の推進
3 まちの環境を良くする	(1) 安心に暮らせる体制の強化	①消防機能の適正な維持・管理
		②防災・危機管理体制の整備
		③地域防災力の向上
	(2) 住みよい住環境づくり	①交通安全対策の推進
		②安全・安心で衛生的な生活環境の確保
		③犯罪を許さないまちづくり
		④暮らしやすい良好な生活環境づくり

成果指標

節	施策の成果指標	現状値 (R1 年)	▶	目標値 (R6 年)
まちの土台をつくる	総面積に対する田・畑の割合（主要地目別面積）	41.9% (H28 年)	▶	40% 以上を維持
	都市計画道路整備率	82.1%	▶	90% 以上
まちの機能を高める	1日1人当たりのごみ量	836g	▶	795g
	公共下水道及び農業集落排水施設における接続率	84.1%	▶	85.0%
	上水道有収率	97.1%	▶	98.0%
	特定空家数	0 戸	▶	0 戸を維持
まちの環境を良くする	道路改良率	5.8%	▶	10.0%
	刑法犯総数に関する 1,000 人あたり犯罪件数	8.1 件	▶	7.8 件 (県平均)

現況と課題

四方を川に囲まれた本町は、町全体が台地状で平坦な地形となっており、町内の全域にわたってほ場*整備事業が実施され、平坦で肥沃な土地を利用した水田や畑地など、農業を中心とした土地利用が図られています。首都圏整備法による近郊整備地帯となっており、町内全域2,311haが都市計画区域に指定され、そのうち265haが市街化区域になっています。

都市的土地利用については、原宿台などの住宅地のほか、川妻地区や大崎地区、元栗橋押出地区、土与部地区、江川地区、ごかみらい地区に立地する6つの工業団地など、住宅地、工業用地として利用されています。一方、自然的土地利用については、農業を中心とした土地利用のほか、利根川や江戸川、中川などの広大な河川空間の中で、緑豊かな貴重な自然生態系が残されています。

また、本町の幹線道路網については、首都圏の生活・文化・経済を支える大動脈としての役割を担う首都圏中央連絡自動車道及び新4号国道がまちのほぼ中央部を縦貫し、それらと連携するように県道西関宿栗橋線と県道幸手境線の2本の県道がまちの東西・南北方向を横断し、これらの道路によってまちの都市構造の骨格を構成しています。そして、幹線道路を補完し、通勤、通学、買物など住民の日常生活を支える町道が、町内の主要な拠点や集落を結ぶように整備され、町内の道路網が構成されています。

近年、市街化区域内の原宿台地区などにおいては、人口減が進む中で住宅地では空き地や空き家が目立つようになってきています。また、市街化調整区域では、農振農用地区域に指定された保全すべき農地が多くを占めていますが、遊休地*などの利用されない土地も増加する傾向にあります。一方で、五霞インターチェンジ周辺開発に伴ってその周辺では工業・流通業務系土地利用のポテンシャルが高まっており、開発と保全のバランスが求められている状況です。

本町の土地利用に当たっては、自然環境と都市環境の調和を基本としながら適正な土地利用の規制・誘導を推進していくとともに、都市機能の複合化等による効果的なまちづくりを進めていくことが必要です。

さらに、近隣市町や市街地、各拠点や集落等への連絡を強化する道路ネットワーク*の充実を図るとともに、町内の生活道路については、傷んだ道路の補修を行うとともに狭あい道路の解消などの安全な道路づくりに取り組むことが求められます。さらに、住民の日常生活の利便性を向上させるため、公共交通体系や公共交通システムの構築を図ることも重要になっています。



土地利用分類別面積・構成比総括調書

区域区分			行政区域面積 (ha)	行政区域構成比 (%)
面 積			2,309	100.0
自 然 的 土 地 利 用	農地	田	866.8	37.5
		畑	169.1	7.3
	山林		34.7	1.5
	原野・荒地・牧野		348.1	15.1
	水面		159.4	6.9
	その他海浜等		-	-
	合計		1,578.1	68.3
	都 市 的 土 地 利 用	住宅用地		190.3
併用住宅用地		29.8	1.3	
商業用地		8.7	0.4	
工業用地		工業専用	54	2.3
		工専以外	79.9	3.5
運輸施設用地		5.9	0.3	
公共用地		13.7	0.6	
文教厚生用地		26.5	1.2	
公園・緑地 ・公共空地		48	2.1	
ゴルフ場		-	-	
その他の空地		76.8	3.3	
防衛用地		-	-	
道路用地		183.7	8.0	
鉄道用地		1.1	0.0	
駐車場用地		12.5	0.5	
合計		730.9	31.7	
宅地化率 (%)			17.7	

出典：平成27年度都市計画基礎調査

※都市計画基礎調査時は変更前の面積2,309haを用いています。

道路の状況

区分		路線数（本）	実延長（ｍ）	規格改良済延長（ｍ）	改良率（％）	舗装済延長（ｍ）	舗装率（％）
圏央道		1	4,569	4,569	100.0	4,569	100.0
国道		1	5,835	5,835	100.0	5,835	100.0
県道		2	14,013	9,145	65.3	12,943	92.4
町 道	Ⅰ級	9	24,628	8,366	34.0	24,628	100.0
	Ⅱ級	10	16,773	2,553	15.2	16,773	100.0
	その他	832	194,245	2,775	1.4	148,747	76.6
町道小計		851	235,646	13,694	5.8	190,148	80.7
合 計		855	260,063	33,243	12.8	213,495	82.1

資料：NEXCO東日本，宇都宮国道事務所，境工事事務所，都市建設課

第1節の取組方針

東京都心から50km圏内という立地や広域的な交通環境、恵まれた自然環境など、本町の魅力を生かした活力あるまちの実現に向けて取り組みます。

面（土地利用）と点（拠点）と軸（交通体系）の3つの要素を総合的に連携させながら、利便性の高い場所に立地したいと考える産業的土地利用のニーズ（外部要因）に呼応しつつ、住みたい住み続けたいと思える暮らしやすいまちの環境（内部要因）を高めていきます。

まちのエネルギーが持続的に町内に行き渡るよう、町外・町内の連携を強めつつ、土地利用・拠点・交通体系の充実を図っていきます。

施策の基本方針

（I）都市と自然が調和した土地利用の推進

★①五霞らしさを生かしたバランスのある土地利用

- ・ 自然的環境と都市的環境の調和を基本とした適正な土地利用を誘導していくため、地域の実情に応じた計画的な整備を図ります。
- ・ 市街地においては、活気ある商・工業地の形成やゆとりある落ち着いた住宅地の形成を図ります。
- ・ 農業を主とした地域においては、「農業振興地域整備計画」に基づいた良好な営農環境を確保しつつ、開発など目的に応じた計画的な土地利用を推進します。
- ・ 自然環境の保全・再生活動や環境美化活動などを継続的に実践しながら、豊かな自然を身近に感じる環境づくりに努め、人と自然の共生の上に成り立つ豊かな環境を次世代へ継承します。
- ・ 拠点整備や都市施設整備においては、民間のノウハウを有効に活用した事業を検討するほか、民間による良好なまちづくり事業への支援など、多様な手法による事業を推進します。
- ・ 区域指定制度の導入を検討し、集落の活性化と地域コミュニティの充実を図ります。

②にぎわいとうるおいのある拠点の整備

- ・ 五霞インターチェンジ周辺地域については、新たなまちの拠点として、交通の便の良さなどの立地優位性を生かし、首都圏を視野に入れた広域的な商業・工業・流通などに関連する用途を中心とした複合的な市街地の形成を図ります。
- ・ 五霞インターチェンジ周辺や幹線道路沿道においては、周辺の住宅地や農地と調和を図りながら産業系用地の確保・整備を検討し、産業の振興のみならず地域経済の活性化を図ります。
- ・ 町内に点在する緑地の一体的な保全・活用に努め、豊かな自然・田園環境と調和した土地利用に努めます。

★③良好な住環境の形成

- ・ 人口増加によるまちの活力向上に向け、開発許可制度等に基づく適切な開発を誘導し、民間等の良質な住宅・宅地の供給、多様な居住ニーズに対応した良質な住宅の建築を促進します。
- ・ 整備された戸建ての住宅が広がる住宅地においては、既存の住宅ストック*を活用しながら、高齢化に伴う世帯分離や建て替えのニーズに柔軟に対応した住宅地の更新の誘導を図ります。

- ・自然豊かで落ち着いた田園景観，活力を映し出す産業景観，快適で住みよい住宅地の景観，歴史や文化を感じる景観など，まちの個性を生かした魅力ある景観形成を図ります。

(2) 町内外との交流を促進する交通体系づくり

★①住む・働く・訪れるが行き交う道路体系の整備

- ・国道及び県道など周辺都市と連携する幹線道路の整備・充実について，関係機関への要望活動を行い，広域的な道路体系の確立を図ります。
- ・町内道路ネットワーク*の形成に向けて，未整備である都市計画道路を始めとした町内幹線道路の整備を推進します。
- ・住民生活の軸となって機能する道路の利便性・安全性の向上を図るため，生活に身近な道路の整備・改良を，町全体の交通状況を考慮しながら計画的に進めます。
- ・安全面に配慮した歩道や交差点の整備等に努め，高齢者や障害のある方，歩行者や自転車の安全に配慮したゆとりある道路づくりを進めます。
- ・ITS（高度道路交通システム）*・自動運転に係る国家戦略である「官民 ITS 構想・ロードマップ*」の進展状況を踏まえながら，これらの技術の活用を支える道路基盤整備について情報収集を進め，将来の道路環境づくりについての準備を行います。

②暮らしやすさに配慮した公共交通体系の整備

- ・交通弱者*などの買い物や通院等の移動手段を確保するため，地域公共交通網形成計画*に基づく各種施策を実施し，より多くの住民が利用できる公共交通システムを構築します。
- ・利用者のニーズを把握し，事業性を考慮しながら現行の路線バスの維持拡充を目指します。
- ・高齢者や障害のある方など，単独で公共交通機関を使用して移動することが困難な方を対象としている公共交通空白地有償運送*を継続的に行いながら，地域に適した移動環境の充実を図ります。



現況と課題

産業や経済の発展や都市化の進展は、私たちの生活を豊かで便利にした一方で、あらゆる環境問題を引き起こしています。特に、昨今では、地球温暖化やオゾン層の破壊、多様な生態系の損失、天然資源の枯渇、化学物質・廃棄物による環境汚染など、環境問題は地域レベルから地球規模へと拡大しています。利根川など四方を河川に囲まれた本町は、水と緑の豊かな自然環境と共存しつつ、首都圏近郊という立地を生かした住宅地や工業地を整備しながら発展してきました。しかし、近年では、行政の枠組みだけでは対応が困難な都市型・生活型の環境問題が顕在化しており、従来の公害や自然破壊などとは異なる新たな対応が求められています。

上下水道については、本町が利根川・江戸川・中川などの河川に囲まれた地理的条件のため、町単独で整備を進めてきました。

上水道は、町内全域の整備計画が完了し、普及率もほぼ100%に達しています。一方、下水道は、市街化区域を公共下水道、市街化調整区域を特定環境保全公共下水道と農業集落排水で整備を進め、すべての整備計画は完了していますが、接続率が進んでいないことから個別訪問を行い接続率向上に努めています。

また、上下水道の各会計ともに料金等の収入で運営費を賄うことができないことから、一般会計からの繰出しで補填している状況であり、まちの財政を圧迫する要因の一つになっています。

さらに、上下水道施設の老朽化や管路等の損傷が進み、水道水の安定供給や汚水の適切な処理に不安が生じていることから、老朽化施設の更新等を行っていくほか、運営費の削減と最適な施設整備を進めるため、広域化・共同化を検討しながら持続可能な上下水道施設にする必要があります。

公園や緑地については、住民や企業、ボランティア団体等の協力を得て維持管理を推進していく必要があります。また、老朽化した公園施設の改修など、より安全な施設の提供が求められています。

河川については、雨水の排水機能の強化や災害に対応するための改修整備を推進するとともに、住民と協働した河川美化・浄化活動を行うことが必要です。



ごみ総排出量の推移

年 区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
可燃ごみ（t）	2,039	2,022	2,042	2,064	2,104
不燃ごみ（t）	68	69	69	67	76
粗大ごみ（t）	131	140	139	129	148
合計（t）	2,238	2,231	2,250	2,260	2,328

出典：生活安全課

資源化されたごみの量及びリサイクル率

年 区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
資源ごみ（t）	398	341	335	318	301
資源化率（％）	17.8	15.3	14.9	14.1	13.0

出典：生活安全課

上水道の状況

年度 区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
給水人口（人）	8,796	8,635	8,552	8,396	8,279
給水件数（件）	3,140	2,974	2,998	2,880	2,900
普及率（％）	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3
1日最大給水量（m³）	5,162	5,657	5,425	6,361	5,762
1人1日最大給水量（ℓ）	581	646	632	720	658
管路延長（全体）（km）	129.2	129.2	129.9	132.6	132.6

出典：上下水道課

公共下水道・農業集落排水の状況

年度 区分			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公共 下水道	全 地 区	行政人口（人）	9,092	8,930	8,846	8,699	8,581
		区域内人口（人）	5,971	6,193	6,107	6,004	5,954
		接続人口（人）	4,465	4,924	4,873	4,820	4,782
		接続率（％）	74.8	79.5	79.8	80.3	80.3
		日最大流入量（m³）	10,464	12,300	4,925	10,473	3,913
		日最大放流量（m³）	6,250	4,320	3,940	5,660	3,320
		管路延長（km）	77	77	77	77	77
農 集 合 計	全 地 区	区域内人口（人）	2,742	2,661	2,660	2,612	2,549
		接続人口（人）	2,512	2,467	2,449	2,417	2,371
		接続率（％）	91.6	92.7	92.1	92.5	
		日最大流入量（m³）	1825	2319	1394	1840	1007
		日最大排水量（m³）	-	-	-	-	-
		管路延長（km）	46	46	46	46	46

出典：下水道課

第2節の取組方針

快適で豊かな暮らしを守るため、環境と生活の利便性の調和を図るとともに、行政のみならず、住民・事業者が一体となってまちづくりに取り組みます。

必要不可欠な社会資本である上下水道施設などのインフラ（社会基盤）の維持・管理に努めます。

「選択と集中」の観点に立ち、既存ストックの有効活用や事業の見直しなど、より一層、効率的かつ効果的に事業を推進します。

施策の基本方針

(1) 環境に配慮したまちづくりの推進

①時代に対応した環境対策の推進

- ・「五霞町環境基本計画」や「五霞町役場温室効果ガス削減計画」の進行管理に努めながら、時代の要請に合わせた環境施策に総合的かつ計画的に取り組めます。
- ・再生可能エネルギー*の導入や省エネ対策の推進、先進技術の積極的な導入など、環境に配慮したライフスタイルの実践など、様々な環境の問題に対して住民、活動団体、事業者、行政が協力して取り組むことのできる人づくりや仕組みづくりを進めます。

②環境に配慮した廃棄物の適正な処理

- ・3R*の推進（ごみの発生抑制（Reduce）と再利用（Reuse）・再資源化（Recycle））や再生資源の利用拡大のため、広報紙・ホームページなどの媒体を活用したPRやイベントなどの機会を通じた啓発を図ります。
- ・ごみの発生抑制を図るため、さしま環境管理事務組合を共同で運営する近隣市町とごみ処理の有料化や効率化についても調査・検討を行い、可能な取組を推進します。
- ・地域におけるリサイクル資源の回収を促進するため、各種団体によるリサイクル資源の回収活動への支援やごみ収集カレンダーの配布等によりごみの分別を徹底します。

(2) 上下水道の適正な維持・管理

★①安全でおいしい水の安定的な供給

- ・住民が安心して利用できるよう、水質管理を徹底し、安全・安心な水道水の供給に努めます。
- ・安定した給水ができるよう水源の確保を図るとともに、計画的な設備の更新と施設や管路の耐震化及び適正な維持管理に努めます。
- ・災害時のライフライン*の確保に向けた、協力体制や応急給水体制などの充実を図ります。
- ・地下水からの転換に向けた住民や事業所に対する水需要の喚起を行うほか、新たな企業立地を見据えた水需要の拡大に向けた施設整備の検討を行います。
- ・施設や埋設管等の調査を実施し、安全確保に努めます。
- ・有害物質の拡散、流出等を防止するための資機材等の整備、また、事故発生を想定したマニュアルの策定等に努めます。
- ・水道事業運営の安定と経営の効率化を図るため、水道事業の広域化の検討を進めるとともに、料金体系の適正化や有収率・料金収納率の向上に努め、質の高い給水サービスを提供します。

★②下水道施設の適正な維持管理

- ・公共用水域の水質汚濁防止や生活環境の保全を目的として、生活排水の適正処理に努めます。
- ・広報紙などを通じて未接続世帯に対する排水施設への接続を促進するとともに、個別相談に努めます。
- ・老朽化した下水道施設についての計画的な更新に努めます。
- ・不明水の処理場への流入抑制に向けた調査や分析を実施し、改善を図ります。
- ・公共下水道・農業集落排水施設の統合など、効率的な施設の合理化に向けて検討を進めるとともに広域化についても検討を行います。
- ・災害時に必要な資機材や備蓄品の確保に努めます。
- ・大規模災害に対応できる汚水処理ライフライン*を確保するため下水道施設の耐震化を図るとともに、民間企業等の様々な団体と協力体制を図ります。

★③農業集落排水施設の適正な維持管理

- ・農業集落排水施設の計画区域内においては、未接続世帯に対する排水施設への接続を促進するとともに、個別相談に努めます。
- ・計画的な施設整備・維持管理を進めます。
- ・農業集落排水施設全体の統廃合など効率的な汚水処理施設の合理化に向けて検討を進めます。
- ・大規模災害に対応できる汚水処理ライフライン*を確保するための農業集落排水施設の耐震化を図るとともに、民間企業等の様々な団体と協力体制を図ります。

(3) 安心に暮らせる基盤の充実

①道路・公園・水路等の適正な維持・管理

- ・遊ぶ・憩い・運動・健康・自然・防災など公園の多面的要素を踏まえ、住民の様々なニーズに対応しながら、公園・緑地の整備・活用を進めます。
- ・住民との協働により、公園それぞれの利用実態に合わせた管理の仕組みを構築し、良好な公園管理を進める体制の構築を図ります。
- ・住民がいつでも安心して利用できる安全な道路空間を確保するため、道路の改修・補修などによる効果的な維持管理に努めます。
- ・橋梁長寿命化*修繕計画に基づいた橋梁の適切な維持管理に努めます。

★②最適な土地の利用・管理の推進

- ・土地所有者の高齢化、所有・利用意欲の減退等により増大する空き家に対して、土地が適切に利用・管理されるよう適正管理を行うとともに利活用を進めます。
- ・事業者と連携した空き家バンクを検討し、空き家の市場流通を促進するとともに、付加価値を高める活用方法を検討し、既存市街地の魅力の創造を目指します。
- ・野焼きや稲わら焼きなどによる「生活型公害」防止に向けた啓発活動を進めます。
- ・土地の有効利用の基礎となる地籍調査も19地区が完了したことから、今後は調査結果の数値情報化（電子化）について検討を進めます。さらには、ほ場*整備区域への調査区域の拡大の検討を行います。

現況と課題

様々な危機事象に対し、住民の生命、身体及び財産を守ることは、まちの基本的な責務です。

本町の消防救急体制は、茨城西南地方広域市町村圏事務組合（古河市，下妻市，坂東市，常総市，八千代町，五霞町，境町）による古河消防署五霞分署が対応しています。また，地域の消防・防災については，消防団や自主防災組織*がなくてはならないものとなっています。そして，自然災害や武力攻撃など緊急事態に対する危機管理については，「五霞町地域防災計画*」や「五霞町国民保護計画」の作成などのほか，水害ハザードマップ*を始めとした災害情報の提供や各種防災訓練の実施など，総合的な防災体制の充実を図っています。社会経済情勢の変化の中で，災害及び事故の態様は複雑多様化しており，防災体制や危機管理体制の強化が急務となっています。

一方，防犯対策については，境警察署と連携しながら，地域ぐるみでこれらの問題に取り組み，犯罪等に対して安全で安心のできるまちづくりの体制を整えています。犯罪の状況をみると，全国的に犯罪の複雑化や巧妙化，広域化，低年齢化の傾向が顕著になっています。今後も地域の安全な暮らしを守るため，行政と住民が協力しあう防犯体制の強化を図ることが重要であり，住民の防犯意識の高揚や地域の防犯体制を強化していく必要があります。

交通安全対策については，首都圏中央連絡自動車道五霞インターチェンジ開通によって，今後，交通量増加が見込まれることから，交通事故の増加が懸念されています。交通事故を未然に防止し，安全かつ快適な交通を確保していくため，関係者が一丸となって，交通安全意識の高揚と道路交通環境の改善を図ることが必要となっています。



火災発生数

年		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
区分						
出火件数（件）		4	3	6	4	6
内訳	建物	3	1	4	1	5
	車両	0	0	1	2	1
	その他	1	2	1	1	0
損害額（千円）		3,440	8	18,142	381	35,019

資料：生活安全課（茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部・茨城西南の消防）

救急出動の状況（労働災害や急病・病，一般負傷などはその他に含む）

年		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
区分						
出動件数（件）		438	381	421	466	478
内訳	火災	0	0	3	3	3
	交通	61	46	45	51	53
	その他	377	335	373	412	422

資料：生活安全課（茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部・茨城西南の消防）

町内交通事故発生状況の推移

年		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
区分						
事故件数（件）		26	24	22	31	30
負傷者数（人）		57	36	27	38	44

※各年12月31日現在

資料：生活安全課（茨城県警察本部・交通白書）

刑法犯認知件数の推移

年		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
区分						
刑法犯認知総数（件）		128	83	75	98	68
街頭犯罪等総数（件）		29	39	26	49	37
街頭犯罪 対象罪種	侵入犯罪（空き巣，忍込みなど）	6	7	6	19	11
	乗り物盗（自動車，自転車など）	19	13	6	6	7
	車上ねらい	4	4	7	11	10
	その他（路上強盗，性犯罪など）	—	15	7	13	9

※平成26年のその他の値は確認できなかった

資料：生活安全課（境地区防犯協会）

第3節の取組方針

人々が互いに支え合い、助け合いながら心豊かに暮らす、すべての住民にとっての安全・安心なまちづくりを推進します。

住民が安心して暮らせるよう、災害に強い都市構造の形成に努めるとともに、防災面に配慮した都市施設の整備など、様々な都市防災対策を推進します。

交通事故や地域の身近な犯罪、道路や公園・施設等における事故などを防ぎ、日常生活上の安全性を高め、住民が地域の中で、安全・安心、そして快適に暮らせる環境を実現していきます。

地域の安全な暮らしを守るため、行政と住民が協力しあう防災体制の強化を図ります。

住民の防犯意識の高揚や地域の防犯体制を強化していきます。

施策の基本方針

(1) 安心に暮らせる体制の強化

★①消防機能の適正な維持・管理

- ・火災を始めとする各種災害から住民の生命や財産を守るため、消防体制の充実・強化を図るとともに、地域での消防活動や火災予防活動など消防団と連携した地域消防力の向上に努めます。
- ・複雑多様化する救急・救助要請に対応するため、広域的な体制の中で救急・救助体制の充実を図るとともに、定期的な講習会などを通じ、住民の救急救命に対する知識の普及や技術の向上に努めます。
- ・消防団組織の再編なども視野に入れながら、少子高齢化や人口減少といった社会変化や地域の実情を勘案した消防団の体制強化を図ります。

★②防災・危機管理体制の整備

- ・地域防災計画*の見直しを適宜実施しながら、建物や構造物など基盤施設の安全性の向上に取り組むほか、避難・救援対策やライフライン*の確保対策など総合的な防災対策を進めます。
- ・施設の運転に必要な電源が確保できるよう、施設の整備に努めます。
- ・国、県、関係機関との広域的な防災体制の連携、並びに、民間も含めた様々な団体との災害時応援協定*の積極的強化を図るとともに、災害発生時に必要な防災資機材や備蓄食糧など災害用備蓄品の充実・確保を行います。

★③地域防災力の向上

- ・地域防災リーダーの育成を図りつつ、自主防災組織*の更なる組織力の向上に努めながら、様々なメディアを通じた防災意識の啓発や防災訓練への住民の積極的な参加促進など、災害予防体制の確立を図ります。
- ・「五霞町国民保護計画」に基づき、国、県、関係機関との連携を強化し、有事における危機管理体制の充実を図ります。
- ・テロや感染症などの危機事象に対しても、住民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう対策の充実を図ります。

(2) 住みよい住環境づくり

★①交通安全対策の推進

- ・交通事故の未然防止を図るため、警察や地域・関係機関等と連携しながら、子供から高齢者まで各年齢層に応じた交通安全意識の啓発を行います。
- ・交通危険箇所の調査点検を継続的に行うとともに、交通事故多発地点や危険箇所などにおける交通安全施設の整備・充実を図ります。

②安全・安心で衛生的な生活環境の確保

- ・県・警察や関係団体との連携により、看板の設置やパトロールの強化、住民による監視など不法投棄の防止に努めます。
- ・産業廃棄物については、県と連携を図りつつ、適正な処理が行われるよう監視及び指導を行います。
- ・公害の未然防止に向けて、公害発生源となり得る事業所等に対する指導や関係機関と連携した調査・パトロールの実施等、公害防止に向けた監視体制の強化を図ります。
- ・公共用水域の水質汚濁防止や生活環境の保全を目的として、合併浄化槽の保守点検、清掃、法定検査等の維持管理についての啓発を実施します。

★③犯罪を許さないまちづくり

- ・犯罪を未然に防止するため、防犯灯の計画的な整備、維持管理の推進など、夜間における安全・安心の確保、犯罪抑止に努めます。
- ・地域の身近な犯罪などに対応するため、境警察署や各関係団体との連携による防犯意識の高揚を図るとともに、広報紙等を活用した防犯意識の高揚を促します。

★④暮らしやすい良好な生活環境づくり

- ・消費者問題に関する相談体制を整備するとともに、相談に的確に対応できる人材の育成を進めます。
- ・県消費生活センターなど関係機関と連携を強化しながら、積極的な啓発活動や情報提供活動を進め、住民の消費生活に対する意識の向上と正しい知識の普及を図ります。
- ・近隣騒音や悪臭などの生活型公害を防止するため、規制値などの周知を図るとともに、苦情相談・処理体制の充実を図ります。
- ・関係団体との連携や地域と協力のもと、ペットの適正な飼育ルールの徹底やマナーの向上を進めます。



第2章 ひとのくらし

— ライフデザイン —

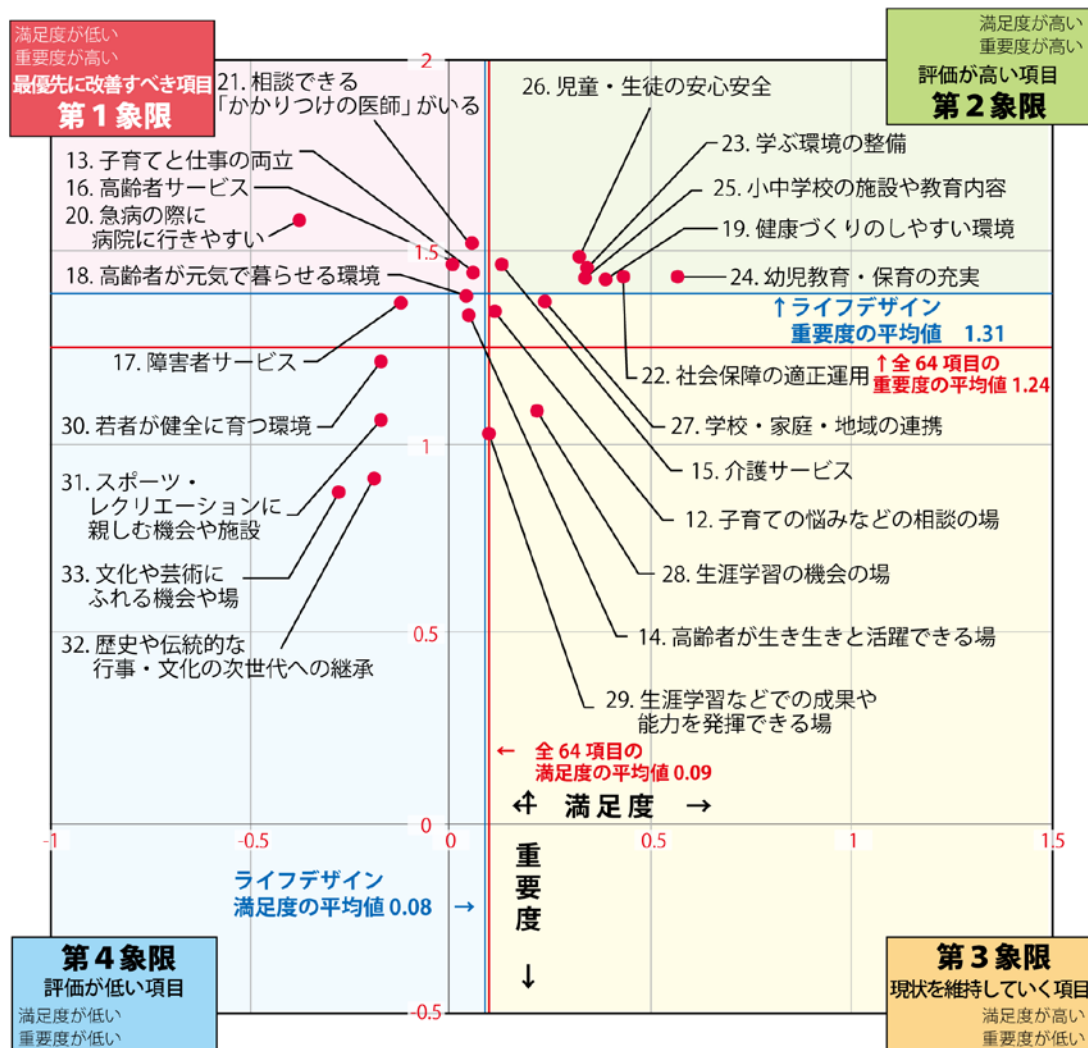
第4編 第I期基本計画 用語解説 第2章 ひとのくらし

ページ	用語	解説
73	コミュニケーション能力	対人的なやり取りにおいて、お互いの意思疎通を円滑にするための能力のことをいう。
73	デモンストレーションスポーツ	スポーツ大会などで、正式種目以外に行われる競技。いきいき茨城ゆめ国体 2019 では、2019 年に県内23市町村で31競技が行われた。
76,77	ICT	Information and Communication Technology の略。コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称のことをいう。
76	プログラミング学習(教育)	2020 年度から小学校で必修化される教育課程。児童は算数や理科の授業で、コンピュータを操る「プログラミング」の体験をする。
76	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のことをいう。
76	スクールカウンセラー	学校現場で子供や保護者などの心のケアや支援を行う人のことをいう。
77	タブレット端末	コンピュータ製品の分類の一つ。タブレット(平板)型で、液晶の画面に指先をあてながら操作する「タッチパネル」が採用された軽量のパソコン製品のこと。
79	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援新制度の根拠法令になるもの。幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための3つの法令をいう。
79	国民健康づくり運動	国の健康増進事業として進めている国民の健康増進を目的にした施策の名称である。
81,84	かかりつけ医・かかりつけ薬局(薬剤師)	かかりつけ医は、健康、病気に対して相談に応じてくれる身近な地域の医師のことをいう。かかりつけ薬局は、日常的に薬や健康について相談する薬局のことをいう。
81,83	ライフステージ	成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりをいう。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期がライフステージとしてある。
82	地域包括ケアシステム	高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるように、地域内でサポートし合うシステムのことをいう。
82	レクリエーション	仕事・勉強などの肉体的・精神的疲労を癒やし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること、また、その休養や娯楽自体のこと。
82	バリアフリー	高齢者・障害のある方等が生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)することをいう。
82	交通弱者	自動車中心社会において移動を制約される人のことで、一般的には運転免許証がないなど、他に交通手段を持たない人のことをいう。
82	地域包括支援センター	地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援するための施設。介護保険法に基づき市区町村が設置する。
82	認知症地域支援推進員	認知症の人が、できる限り住み慣れた環境で暮らし続けられるよう、地域の実情に応じた様々な活動をする者のことをいう。
83	ハローワーク	公共職業安定所の愛称である。
83	食生活改善推進員	食を通じた健康づくりを行う全国規模のボランティア組織。生活習慣病予防のためのバランスのとれた食事の普及や各世代への食育活動などを行う。
83	健康づくり協力員	住民の健康・生きがいづくりを応援するボランティア。地域と行政のつなぎ役として、地域に根ざした活動を行っている。
84	高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン	高齢者の特性を踏まえた保健事業の考え方やその具体的な方向性を示すものとして、厚生労働省より示されたガイドラインのことである。
84	特定健康診査・特定保健指導	メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病を予防するために行われる健診・保健指導のことをいう。

第2章 ひとの暮らし –ライフデザイン–

ライフデザインに関わる施策の満足度と重要度（住民意向調査からのCS分析）

- 最優先に改善すべき項目（第1象限）は、「急病の際に病院に行きやすい」、「高齢者サービス」、「相談できる『かかりつけの医師』がいる」、「子育てと仕事の両立」の4項目で、『医療』施策については2項目が入っています。
- 幼児教育や学校教育については、評価が高い項目（第2象限）が多い結果となりましたが、一方で、生涯学習やスポーツ、芸術・文化については全体の中では重要度が低い項目となっています。
- 評価が低い項目（第4象限）の「高齢者が元気で暮らせる環境」、「障害者サービス」、「高齢者が生き生きと活躍できる場」、「子育ての悩みなどの相談の場」や現状を維持していく項目（第3象限）の「学校・家庭・地域の連携」は全64項目の重要度の平均からみると重要度が高く、住民の要望が高い項目です。



【CS分析】平成30年12月に実施した住民意向調査で、五霞町内で日常生活を送る上で64項目の施策について「どのように感じているか（満足度）」と「将来の重要度」について5段階評価の結果について、「2点」から「-2点」でポイント化し各項目の平均値を算出し、プロットした分布図として表現しました。

計画体系

節【施策】	項【施策の基本方針】	目
1 ひとを育てる 五霞町 教育振興基本計画	(1) 時代に対応した学校教育の推進	①確かな学力・健やかな体・豊かな心の育成
		②新しい時代に活躍する人材の育成
		③社会的自立を促す体験学習の推進
	(2) 学校教育推進のための基盤づくり	①持続可能な教育体制の確立
		②安全・安心な教育環境の確保
		③多様なニーズに対応した教育の支援
	(3) 生涯学習の充実と豊かな歴史文化の継承	①家庭・地域の教育力の向上
		②生涯学習の充実
		③文化・芸術・スポーツ活動の充実
		④文化財の保護・活用
2 ひとを支え見守る	(1) 子育て世代のくらしの充実	①結婚・出産・子育てスタートの支援
		②母子の健康への支援
		③子育て家庭の応援
	(2) 高齢者のくらしの充実	①高齢者を支える制度の維持充実
		②生きがいづくりの推進と生活支援の充実
		③介護保険の充実
	(3) 障害者の豊かなくらしの支援	①支援体制の充実
		②自立した生活のための支援の充実
	(4) 住民の健康なくらし	①健康づくりの推進
		②疾病予防の充実
		③医療体制の充実

成果指標

節	施策の成果指標	現状値 (R1 年)	目標値 (R6 年)
ひとを 育てる	まちで策定する計画に基づく読書量を達成した児童生徒の割合（小学生 50 冊 / 年，中学生 30 冊 / 年）	小学生 97.9% 中学生 47.9% (H30 年)	小学生 100% 中学生 100%
	全国体力・運動能力・運動習慣等調査で基礎体力がある児童生徒の割合（一定以上（5 段階中 4 段階以上））	小学生 60.1% 中学生 70.5% (R1 年)	小学生 75% 中学生 75%
	各種講座受講者数	454 人	500 人
ひとを支え 見守る	結婚相談登録者数	39 人	59 人
	3歳児健診受診率	92.2% (H30 年)	100%
	要介護4以上の高齢者（率）	3.8%	3.8% (現状維持)
	障害福祉サービス利用者数	67 人	100 人
	健康診査の受診率	21.1% (H30 年)	26.1%

現況と課題

我が国では、現在、人口減少や少子高齢化が加速し、社会経済のグローバル化が急速に進展しています。それに伴い、ライフスタイルの多様化や家族構成の変化、人間関係の希薄化などにより、家庭や地域の教育力が低下してきており、子供たちが家庭や地域との関わりの中で基本的な生活習慣や挨拶などを身につけることが十分に行われていなかったり、自主性・自立性が育成されていなかったりといった状況が見受けられます。

これからの学校教育においては、将来を担う子供たちを、個性や能力を発揮し活躍できる人材として育成していくことが求められており、そのためには、基礎的な学力、体力を身につけた上で、課題に対して自ら考え主体的に取り組む力や他者を思いやる心、コミュニケーション能力*を培っていくことが必要です。

本町では、少子高齢化の進行が深刻となっており、年少人口（0～14歳）は人口総数の1割を切っている状況です。（令和元年10月1日現在、茨城県常住人口調査四半期報）

公立小学校2校（五霞町立五霞東小学校、五霞町立五霞西小学校）、公立中学校1校（五霞町立五霞中学校）においても、年々児童生徒数が減少しており、令和元年5月1日現在の小学校児童数は346人で、特に低学年の児童数が減少しています。一方、中学校生徒は168人で、平成29年からは200人を下回り、減少が続いている状況です。平成28年度に小中一貫教育実施を目的とする義務教育学校が制度化されたことから、今後は、安全・安心に学べる教育環境の整備を含めた小・中学校のあり方についても検討を進めていく必要があります。

また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒や、家庭環境、経済的状况等による貧困を原因とした教育格差への対応など、福祉部門と連携して取り組んでいく必要があります。

まちの将来を担う子供たちは、家庭だけでなく地域もその育成に関わっていくことが大切です。そのためには、親世代、祖父母世代が自ら学ぶ機会を提供し、多様化・高度化した学習ニーズに対応した、いつでもどこでも学べる住民の生涯学習を支援し、地域の教育力の向上を図る必要があります。

本町では「いきいき茨城ゆめ国体2019」において、デモンストレーションスポーツ*としてまちの史跡をめぐる文化とスポーツを融合させたウォーキングを開催しました。また、令和2年夏には「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」も開催されることから、今後も、住民がスポーツに親しむとともに、まちの文化財に触れる機会を充実し、次代へと伝統や地域文化を継承していく必要があります。



公立小・中学校の児童生徒数の推移（学年別）

各年5月1日現在

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年
小学校	1学年（人）	67	71	58	53	42
	2学年（人）	59	65	71	59	52
	3学年（人）	61	60	66	67	59
	4学年（人）	68	60	61	65	65
	5学年（人）	58	68	61	62	66
	6学年（人）	70	59	67	59	62
	合計（人）	383	383	384	365	346
中学校	1学年（人）	60	67	55	61	52
	2学年（人）	92	59	68	54	61
	3学年（人）	84	92	61	68	55
	合計（人）	236	218	184	183	168

出典：学校基本調査結果報告書

生涯学習講座数・受講者数の推移

区分	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公民館	講座数	24	27	25	28	28
B&G海洋センター	講座数	10	10	12	11	11
合計講座数		34	37	37	39	39
公民館	受講者数（人）	252	296	270	244	278
	単発（人）	13	31	19	20	26
B&G海洋センター	受講者数（人）	124	204	205	170	116
合計受講者数（人）		389	531	494	434	420

出典：教育委員会

五霞町文化財一覧
県指定

番号	種別	名称	所在地	指定年月日
1	史跡	穴薬師古墳	川妻	昭和46年3月29日
2	工芸	梵 鐘	山王山	昭和43年3月28日

町指定

番号	種別	名称	所在地	指定年月日
1	書跡	東昌寺由来記 1 巻	山王山	昭和56年5月29日
2	書跡	豊臣秀吉公の禁札 1 巻	山王山	昭和56年5月29日
3	書跡	古河公方義氏虎印 1 巻	小手指	昭和56年5月29日
4	書跡	北条氏照の高札 1 巻	小手指	昭和56年5月29日
5	書跡	永禄十二年使僧徳阿公用伝馬朱印状	小手指	昭和56年5月29日
6	工芸	東照神君檜御扇子	山王山	昭和56年5月29日
7	建造	山 門	山王山	平成2年9月11日

出典：教育委員会

第1節の取組方針

本町においては、これからもめまぐるしく変化しグローバル化が進む社会に適應できるよう、知・徳・体のバランスのとれた、新しい時代に活躍できる子供の育成を目指します。

少子化が進行する中、子供たちのより良い教育環境を確保するため、まちの小・中学校のあり方の検討を進めていきます。

すべての住民が自ら学び続けることができるよう、生涯学習体制の充実を図るとともに、気軽にスポーツに親しめる環境づくりに取り組みます。

まちの文化財や地域文化を継承していきます。

施策の基本方針

(1) 時代に対応した学校教育の推進

★①確かな学力・健やかな体・豊かな心の育成

- ・児童生徒一人一人に配慮しつつ個性を生かす教育を基本に、基礎的・基本的な学力の確実な習得と、豊かな感性を育む人間形成、健やかな体の育成を目指しながら、それぞれのバランスがとれた教育を推進します。
- ・新学習指導要領を着実に実施するとともに、全国学力・学習状況調査の結果を活用して教育施策・指導の改善・充実を図り、児童生徒の確かな学力を育成します。
- ・道徳教育の推進や様々な体験活動、読書活動の充実を図り、児童生徒の自己肯定感・自己有用感を育成します。
- ・健康の保持増進や薬物乱用防止教育等の保健体育の教科学習、学校における体育活動を通じてスポーツをする楽しさに気づくことなど、児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成します。
- ・児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、各教科を通じた食育と学校給食を活用した実践的な指導を行います。
- ・子供たちの年齢に応じた活動や教育が行われるように、町内の認定こども園における幼児の教育環境及び教育内容の向上の促進に努めます。
- ・幼児と児童の交流や教諭等の合同研修などを実施し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るとともに、小・中学校間の連携による一貫教育の取組を推進します。



②新しい時代に活躍する人材の育成

- ・各教科の指導において、ICT*機器を積極的に活用し、児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラルについての教育も推進します。
- ・コンピュータに意図した処理を指示することを体験するプログラミング学習*を行うことで、論理的に考える力を育成します。
- ・小学生からの外国語教育の強化を図るとともに、地域の伝統・文化を学ぶことを通して異文化への理解を深め、将来グローバルに活躍する人材を育成します。

③社会的自立を促す体験学習の推進

- ・職場見学・職場体験を取り入れたキャリア教育*を推進し、職業的自立に向けた能力・態度を育成します。
- ・ボランティア活動や人権教育を通じて、地域社会の一員として自立を促します。

(2) 学校教育推進のための基盤づくり

①持続可能な教育体制の確立

- ・教員、事務職員、スクールカウンセラー*等の多様な人材が連携・分担し、子供たちに必要な資質・能力を身につけさせることができるチームとしての学校の実現に取り組み、指導体制・指導環境の整備に努めます。
- ・研修等の充実により教職員の資質能力の向上を図り、児童生徒の新しい時代に求められる資質・能力を育成するため、授業の工夫・改善を重ね、主体的・対話的で深い学びの実現に取り組みます。
- ・いじめや不登校対策については、子供たちや保護者が持つ悩みや心配事に迅速かつ的確に対応し、学校、教育委員会、関係機関が連携し、相談・指導体制の充実に努め、子供たちの健やかな成長を支援します。



★②安全・安心な教育環境の確保

- ・登下校時や校内において児童生徒が安全に過ごす環境づくりに取り組むなど、安全性を確保した教育環境の構築を図ります。
- ・子供たちが安全で快適な学校生活が送れるよう、教材等の教育環境や教育施設の老朽化対策等整備充実を計画的に行っていきます。
- ・子供たちが同年代の多くの仲間との交流や切磋琢磨を通して成長できるよう、小・中学校を通した一貫教育を推進するとともに、小学校の統合を検討していきます。

③多様なニーズに対応した教育の支援

- ・経済的な理由により就学が困難な児童生徒に対する援助を行うとともに、高等学校等への進学が困難な人への経済的な支援の検討を行います。
- ・障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に十分な教育を受けられるよう教育システムを構築し、子供のニーズに応じて多様で柔軟な仕組みを整備します。
- ・外国の国籍を有する児童生徒、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援や学習機会の確保に努めます。

(3) 生涯学習の充実と豊かな歴史文化の継承

★①家庭・地域の教育力の向上

- ・社会性や人間性豊かな子供たちの育成を図るため、学校・家庭・地域や保護者間の連携を強化しながら、家庭教育学級の内容の充実に努めます。
- ・青少年自身が、多様な交流や自主的活動を通じ積極的に地域社会活動に参加しながら、自立心や協調性、社会性などを身につけられるよう、家庭・学校・地域が連携しながら支援していきます。
- ・ボランティア等の地域活動などを通じて、まちの将来を担うリーダーの育成を図ります。
- ・家庭・学校・地域・行政・警察が一体となって、青少年に有害な図書やインターネット情報等を排除する環境浄化活動や、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止などの啓発・教育活動、青少年への声かけや地域でのあいさつ運動の実施など青少年の健全育成活動に努めます。

★②生涯学習の充実

- ・社会環境や住民の生活スタイルの変化等により多様化する学習ニーズに応えるため、地域・学校・行政が一体となった生涯学習体制の確立を目指します。
- ・住民の多様なニーズに即した様々な講座・教室の開設と内容の充実を図りながら、生涯学習に関する情報提供の充実に努めます。
- ・高齢者がタブレット端末*やスマートフォンを活用できるよう、ICT*関連の入門講座などの充実を図ります。
- ・生涯学習活動団体の主体的な活動の支援を行うとともに、これまでの学習の知識・技能や経験を生かし、生涯学習活動の担い手となる人材の発掘やリーダーの育成を行います。
- ・中央公民館など各種生涯学習施設の適切な管理運営と学習施設の機能の充実に努めながら、住民が自ら行う生涯学習の拠点として学習環境の充実を図ります。
- ・県立図書館などの関係機関と連携を図りながら、利用しやすい環境づくりに努めます。

③文化・芸術・スポーツ活動の充実

- ・子供たちが郷土への誇りと愛着を持てるよう、地域と協力し郷土芸能の保護に努めるとともに、地域のイベント等への参加を通じ後継者として育成し、地域文化を伝承していきます。
- ・住民が健康増進と生きがいづくりのために生涯スポーツ活動に取り組むことができるよう、また、障害者スポーツなどの情報発信に努め、誰もが気軽に、スポーツに親しめる環境づくりを推進していきます。
- ・住民が様々なスポーツに取り組めるよう、活動や練習場所の確保などを支援します。
- ・学校体育施設を積極的に開放し、地域に開かれた施設環境を進めます。
- ・スポーツを通じた交流や団体及びリーダー・指導者の育成・支援を進めます。
- ・B&G 海洋センターや既存施設を有効活用するため修繕等を計画的に推進し、諸施設の効率的な維持管理に努めます。

★④文化財の保護・活用

- ・発掘された埋蔵文化財の保護・記録保存や文化財保護のため、県・町指定文化財の保護に努め、文化財の収蔵及び展示施設についての検討を行います。
- ・現存する歴史的資料等の保存・整理を行い、新出文書等の掘り起こしや町内の文化財調査を推進します。
- ・歴史講座の開設やまちのホームページに文化財を掲載するなど、住民が文化財や歴史資料等に触れる機会を提供します。



現況と課題

働く女性の増加やライフスタイルの多様化により、晩婚化が進み少子化の一因ともなっていることから、本町では周辺自治体と連携した結婚支援に取り組み、結婚から子育てに至るまでの一貫した支援の充実を図ってきました。

また、子供を取り巻く環境も大きく変化しており、核家族化で孤立した母親は子育てに不安や悩みを抱え、子供は本来家庭で身につけるべき基本的な生活習慣を習得できていないなどの課題を解決するため、国においては平成24年「子ども・子育て関連3法*」を制定し、幼児期の学校教育・保育、地域の子供・子育て支援を総合的に推進する取組を進めてきました。

現在、本町には、私立の認定こども園が2園開設しており、0歳児から就学前までの幼児教育・保育を実施しています。また、「五霞町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者のニーズに応じた地域子育て支援事業を展開しています。今後も、子育て家庭のニーズの把握に努め、子育て支援の更なる充実を図ることが重要です。

本町の高齢化の進行は加速し、老年人口（65歳以上）割合は33.3%で、茨城県の29.3%を上回っている状況です。（令和元年10月1日現在、茨城県常住人口調査）このような急激な高齢化に対応するため、まちでは団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる令和7年を見据えた「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の第7期計画（平成30～令和2年度）を策定し、地域で支え合う健康で安心して生活できるまちづくりを推進しています。これからの高齢化率の増加に向けて、まちの高齢者が元気でいきいきと活動できるよう支援に努めるとともに、介護が必要となった場合でも可能な限り地域で安心して生活できるようなサポート体制を整えていく必要があります。

また、障害のある方の高齢化や障害の重度化・重複化も進んでおり、社会的ストレスの増大等に伴い、精神障害者のみならず、多種多様な心の病がある人が増加する傾向にあります。

こうした状況の中、本町では、平成27年に「第2次五霞町障害者計画」を策定し、計画に基づいた各種施策を展開しています。今後も、障害のある方を個人として尊重するとともに、安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、総合的に施策を展開していく必要があります。

国においては、生活習慣病の発症や重症化の予防対策、身体・心の健康の保持・向上、健全な食生活など、健やかで心豊かに生活し健康の増進を推進していくための国民健康づくり運動*を展開しています。本町においても、健康寿命の延伸を図り、住民一人一人が健康で幸せな生涯を送れるようニーズに応じた総合的な保健・医療体制の充実を図ることが大切です。

一方、医療については、町内に立地する一般診療所（2か所）及び歯科医院（2か所）、近隣に立地する総合病院等によって成り立っています。休日・夜間の救急医療について、茨城西南地方広域市町村圏事務組合（古河市、下妻市、坂東市、常総市、八千代町、五霞町、境町）で運営を行っており、7医療機関（小児は4医療機関）において対応しています。

今後も健康づくりについては、住民一人一人が健康の重要性を理解し、自らの健康管理、生活習慣の改善に取り組んでいけるよう、保健・医療・福祉機関それぞれの特性を生かしつつ、継続して支援していくことが大切です。また、急病の際の医療体制の充実や身近で診察・相談が受けられる地域医療の更なる充実が求められています。

要介護・要支援認定者数の推移

各年度末現在

区分 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
要支援1（人）	20	21	10	16	26
要支援2（人）	54	58	52	47	56
要介護1（人）	75	86	64	71	66
要介護2（人）	66	90	86	79	68
要介護3（人）	46	58	65	58	63
要介護4（人）	50	45	56	61	52
要介護5（人）	38	39	46	44	51
第1号被保険者 合計（人）	349	397	379	376	382
認定率（％）	14.55	15.75	14.56	14.06	13.82
第2号被保険者（人）	28	21	30	31	24
合計（人）	377	418	409	407	406

出典：健康福祉課

各種手帳所持者等の推移

各年度末現在

区分 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
身体障害者手帳保持者数（人）	278	286	301	305	325
療育手帳保持者数（人）	63	63	67	68	68
精神障害者保健福祉手帳保持者数（人）	49	61	62	53	55
難病等を患っている人（指定難病特定医療費受給者証所持者）（人）	43	44	51	53	64

出典：健康福祉課

がん検診受診率の推移

区分 \ 年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
肺がん（％）	39.8	38.2	39.6	29.2	36.0
胃がん（％）	23.5	21.1	21.8	15.3	18.2
大腸がん（％）	38.2	37.9	38.9	30.7	36.1
子宮がん（％）	38.1	32.8	35.0	27.9	30.7
乳がん（％）	66.8	55.3	49.8	44.4	42.0

出典：健康福祉課

特定健康診査・健康診査受診率の推移

区分 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国民健康保険（％）	35.0	35.4	36.6	38.7	35.7
後期高齢者医療（％）	15.0	17.2	19.3	21.1	21.1

出典：町民税務課

第2節の取組方針

核家族化やコミュニティの希薄化により孤立することが多い今の子育て世代を、まち全体で見守り、支援します。また、妊娠から出産、乳幼児を通した母子の健康を確保します。

高齢化が進む本町でこれからも増加する高齢者が、健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で暮らしていけるよう支援していきます。

障害のある方が自立した生活が送れるよう、個々の状況に応じた支援を推進するとともに、地域住民、関係機関、まちが連携して支えていく体制を確保していきます。

増加する生活習慣病やがん疾患の早期発見・早期治療を目指すとともに、住民が地域で診察・相談が受けられる「かかりつけ医・かかりつけ薬局（薬剤師）＊」の普及・定着を推進します。

施策の基本方針

（Ⅰ）子育て世代のくらしの充実

①結婚・出産・子育てスタートの支援

- ・結婚・妊娠・出産・子育てまでの一貫した支援を総合的に行っていくため、住民・活動団体・事業者・行政などの連携により、ライフステージ*に応じた情報提供や交流の場づくり、総合的な相談窓口の充実を図ります。
- ・茨城県や周辺自治体などと広域的に連携し、町内の活動団体、事業者、住民を巻き込み、結婚のきっかけとなる出会いの場の提供や結婚に向けた相談に対する支援を推進します。
- ・お父さん、お母さんが出産後に不安なく子育てができるよう支援の充実を図ります。
- ・新しい住民となるお子さんの誕生や学校入学などの節目を支援します。

★②母子の健康への支援

- ・一人一人の子供の健やかな育ちを支援するため、各種健康診査、予防接種、訪問指導、育児相談など、各種母子保健事業を推進します。
- ・妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、必要な情報提供や助言、保健指導を行い、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターを設置します。

③子育て家庭の応援

- ・「五霞町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、町内の認定こども園等幼児教育・保育施設と連携しながら、多様な子育てニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。
- ・子育て支援センターや児童館を活用し、子育てに関する情報の提供や相談、ふれあいの場の提供、子育て親子の仲間づくりを推進し、地域が一体となって、子供たちを温かく見守り育てていく環境づくりを進めます。
- ・ひとり親家庭の自立支援を図るため、生活、就労・就学の面における各種支援策や相談体制の充実を図ります。
- ・関係機関や団体等と連携しながら虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- ・小児がいる家庭、ひとり親家庭、妊娠されている方に対し、医療費における経済的負担を軽減します。

(2) 高齢者のくらしの充実

① 高齢者を支える制度の維持充実

- ・「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、計画の進行管理を図りながら、効果的・効率的な高齢者福祉サービスの提供に努めます。
- ・様々な状況にある高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域包括ケアシステム*の構築を図ります。
- ・環境上又は経済的な理由等により自宅での養護が困難で入所が必要であると判断された高齢者は養護老人ホームへ入所していただき、心身の健康保持と生活の安定を図ります。

★② 生きがいのづくりの推進と生活支援の充実

- ・高齢者がいきいきと活気あふれた生活を送れるよう、各種講座の開催や多様な活動機会の充実を図るとともに、活動拠点である公共施設の維持管理に努め、高齢者の生きがいのづくりを支援します。
- ・生涯学習やスポーツ・レクリエーション*活動、ボランティア、就労など、高齢者の知識や経験を生かした社会参加・地域貢献活動を支援します。
- ・地域ケアシステムにより高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように支援するとともに、地域住民の参加と協力を得ながら、日常生活を見守り、支える仕組みづくりの充実を図ります。
- ・要介護認定を受けた高齢者を在宅で介護している介護者に対しての家族介護教室や健康相談を実施し精神的負担の軽減を図ります。
- ・公共施設や道路等のバリアフリー*だけでなく、社会参加や情報、人々の意識などあらゆる分野でより一層のバリアフリー*を推進するとともに、交通弱者*である高齢者の移動手段の確保に努めます。

③ 介護保険の充実

- ・増加する介護保険サービス利用者に対応するため、居宅サービスや地域密着型サービスの充実を図ります。
- ・高齢者の心身の健康維持、安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点となる「五霞町地域包括支援センター*」を中心に、地域の実情に応じて一人一人の多様なニーズに対応していきます。
- ・支援を要する人の把握に努めるとともに、介護予防に関する基本的な知識の普及啓発のため講演会、介護予防教室等を開催します。
- ・介護予防に関わる人材や活動団体を育成し、介護予防の取組や活動を支援します。
- ・医療と介護の両方を必要とする高齢者を支援するため、在宅医療と介護の連携を図り、一体的なサービス提供を推進します。
- ・まちや社会福祉協議会等が実施する公的な福祉サービス、民間企業のサービス、地域の支え合いで行われているサービスなど、各実施主体の連携や情報共有を図り、高齢者の生活支援の基盤整備を推進します。
- ・認知症の初期段階から専門職で構成されたチームによる支援を行うとともに、住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう認知症地域支援推進員*を配置し、医療機関、介護サービス事業所、地域の支援機関等と連携し支えていきます。

(3) 障害者の豊かなくらしの支援

★①支援体制の充実

- ・「五霞町障害者計画」に基づき、障害のある方ができる限り住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、福祉事業所等の関係機関との連携強化を図りながら、相談業務の充実やきめ細かな情報提供を行います。
- ・障害福祉に関わる各種情報の提供に努め、講演会や体験学習、ボランティア活動を通して障害に対する理解を促進します。
- ・一人一人の状況に応じた制度やサービスの情報を提供するとともに、十分な自己決定や意思表示が困難な人の権利擁護を推進し、障害のある方の相談に総合的に応じられる体制を強化します。
- ・障害のある未就学児の個々の状況に応じた教育・保育が進められるよう、医療機関、保健所、児童相談所、関係機関等との連携体制を整備します。
- ・妊婦や乳幼児健診等の各種健康診査や健康相談を通じ、障害の早期発見に努め、早期療育へとつなげます。
- ・災害時に迅速に対応できるよう援護を必要とする障害のある方を把握し、災害時要援護者台帳管理システムを構築します。
- ・支援が必要な方に対しては、地域住民と協力し日常的に見守り活動が実施されるシステムの構築に努めます。
- ・障害者手帳を持っている方、療育手帳を持っている方、障害者年金受給者の方を対象として医療費における経済的負担を軽減します。

②自立した生活のための支援の充実

- ・障害のある方の在宅生活と介護者を支えるため、障害特性に応じたサービスや施設への短期入所や日中の預かりの充実を図ります。
- ・障害のある方が、意欲や適正、能力に応じて就労できるよう、企業や事業所等に障害者を雇用したときの各種助成制度等の周知を図るとともに、ハローワーク*古河等と連携し、情報の提供や雇用、就労を支援します。
- ・障害のため一般就労が困難な方に対して、就労に必要な能力向上等の訓練を行う事業や多様な働き方を選択できる環境整備を支援します。

(4) 住民の健康なくらし

★①健康づくりの推進

- ・住民が生涯にわたって健康に暮らすことを目指すため、「五霞町健康づくり計画」に基づき、ライフステージ*に応じた住民の健康づくり活動への支援を総合的に展開します。
- ・食生活改善推進員*及び健康づくり協力員*の育成など地域ぐるみの健康づくり体制を構築していきます。
- ・広報・啓発活動の推進や教室・講座の開催、健康診査や各種がん検診などを通じて、健康に対する正しい知識の普及や「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図ります。

★②疾病予防の充実

- ・乳幼児期からの感染症予防のために、感染症と予防接種について正しい知識の普及を行い、接種率の向上に努めます。
- ・関係機関との連携のもと、感染症に関する正しい知識の普及を行いながら、感染症の発生・蔓延防止に努めます。
- ・国が定めた高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン*に沿った取組を推進します。
- ・「五霞町国民健康保険保健事業総合計画」に基づき、まちでは生活習慣病予防を目的とした特定健康診査・特定保健指導*を受診しやすい環境づくりに努めます。
- ・特定健康診査のデータ活用を進め、保健師や管理栄養士が連携し、疾病予防の充実を図ります。

★③医療体制の充実

- ・医療ニーズの高度化や救急・休日・夜間の医療ニーズに対応できるよう、関係医療機関と連携を密にしながら、地域医療体制の整備・充実に努めます。
- ・茨城県救急医療情報システムや救急の電話相談について、緊急時に使えるようわかりやすい情報発信に努めます。
- ・医療機関に関する情報提供を充実させながら、身近な地域で気軽に相談や診察などが受けられる「かかりつけ医*」や「かかりつけ薬局（薬剤師）*」の普及・定着を推進します。





第3章 まちのしくみづくり

ー ソーシャルデザイン ー

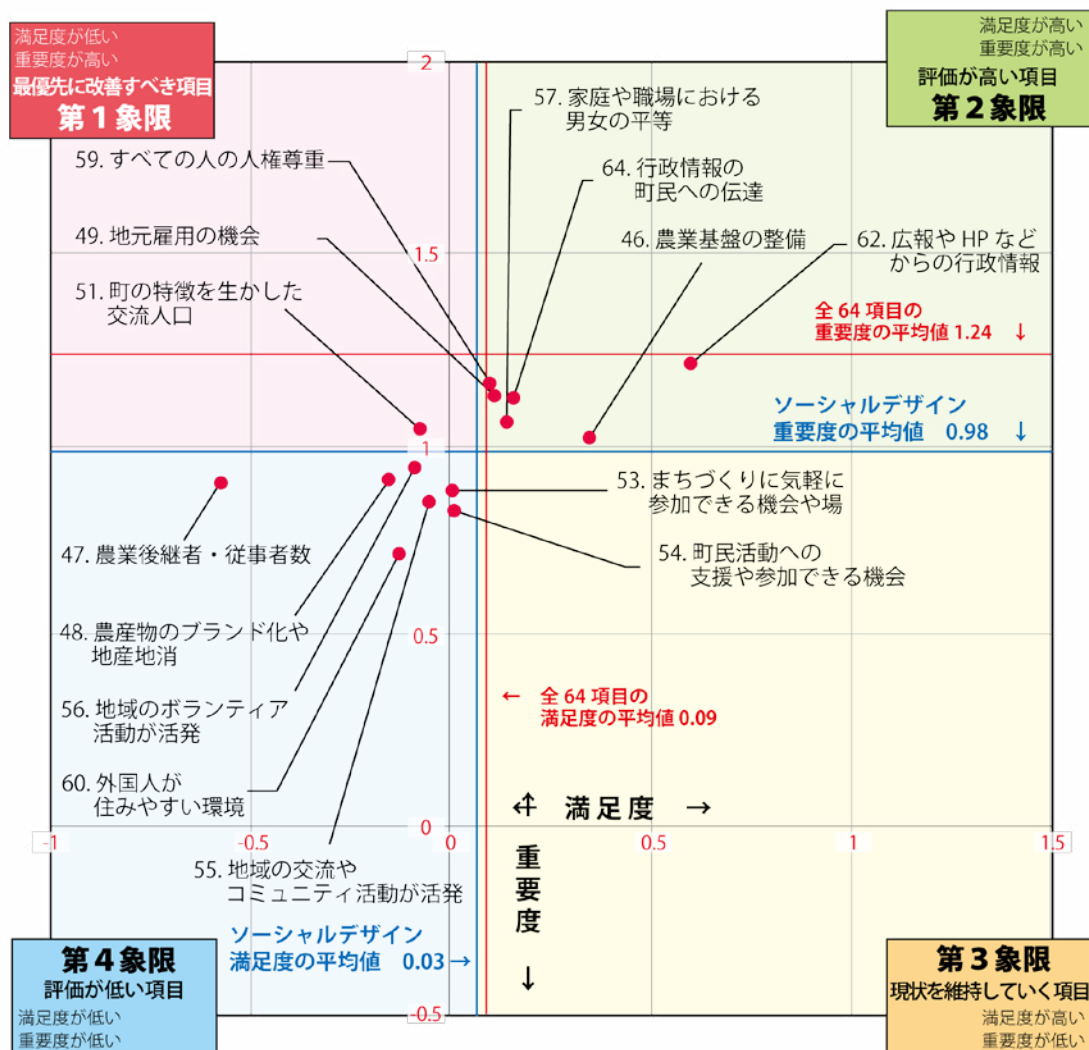
第4編 第I期基本計画 用語解説 第3章 まちのしくみづくり

ページ	用語	解説
89,91	同和問題	日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題をいう。
89	LGBT・性的マイノリティ	性的マイノリティは、何らかの意味で「性」のあり方が多数派と異なる人のこと。LGBTはレズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字をとった単語であり、性的マイノリティを表す言葉の1つである。
89,92	SNS	インターネット上でコミュニティを作り、人間関係の構築を促進するサービスのことをいう。
91	女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（2016年4月1日施行）。女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的とした法律。施行から10年間の時限立法となっている。
92,97	ネットワーク	「網（net）」という意味の英単語を語源とし、人間関係の広がりや、組織や集団、拠点などの間の繋がりがりや体系、交通機関や道路等の地理的な構造などを総称したものである。
92	コーディネーター	物事が円滑に行われるように、全体の調整や進行を担当する人のことをいう。
92	ツイッター	インターネット上で、不特定多数の人に向けて短文を発信したり、また他の人の投稿を読んだりすることができるサービス。米国オプビアス（現ツイッター）社が2006年にサービスを開始した。
92	フェイスブック	米国の代表的なSNSの一つ。また、そのサービスを運営する企業。2004年、ハーバード大学の学生向けサービスとして始まった。2008年より日本語版サービスを開始した。
93,95	ハローワーク	公共職業安定所の愛称である。
93	サイクリングロード	主に自転車のみを通行させるために独立して設けられる道路のことをいう。
96,97	グリーン・ツーリズム	農村や漁村での長期滞在型休暇。都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動のことをいう。
97	6次産業	農林水産業・畜産業などの「第1次産業」に携わる農家が、食品の加工から販売まで手がけることで、第1次産業、第2次産業、第3次産業まで一貫して携わることをいう。
97	ふるさと納税	納税者が自分で選んだ自治体に寄付した場合に、所定の自己負担額を除く全額が所得税および住民税から控除される制度で、平成20年度（2008年度）から導入している。
97	人・農地プラン	農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表する計画のことをいう。

第3章 まちのしくみづくり –ソーシャルデザイン–

ソーシャルデザインに関わる施策の満足度と重要度（住民意向調査からのCS分析）

- 最優先に改善すべき項目（第1象限）は、「町の特徴を生かした交流人口」の1項目で、『観光』に関する施策については、今後強化していく必要があります。
- 評価が高い項目（第2象限）については、「すべての人の人権尊重」、「家庭や職場において男女の平等」などの『人権』や『男女共同参画』についての施策や、「行政情報の町民への伝達」、「広報やHPなどからの行政情報」などの『行政の広報』関係の施策となっています。
- 評価が低い項目（第4象限）は、「地域の交流やコミュニティ活動が活発」、「町民活動への支援や参加できる機会」などの『地域活動』や『町民活動』に関する施策、さらに、「外国人が住みやすい環境」も入っており、『多文化共生』についても、今後の課題となっています。また、農業については評価が低い項目（第4象限）が多い結果となりましたが、農業の「基盤」の面では評価が高くなっています。



【CS分析】平成30年12月に実施した住民意向調査で、五霞町内で日常生活を送る上で64項目の施策について「どのように感じているか（満足度）」と「将来の重要度」について5段階評価の結果について、「2点」から「-2点」でポイント化し各項目の平均値を算出し、プロットした分布図として表現しました。

計画体系

節【施策】	項【施策の基本方針】	目
1 まちのわ（輪・和）	(1) 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進	①人権・男女共同参画意識の高揚
		②暮らしやすさを守る仕組みの充実
	(2) 住民同士・行政と住民との協力関係の充実	①地域コミュニティ活動や地域の交流の場の充実
		②住民とともに進めるまちづくり
2 まちの活力	(1) 地域の内外で連携するまちづくり	①地域福祉を進める体制の充実
		②地域福祉を支援する制度や仕組みの充実
		③仕事の機会充実への支援
		④地域間交流の推進
	(2) まちの農商工活性化	①農業の活性化
		②まちの商工業の活性化

成果指標

節	施策の成果指標	現状値 (R1 年)	▶	目標値 (R6 年)
まちのわ (輪・和)	人権講演会等の参加者数	300 人	▶	330 人
	公募委員が 10%以上の審議会の割合	3 会議	▶	5 会議
まちの活力	観光入込客数	816,700 人 (H30 年)	▶	830,000 人
	6次産業化事業者数	2 人	▶	5 人
	工業クラブに加盟する五霞町在住の就業者の割合	8.8%	▶	10.0%



現況と課題

人権の尊重は国民の権利であり、国際社会における基本原則です。しかし、依然として女性、子供、高齢者、障害のある方、同和問題*、外国人などに対する様々な人権問題が存在しているとともに、家庭での児童虐待、いじめや不登校、インターネットによる人権侵害やLGBT等の性的マイノリティ*に対する偏見なども社会問題となっています。また、社会環境が成熟し、一人一人の価値観やニーズが多様化している中、家庭や地域、社会の中において性別による固定的役割分担意識に関する問題が依然として残っています。このため、本町では、各種啓発活動を通じて住民一人一人の人権意識・男女共同参画意識の高揚に努めていますが、より効果的な活動に取り組み、誰もが暮らしやすい社会環境を構築していく必要があります。

また、地域社会に目を向けると、地域活動の担い手の高齢化や住民間のつながりの希薄化、地域課題の複雑化など様々な問題が生じています。しかし、行政任せではなく自ら課題に取り組む住民や団体等も増えており、住民と行政が協力してまちづくりを進める「協働」の動きがみられています。

このような中、本町では、行政区ごとに組織された住民自治組織が中心となり、地域コミュニティ活動が行われてきました。また、伝統文化・芸術・スポーツ団体や福祉・教育活動など、特定の目的や分野に応じて組織された活動団体等によるコミュニティ活動も増えてきています。

しかし、担い手の高齢化やつながりの希薄化は顕著であり、形成された団体同士の連携も乏しく、それぞれの活動内容がわからないという現状があるため、地域社会の課題に対して住民一人一人が主体的に取り組む意識の醸成や地域人材の育成・養成・確保、各団体同士の情報共有・把握や積極的な周知等に努めていく必要があります。

町政運営に当たっては、「協働」によるまちづくりの推進が重要であり、住民の参画が不可欠です。そのためには、住民意見を広く聴き、行政に関心を持ってもらうため適宜必要な情報を提供していく必要があります。

本町においては、住民の町政への参画促進のため、行政懇談会やパブリックコメント等様々な機会を設けて意見を収集・把握し、町政への反映に努めています。また、町政情報は現在広報紙やホームページ、SNS*等において発信していますが、情報の取得には偏りがあり、一部の人にしか届いておらず、より効果的な発信をしていくことが重要です。

今後はさらに開かれた町政の実現を目指し、誰もが参画できるよう、あらゆる情報媒体を積極的に活用しながら、広報・広聴の取組を充実させる必要があります。

また、今後は「協働」からさらに一歩進み、住民と行政だけではなく企業や各種団体等が相互に助け合いながら新たなまちの魅力や地域の価値を高め、まちの未来と一緒に創り上げる「協創」によるまちづくりを目指していくことが大切です。

外国人登録者数の推移

区分 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録者数（人）	144	121	145	159	179
世帯数（世帯）	103	81	97	112	128

出典：町民税務課

行政組合加入率・世帯数の推移

区分 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
加入率（％）	61.73	60.68	61.53	60.55	59.66
世帯数（戸）	3,031	3,034	2,958	2,971	2,980

出典：総務課

民生委員・児童委員の活動日数（委員数 20名）

区分 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間活動日数（日）	1,970	1,899	2,157	2,202	2,324
1人当たり 活動日数（日/人）	98.5	94.95	107.85	110.1	116.2

出典：健康福祉課

ホームページアクセス数（pv）

区分 \ 年度	インプレッション数（pv）	スマホ（pv）
平成26年度	462,992pv	8,487pv
平成27年度	518,505pv	15,065pv
平成28年度	520,299pv	18,486pv
平成29年度	526,507pv	21,765pv
平成30年度	646,580pv	46,131pv

出典：総務課

第1節の取組方針

性別や立場に関わりなく、すべての人が一人の住民として尊重され、その個性と能力が十分に発揮できる、誰もが安心して働き・暮らせるまちを目指します。

地域の課題に対し、住民一人一人が主体的に取り組んでいけるよう意識の醸成を図るとともに、地域活動の人材の育成等に努めます。さらに、活動団体同士の連携強化を図ります。

より開かれた町政の実現を目指し、効果的な広報を推進していきます。引き続き、行政懇談会などを通じて課題、意見・要望などの把握に努めます。

住民、行政、企業等が相互に助け合いながら、まちの輪となり未来と一緒に創り上げていく「協創」のまちづくりを目指します。

施策の基本方針

(1) 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

①人権・男女共同参画意識の高揚

- ・講演会・講座の開催や研修の実施など、あらゆる学習機会を通して人権感覚や人権意識、人権課題に対する正しい理解と認識を醸成します。
- ・国・県・学校・民間団体などとの連携のもと、人権に関する効果的な啓発活動を推進します。
- ・男女が互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。
- ・「五霞町男女共同参画推進プラン」に基づき、男女共同参画に向けた施策を総合的に推進するとともに、男女共同参画意識の啓発や学習支援、広報活動を推進します。
- ・リーフレット等を作成し、町内の事業主や労働者等に対し、仕事と家庭の両立に対する理解の促進に努めるとともに、町内事業所への「女性活躍推進法*」の周知や啓発を図ります。

★②暮らしやすさを守る仕組みの充実

- ・人が暮らしやすい地域づくりを目指すため、関係機関と連携を図りながら、相談体制や支援体制の充実を図ります。
- ・地域住民に対し、福祉の向上と人権・同和問題*に関する理解を深めるためのまちづくり拠点施設として、啓発、住民交流等の事業推進を図ります。
- ・町内に在住・在勤する外国人の暮らしやすい環境づくりを進めます。

(2) 住民同士・行政と住民との協力関係の充実

①地域コミュニティ活動や地域の交流の場の充実

- ・地域の課題を地域自ら解決できる住民自治の地域づくり，地域主導のまちづくりを進めるため，住民のコミュニティ意識を高めます。
- ・行政区ごとに活動する地縁型の地域コミュニティ組織の活動支援に努めます。
- ・分野ごとに活動する目的型の団体・コミュニティ組織の形成及び活動支援に努めます。
- ・地域コミュニティ組織や目的型の活動団体等の相互ネットワーク*化の充実に努めます。
- ・公共施設等において，地域コミュニティ活動拠点や交流の場としての機能の充実に図ります。

★②住民とともに進めるまちづくり

- ・「協創」のまちづくりを推進するため，住民がまちづくり活動に参画する機会の充実に図ります。
- ・地域住民における主体的・自主的な地域づくりの取組を担う人材の育成を図るため，組織の核となるボランティアリーダーやコーディネーター*の育成の充実に努めます。
- ・ボランティア団体など多様なまちづくり活動に対応できる組織体制の確立を図るため，活動組織の相互の交流と連携を深め，活動が活性化されるようネットワーク*の形成を支援します。
- ・地域における人材育成や人的資源を活用するための仕組みづくりを進めるとともに，自立した地域活動へと発展させていくための環境づくりに取り組みます。
- ・より開かれた町議会を目指し，まちのホームページへの議会スケジュールや審議内容の掲載，委員会の傍聴や土・日の議会開催等，情報公開の手段を検討します。
- ・住民の声を行政運営に積極的に反映するため，行政懇談会を始め，各種審議会や委員会の開催，パブリックコメントの実施など，様々な機会を通じて住民ニーズを的確に把握するよう努めます。
- ・情報提供を徹底し，住民と行政との情報の共有化を図ります。
- ・行政情報の正確な伝達や住民の五感への愛着や誇りを育むため，広報紙やホームページ，SNS*（ツイッター*，フェイスブック*，メール配信など）などを通じて的確かつ迅速にわかりやすい情報の提供に努めます。



現況と課題

住み慣れた地域で誰もが安心して幸せに暮らし続けるためには、行政だけではなく、住民と地域が協力し、互いに助け合い、支え合い、協力することが大切です。本町では、五霞町地域ケアシステムを推進し、各種団体と連携しながら地域の方へ必要な見守りの実施、支援に努めています。今後も、福祉団体等やボランティア活動団体の力をさらに生かしながら、個々の地域の実情にあった地域福祉の仕組みを整えていく必要があります。

社会の変化とともに結婚への価値観や雇用形態の多様化が進み、自由なライフスタイルの選択が可能になった一方で、格差を生むことにもつながるなど、これまでになかった課題を生み出しています。また、雇用支援に関してはハローワーク*と連携した取組を行っています。今後も変化していく社会の中、公共としての役割を踏まえつつ、住民が幸せに暮らしていけるための支援体制の更なる充実を図っていく必要があります。

観光について、本町は権現堂調節池等の水辺空間や童夢公園周辺の公園など水と緑にあふれた豊かな自然環境や東昌寺や穴薬師古墳など歴史を感じる文化財など、魅力ある地域資源を数多く有しています。また、県境には広域的なサイクリングロード*も整備され、新たな地域資源としての活用が期待できるところです。まちの観光入込客数は増加傾向にありますが、五霞インターチェンジによる広域的な交通利便性を生かし、さらに多くの人が訪れるまちを目指していくことが大切です。町内に点在する地域資源をバランスよく活用しながら、自らのまちの価値や魅力を正しく認識し、より一層の魅力向上に努めるとともに、幅広い地域との交流の促進につなげ、効果的な観光情報の発信に努めていく必要があります。

四方を河川に囲まれた肥沃な土地条件を有する本町では、昔から“米づくり”や“野菜づくり”が主な基幹産業として重要な役割を果たしてきました。近年、農業従事者の高齢化や農業就業人口の減少などにより農業を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、今後も各関係機関と連携・協力し農業後継者の育成・確保を図るとともに、意欲ある農業者への農地集積・集約化を進めていく必要があります。さらに、道の駅ごかの農産物直売所を拠点に、新しい農業への展開を図るなど、収益性の高い農業の推進に取り組む必要があります。

工業について、本町では権現堂川及び中川沿いの川妻地区や大崎地区を始め、元栗橋押出地区、土与部地区、江川地区などを中心に工業団地の造成を行い、積極的に工場誘致を行ってきました。既存の工業団地においては、ほぼ立地が完了し、多くの優良企業が操業しています。今後は、既存企業に対するニーズに応じた優遇措置、資金調達の円滑化などを行う必要があります。

商業については、一部市街地内や幹線道路の沿線に複数の中小商店が見られるものの、消費者ニーズに対応した商店街の形成には至っていません。消費者は町外へ流出している状況にあり、活性化のための有効な対応策が求められています。今後、首都圏中央連絡自動車道五霞インターチェンジ周辺地域の開発に伴い商業、工業、流通など様々な企業の誘致を推進するとともに、新たな商業振興のあり方等について検討を進めていく必要があります。

道の駅ご来店客数（レジ通過者）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
781,038人	805,498人	810,645人	806,188人	807,515人

出典：産業課

道の駅ごかへの農産物出荷者数（町内）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
114人	110人	103人	105人	103人

出典：産業課

観光入込客数

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
798,600人	807,800人	809,600人	816,700人

出典：茨城県観光客動態調査（平成26年該当データなし）



第2節の取組方針

あらゆる人々が互いに助け合い、支え合い、協力しあえるまちを目指し、行政の力だけではなく民間の福祉団体や福祉ボランティアと連携した地域福祉活動をより一層促進していきます。

雇用に関しては、公共としての役割を踏まえつつ、住民が幸せに暮らしていけるための支援体制の更なる充実を図っていく必要があります。

観光においては、町内の地域資源を活用しながらイベントを開催するなど、町内外の交流の促進につなげるとともに、効果的な観光情報の発信に努めます。

持続的な農業を実現するため、農業後継者の育成・確保を図るとともに、担い手への農地集積・集約化を進めていきます。さらに、時代の変化に対応した新しい農業への展開を図ります。

商業においては、様々な企業の誘致を推進し、新たな商業振興のあり方等について検討を進めます。

まちを構成する様々な分野において、バランスをとりながら効果的な施策を推進し、まちの活性化に努めていきます。

施策の基本方針

(1) 地域の内外で連携するまちづくり

★①地域福祉を進める体制の充実

- ・福祉サービスの利便性の向上や充実を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を構築するため、「第2次五霞町地域福祉計画」に基づき、各種福祉サービスの提供を図ります。
- ・地域福祉活動の中核的機関となる社会福祉協議会の活動の活性化を支援しながら、地域に根ざした福祉サービスの向上を図ります。
- ・社会福祉協議会と連携しながら、民生委員児童委員、ボランティア団体、各種福祉団体等の活動・育成支援を行い、地域福祉を推進する多様な担い手づくりを進めます。

②地域福祉を支援する制度や仕組みの充実

- ・地域ケアシステムの充実など地域ぐるみの取組に努め、地域福祉の充実に努めます。
- ・地域福祉活動を推進するため、社会福祉関係団体やボランティアの活動の拠点となる福祉センター「ひばりの里」を積極的に活用していきます。
- ・誰もが安心して、安定した生活を送ることができるよう、生活保護法に基づき必要な保護を行うとともに、ハローワーク*や社会福祉協議会などと連携しながら、生活や就労の助言・指導等を行い、自立を支援します。
- ・「貧困の連鎖」を防ぎ、子供の明るい未来をサポートするため、生活困窮世帯の子供に対する学習支援を行います。

★③仕事の機会充実への支援

- ・町内企業との連携強化により、常に最新の情報の掌握に努め、地元雇用拡大を図ります。
- ・ハローワーク*を始めとする関係機関との連携による就職情報の提供などを通じて、地元雇用の確保、促進に努め、雇用環境の整備・充実を図ります。

④地域間交流の推進

- ・緑地や水辺等の自然環境や歴史・文化的資産などのまちの観光資源を生かした新たなイベントの企画を推進します。
- ・町内の伝統行事の活性化と保存に努めるとともに新たな観光資源として活用できるように努め、町内の観光資源の掘り起こしを促進します。
- ・道の駅ごかを基点に、工場見学を始め、まちの資源を連携させた体験プランや自然豊かな地の利を生かしたサイクリングのイベント等を実施し、観光を推進します。
- ・道の駅ごかの情報発信・交流拠点機能を生かし、町内産農産物の直売や交流イベントを開催します。
- ・「食」をテーマとしたグリーン・ツーリズム*などを推進し、五霞の農業の魅力を体感してもらい、消費動向のニーズに合った安全・安心で美味しい五霞産農作物のイメージアップを図ります。
- ・パンフレットやインターネットなどを積極的に活用して、町内の自然的、歴史的、文化的財産の町内外へのPRを積極的に進めます。
- ・広域共同事業など周辺自治体や関係自治体との連携・協力を積極的に展開します。
- ・地域間交流や他都市との交流を推進し、積極的にまちの魅力をアピールします。
- ・生涯学習講座等と連動するなど、住民がまちや地域の魅力を再発見し、愛着と誇りが持てるような住民向けの観光イベントの実施を推進します。
- ・各種イベント等やPRを通して、五霞町に愛着を抱く、町外の「ごかファン」を増やします。



(2) まちの農商工活性化

★①農業の活性化

- ・ 農畜産業（第1次産業）に従事する者が食品加工（第2次産業）から流通・販売（第3次産業）までを総合的に手掛ける6次産業*化（1次×2次×3次＝6次）の支援を行います。
- ・ 6次産業化商品をふるさと納税*返礼品に積極的に採用します。
- ・ 外部の人材活用により，新たな発想でまちの資源を活用した商品開発を推進します。
- ・ 自然，文化，人々など多様な資源を生かした魅力ある収穫体験等によるグリーン・ツーリズム*を推進し，食と農業への理解を深めます。
- ・ 本町の農業を支える人材・経営体を育成・確保するため，経営規模の拡大，法人化及び安定した経営への支援などを進めます。
- ・ 食料の安定供給の確保や農業の多面的機能の発揮に不可欠な社会共有資本である農地・農業用水路等の農業環境の維持保全を推進します。
- ・ 「人・農地プラン*」による農業の中心経営体を通して，耕作放棄地の解消と農地の有効活用を推進します。

★②まちの商工業の活性化

- ・ 五霞町商工会・五霞工業クラブが中核となり行政との顔の見える連携体制を構築し，伴走型での支援を行いながら，地域のにぎわい創出を支援します。
- ・ 中小規模事業者の現状を把握し，事業者自らが経営手法を改善できるように「気づき」を促しながら地域ブランドの構築，地域雇用の拡大を図ります。
- ・ 地域資源を活用した新商品開発や需要開拓支援を行い，魅力度の高い地場産品確立を目指します。
- ・ 事業継承支援の推進により，地域の小規模事業者の持続的発展を支援します。
- ・ 首都圏中央連絡自動車道によるインフラの強みを生かし，新業態の事業者創出支援を展開します。
- ・ 起業・創業や新分野への進出を促進するため，五霞町商工会と連携した創業支援ネットワーク*を構築し，創業希望者のニーズや各ステージに応じた支援を行います。





第4章 まちのしごと

— 行財政運営 —

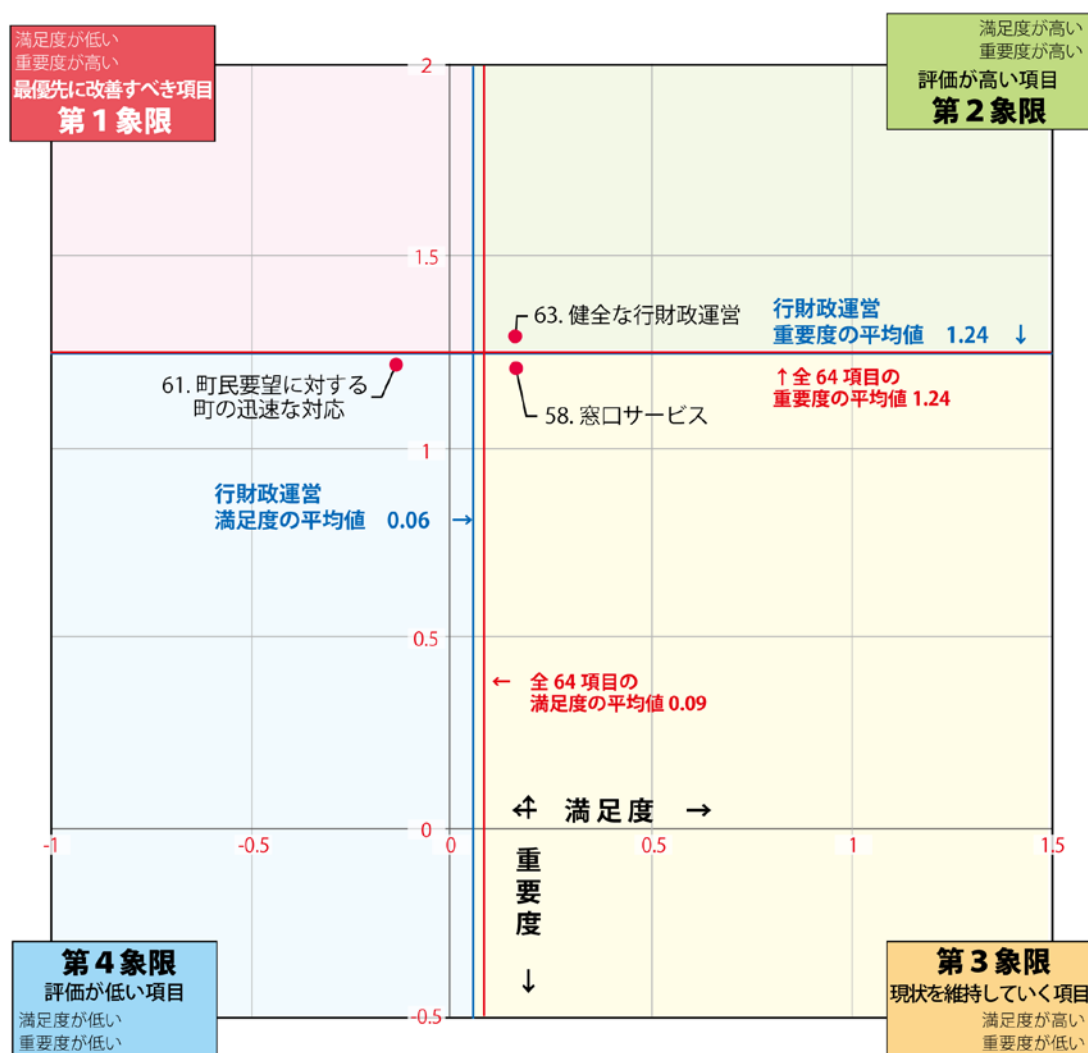
第4編 第I期基本計画 用語解説 第4章 まちのしごと

ページ	用語	解説
103,104,106	ICT	Information and Communication Technology の略。コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称のことをいう。
103	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律	行政手続きのオンライン原則や添付書類の撤廃のほか、マイナンバーカードの普及促進などの個別施策を定めた法律で、2019年5月に成立・公布された。
103,106	マイナンバーカード	国内に住むすべての人に割り当てられた12桁のマイナンバー（個人番号）と、顔写真や住所・氏名・性別・生年月日が搭載されたICカードのことをいう。
103,108	長寿命化	寿命が延びること、あるいは寿命を延ばすことを意味する表現。特に消耗品やインフラなどの耐久性を向上させ、長持ちさせることを指す場合が多い。
104	リスクマネジメント	営業活動に伴う様々な危険を最小の費用で食い止める経営管理活動のことをいう。
104	情報セキュリティ	情報の機密性、完全性、可用性を維持することをいう。
105	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方をいう。この実現のために、フレックスタイム、時短、在宅勤務、テレワークなどを導入する方法がある。
105	メンタルヘルス	心の健康のことをいう。精神的健康とも訳される。
106	オンライン化	コンピュータの入出力装置などが、中央処理装置と直結している状態のこと、また、端末がインターネットなどの通信回線に接続されていることをいう。
106	オープンデータ	国、地方公共団体、公益企業等が保有するデータを、一般の利用者がいつでも利用できるようにオープン化したデータのことをいう。
106	ビッグデータ	従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群のことをいう。
107	義務的経費	国や地方公共団体の歳出のうち、支出が法令などで義務付けられ、任意に縮減できない性質の経費のこと。人件費・公債費・扶助費などをいう。
107,108	特別会計	特定の歳入歳出を、一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計のことをいう。
107,108	繰出金	性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間や特別会計相互間において支出される経費のことをいう。
108	指定管理者制度	地方公共団体またはその外郭団体に限定されていた公の施設の管理・運営を民間事業者が担う制度のことをいう。
108	遊休財産	具体的な使途が決まっていない財産のことをいう。
108	ふるさと納税	納税者が自分で選んだ自治体に寄付した場合に、所定の自己負担額を除く全額が所得税および住民税から控除される制度で、平成20年度（2008年度）から導入している。
108	ガバメントクラウドファンディング	自治体などが事前に事業資金の用途を限定し、賛同者から寄付金を募集する仕組みのことをいう。

第4章 まちのしごと ー行財政運営ー

行財政運営に関わる施策の満足度と重要度（住民意向調査からのCS分析）

- 最優先に改善すべき項目（第1象限）は、該当がありません。
- 評価が高い項目のうち重要度が平均より若干高い項目（第2象限）については「健全な行財政運営」の内容が該当しています。また、評価が高い項目のうち重要度が平均より若干低い項目（第3象限）については「窓口サービス」の項目があげられています。
- 評価が低い項目（第4象限）は、「町民要望に対する町の迅速な対応」が該当しており、スピード感を持った行政サービスの提供が求められています。



【CS分析】平成30年12月に実施した住民意向調査で、五霞町内で日常生活を送る上で64項目の施策について「どのように感じているか（満足度）」と「将来の重要度」について5段階評価の結果について、「2点」から「-2点」でポイント化し各項目の平均値を算出し、プロットした分布図として表現しました。

計画体系

節【施策】	項【施策の基本方針】	目
1 行政運営	(1) 社会の変化に対応した行政運営	①総合計画の進行管理
		②リスクマネジメントへの対応
		③広域・民間との連携の推進
		④開かれた行政運営
	(2) 効果的な行政運営を行う人材育成と組織の最適化	①人事管理の適正化
		②行政組織の適正化
2 財政運営	(3) 満足度の高い行政サービスの最適化と利便性向上	①行政手続きの最適化と効率化
		②行政情報化の推進
	(1) 健全な財政運営	①計画的な財政運営
		②安定的な財源の確保
		①行政資源の有効活用
		②外部活力の導入
	(2) 公共施設等の計画的な管理と統合・廃止	

成果指標

節	施策の成果指標	現状値 (R1 年)	目標値 (R6 年)
行政運営	総合計画に掲げた成果指標が目標値を達成できた施策の割合	—	100%
	事務改善委員会により改善された事務の割合	22.2%	30%
	コンビニ交付サービスを利用する割合	6.45% (H30 年)	13.95%
財政運営	経常収支比率	95.9% (H30 年)	89.6%
	実質公債費比率	8.9% (H30 年)	7.4%
	将来負担比率	40.7% (H30 年)	59.5%
	役場庁舎と中央公民館の複合化	0.15%	100%



現況と課題

全国的に地方創生と地方分権が進む中、これからの自治体においては、自己決定・自己責任の原則のもと、役割と責務が拡大し、これまで以上に自主性の高い行政運営の確立が求められるようになってきています。さらに、社会経済のグローバル化・ボーダレス化の進展、頻発する自然災害への対策、公共施設等の老朽化対策、新たな課題への対応、住民ニーズの多様化や高度化への対応など様々な課題が顕在化する中、地域の実情やニーズに合った個性豊かな多様性のある行政運営へと変革が求められています。また、近年、スマートフォンなどの普及でICT*の活用が急速に進み、国では令和元年5月に「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律*（平成14年法律第151号）」を制定し、ICT*を活用した行政手続等の利便性向上や行政運営の簡素化・効率化を図る基本原則等が定められ、行政においてもICT*への対応は必須になってきています。

本町では、これまで、大きく変化する社会情勢や多様化する住民ニーズに適切に対応していくため、各種行政計画のもと、事務事業や公共施設の管理体制の見直しなどを行うとともに、様々な経費削減や人員削減に取り組みながら、健全で効率的な行政運営に取り組んできました。

今後も、質の高い行政サービスを将来にわたって持続的に提供するため、ICT*やマイナンバーカード*を活用した住民サービスの提供を推進し、継続的な組織の見直しや人事評価制度等の更なる活用、効果的な人材育成の実施等による職員の資質・能力の向上を図っていく必要があります。さらに、事務事業の合理化、行政改革の推進、公共施設の長寿命化*等を踏まえた公共施設の管理・活用等に努めていくなど、限られた行政資源を効率的かつ効果的に運用していくことが必要です。

職員数の推移

※特別職，再任用含む

年度 区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
職員数（人）	101	105	106	107	107

出典：総務課

マイナンバーカード申請受付・交付状況

年度 区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
住民基本台帳人口（人）	9,127	8,960	8,858	8,740
申請受付件数（件）	2,483	2,686	3,043	3,378
交付件数（件）	2,252	2,518	2,802	3,116
人口に占める申請割合（％）	27.2	30.0	34.4	38.6
人口に占める交付割合（％）	24.7	28.1	31.6	35.7

出典：町民税務課

第Ⅰ節の取組方針

行政改革や行政評価等と連携した総合計画の進行管理を着実に進め、限られた財源で最大の効果を生み出す体制を構築し、本町の目指す将来像の実現に努めます。

チェック機能を高めたリスクマネジメント*による、住民から信頼される透明性の高い公正な行政運営を推進するとともに、時代に対応した職員能力の向上と人材育成の推進を図り、人員の適材適所の配置や組織の見直しなど、職員能力が十分に発揮できる環境づくりに努めます。

さらに、既存のシステムを最大限に活用しながら、住民に対する行政サービスの向上と行政運営の高度化を図るための電子自治体の構築を一層進め、事務の簡素化・効率化や窓口業務の情報化を推進します。

また、自治体の境界を越えた広域での連携や各種団体・組織・企業との連携を進め、多様な主体の力をまちづくりに生かす体制の充実を図り、小さなまちならではの連携施策を推進します。

施策の基本方針

(Ⅰ) 社会の変化に対応した行政運営

①総合計画の進行管理

- ・事業の成果や達成度を測る行政評価システムなどの仕組みの充実により、各施策・事業の適切な推進を図り、総合計画に掲げた目標の実現を目指します。
- ・基礎自治体への権限移譲などを踏まえながら、従来の事務執行と合わせた効果的・効率的な手法の検討を行い、多様化する行政課題に対応した質の高い行政運営を展開します。
- ・総合計画との一体性を高めるため、総合計画の重点プロジェクトとして「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を位置づけ、人口・経済・地域社会の課題を解決する事業について重点的に取り組みます。
- ・コスト削減を目指す量の改革に加え、行政サービスや業務プロセス、組織や職員のレベルアップなど質の改革にも取り組み、行財政改革の更なる推進を図ります。

②リスクマネジメントへの対応

- ・ICT*の進展、新たな情報セキュリティ*の脅威に対応し続けていくために、教育・研修の実施により職員の意識向上を図り、定期的な情報セキュリティ*監査を実施するなど、物理的、技術的、人的対策の強化を進めます。
- ・個人の権利利益を保護するため、個人情報保護制度について適正な運用を図ります。また、制度の円滑な運用を推進するため、職員への知識習得と住民への周知を行います。

★③広域・民間との連携の推進

- ・広域的な課題、行政制度等について調査研究し、周辺自治体と連携を図りながら、広域的な行政サービスの向上を図ります。
- ・各種団体・組織・企業との連携を進め、多様な主体の力をまちづくりに生かす取組の充実を図ります。

④開かれた行政運営

- ・知る権利の保障と行政の説明責任を果たすため、情報公開の推進や情報提供の徹底、資料提供・閲覧の推進などを積極的に行います。
- ・住民の意識や動向を的確に把握するため、行政懇談会を始め、きめ細やかな広聴活動を展開し、町政への反映を図ります。

(2) 効果的な行政運営を行う人材育成と組織の最適化

★①人事管理の適正化

- ・職員の自主性・積極性を重視した人事制度の活用など、職員の能力を引き出し、組織の総合力を向上させる適材適所の人事管理に努めます。
- ・職員一人一人の資質の向上、能力の開発を進めるため、多様な研修への参加機会を確保するなど、意欲と行動力のある人材の育成を図ります。
- ・職員の健康管理や職場における安全・衛生面の適正な管理を行うとともに、ワーク・ライフ・バランス*の確保やメンタルヘルス*の相談体制、育児や介護をしながらでも働きやすい職場環境づくりなどを進めます。

★②行政組織の適正化

- ・社会情勢の変化、住民ニーズの変化に柔軟かつ的確に対応できるよう、組織・機構の再構築を図り、簡素で即応性の高い動ける組織づくりを進めます。
- ・町議会の活性化や議会の政策形成機能、監視機能等の強化が図られるよう議員の議会活動を補佐します。
- ・横断的あるいは緊急な課題に対し効率的に取り組むプロジェクトチームの活用を図ります。



(3) 満足度の高い行政サービスの最適化と利便性向上

★①行政手続きの最適化と効率化

- ・住民が来庁しなくても各種手続きができるようインターネットやマイナンバーカード*を利用したオンライン化*を推進し、簡単で便利、満足度の高い行政サービスを提供します。
- ・条例の制定・改廃，法令の解釈を適切に行うなど法令の遵守を徹底するとともに，地域独自の政策課題に対応した機敏な条例の立案など，公平・公正かつ柔軟な行政運営を推進します。また，適正な選挙の執行や公的統計調査の実施など適切に遂行します。
- ・町内に在住・在勤する外国人に向けて，関係機関と連携を取りながら，必要な情報の提供や多言語表記への対応を図るほか，相談・支援体制の充実に努めます。

②行政情報化の推進

- ・進展する ICT*環境に合わせたシステムの活用や更新を進め，更なる業務の効率化，トータルコスト削減，行政サービスの向上を図ります。
- ・行政が保有する情報をできる限りオープンデータ*化することにより，行政の透明性を高めるとともに，新たな民間サービスの創出，地域経済の発展につながるよう，オープンデータ*やビッグデータ*の活用の取組を推進します。



現況と課題

近年、地方自治を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、住民ニーズはさらに多種・多様化、高度化するとともに増加の一途をたどっています。また、長引く景気低迷による企業収益の悪化による税収の落ち込みなどの影響により、厳しい財政運営が続いています。

このような状況の中、これまでの行政サービスの維持を基本に、限られた財源・資源を有効に活用しながら、民間事業者など様々な関係機関との連携を図りつつ、行政運営の一層の効率化を進めていく必要があります。

本町の歳入については、税収全体でみれば、まちに立地する企業等の固定資産税や法人町民税の割合が多い状況ですが、経済情勢の変化により変動が生じるため先行きが不透明な状況です。また、補助金や交付税の減額を余儀なくされ、さらには年々適債事業が減少しているため、起債による財源の確保が難しく、これら収支不足を補填するため基金も年々減少している状況です。こうした状況の中、将来にわたって安定的な行政運営を可能とするため、経常的な経費の抑制に努めるとともに、自主財源を始めとする歳入の確保や、公共サービスに対する受益者負担の適正化、企業誘致の積極的な展開などあらゆる手段を講じて財政基盤の強化を図ることが必要です。このようなことから、歳入については、交付税や国県支出金等を当てにした「与えられる」行政経営から、財源確保を自ら行い、地域で創る・地域で稼ぐという自立した行政経営への転換を図っていく必要があります。

本町の歳出については、高齢化等の進展に伴う医療費や介護費、扶助費等義務的経費*や特別会計*等への繰出金*の増加など、財源不足による基金の取り崩しが続く非常に厳しい財政状況となっています。

さらに、人口減少・定住対策等の新たな財源需要や上下水道の経営戦略に基づくインフラ施設の維持管理、喫緊の問題とされる広域化等を考慮すると財政状況は引き続き、より厳しい状況が続くことが想定されます。このため、すべての執行事業についてコスト意識を持って抜本的な見直しを行い、真に必要な事業へ「選択と集中」を図り、基金の取り崩しや起債に依存しない財政運営を行う必要があります。

このようなことから、歳出については、付け焼刃的に行う「延命手術」ではなく、予測を立てて想定し事前に対策を練ることでムラのない計画を立て、ムリのない事業を行い、ムダのない支出をし、危機的な財源不足を解消していく必要があります。

決算規模の推移

年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
区分						
歳入	決算額（千円）	4,171,839	4,742,827	4,925,057	4,623,747	4,631,503
	増減率（％）	0.2	13.7	3.8	△6.1	0.2
歳出	決算額（千円）	3,774,841	4,139,968	4,375,040	4,424,572	4,247,753
	増減率（％）	△0.8	9.7	5.7	1.1	△4.0

出典：政策財務課

第2節の取組方針

自主・自律的な行政主体として、自主財源の確保などに努めながら、中長期の財政の見通しに基づき安定性のある健全な行財政運営基盤の確立を目指します。

そのため、安定的な財源の確保と無駄のない財務管理に取り組むとともに、新たな財源確保に向けた方法を検討し、税外収入を確保するよう取り組みます。

さらに、公共施設などの適正配置や町有財産などの有効活用を図りながら、指定管理者制度*による管理など外部活力の導入も進め、行政コストの節減に努めます。

施策の基本方針

(1) 健全な財政運営

①計画的な財政運営

- ・中長期的な展望に立って歳入の確保と財源の重点的かつ効率的な配分に努め、後年に多大な財政負担が発生しないよう、健全な財政運営を行います。
- ・行政評価及び行政改革と連動した事務事業の見直し、特別会計*等の経営健全化と一般会計繰出金*の抑制など、歳出全般にわたって見直しを行います。
- ・財務書類の作成に関する統一的な基準による財務諸表を公開し、説明責任を果たすことにより、財政状況とその運営の信頼性を高めます。
- ・住民の理解と協力のもと、適正な受益者負担による補助金や使用料等の見直しを進めます。

②安定的な財源の確保

- ・将来にわたり安定的な財政基盤を確立するため、遊休財産*の売却や貸付のほか、ふるさと納税*やガバメントクラウドファンディング*等の工夫した手法を活用するなど、税外収入を確保するような新たな財源確保に取り組みます。
- ・窓口での納税相談の充実を図るほか、多様な手段による自主納付の促進や滞納処分を行いながら、町税の確実な賦課、徴収に努めます。
- ・将来的に安定した財政運営を実現するため、交付税措置のある優良債や国県補助制度を有効に活用します。

(2) 公共施設等の計画的な管理と統合・廃止

★①行政資源の有効活用

- ・公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の適正配置を進めるとともに、効率的な管理や施設更新、長寿命化*対策により、将来的な財政負担の軽減・平準化を図ります。
- ・利用率の低い公共施設の他用途への転用や未利用財産の活用、施設の維持管理経費や事務経費の縮減化を図ります。

②外部活力の導入

- ・指定管理者制度*や業務委託などによる管理運営を進めるなど、民間活力の導入により効率的に事業を展開します。

第5編 国土強靱化地域計画

第5編 国土強靱化地域計画 用語解説

ページ	用語	解説
111	国土強靱化基本法	正式名称は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(平成25年法律第95号)。国民の生命と財産を守るため、事前防災・減災の考え方に基づき、強くしなやかな国をつくる「国土強靱化」の総合的・計画的な実施を目的とする法律である。
113,116,117	帰宅困難者	地震などの影響で公共交通機関が停止し、自宅へ帰ることが困難になった人々のことをいう。
113,120	サプライチェーン	原料調達、製造、物流、販売、廃棄などの一連の流れやその全体のことをいう。
113,114,115,116,117,121	ネットワーク	「網(net)」という意味の英単語を語源とし、人間関係の広がりや、組織や集団、拠点などの間の繋がりがりや体系、交通機関や道路等の地理的な構造などを総称したものである。
113,122,123	風評被害	根拠のない噂のために受ける被害。特に、事件や事故が発生した際、不適切な報道がなされたために、本来は無関係であるはずの人々や団体までもが受ける損害のことをいう。
114,115,116,117,119,123,124,125	自主防災組織	災害による被害を予防・軽減するための活動を行う、地域住民主体の任意団体のことをいう。
114,115,124,125	避難行動要支援者	災害発生時の避難等において、特に支援を要する方のことをいう。
114,115,124	要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のことをいう。
115,117,118,121,123,125	応援協定	災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、地方公共団体と民間事業者や関係機関との間、または地方公共団体間で締結される協定のことをいう。
115,117,120,121,125	事業継続計画(BCP)	「事業継続計画」と訳される。災害などの緊急事態が発生したときに、企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画のことをいう。
115,117	バックアップ	コンピュータで扱うデータやプログラムの破壊・紛失・盗難に備え、あらかじめ複製をとっておくことをいう。
115	タイムライン(防災行動計画)	防災関係機関が災害の発生を前提に、起こり得る状況を想定して、「いつ」「どのような防災行動を」「どの主体が行うか」を時系列に整理しまとめた防災計画のことをいう。
115,125	ハザードマップ	ある特定の災害に対して将来予想される災害の種類、規模、範囲などの危険地域を想定し、避難場所や避難路の確保など災害の軽減のための諸対策を記入した地図のことをいう。
116,117	自助・共助・公助	「自助」は災害時に自分自身の命を自分で守ること、「共助」は地域で災害発生時に力をあわせること、「公助」は公的機関が災害の問題を解決することをいう。
116	マンホールトイレ	下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するものである。
116,117,120	緊急輸送道路	地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事等が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいう。
117,123	災害時医療チーム(DMAT)	災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チームのことをいう。Disaster Medical Assistance Team の頭文字をとって「DMAT(ディーマツト)」と呼ばれる。
118,119,123	コミュニティFM	通常のFMより出力の小さい、市町村単位の小規模なFMラジオ放送のことをいう。
118	非常参集	非常時に職員が集まることをいう。
118	電源付加装置	災害などで停電しても非常用電源で信号機などを点灯させる発電機のことをいう。
119	地域防災計画	災害対策基本法に基づき、都道府県や市区町村の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画のことをいう。
121	再生可能エネルギー	太陽光や風力、地熱といった自然界に常に存在するエネルギーのことをいう。
121	蓄電設備	蓄電とは電気をためることを意味し、それらに関わる設備のことをいう。
121	コージェネレーション	電気と熱を同時に発生させる熱電併給システムの総称で、エネルギー効率の向上を目的とした、熱源から電力と共に熱を取り出すエネルギー供給システムのことをいう。
125	応急給水	施設の破損・故障などから水道による給水が不可能となった場合に、給水車等の運搬具を用いて、水道使用者に水を供給することをいう。
125	コーディネーター	物事が円滑に行われるように、全体の調整や進行を担当する人のことをいう。

第1章 五霞町国土強靱化地域計画

1. 国土強靱化の概要

(1) 国土強靱化とは

我が国は、地理的・地形的・気象的な特性により、これまで数多くの災害が起こり、その度に甚大な被害を受け、時間をかけて復旧・復興することを繰り返してきました。

近年の東日本大震災から得た教訓を踏まえ、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であり、最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えたまちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を行っていく必要があります。

いかなる災害等が発生しようとも、人命の保護が最大限に図られ、国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持され、国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化と迅速な復旧復興を基本とした、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進するものです。

(2) 五霞町国土強靱化地域計画の位置づけ

五霞町国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本法*第13条に規定された地域計画で、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものであり、地域における国土強靱化に係る計画等の指針としての性格を有するものです。

策定に当たっては、「茨城県国土強靱化計画」を参考として調和を図りつつ本町の特性を踏まえた計画とします。また、この地域計画は第6次五霞町総合計画と一体的に策定するものです。

(3) 五霞町における国土強靱化の基本的な考え方

第6次五霞町総合計画基本構想における将来像「キラリ★五霞町 ～快適で居心地のよいまち～」を本町の強靱化を推進する上での将来像とし、国・茨城県の国土強靱化の推進における基本目標を踏まえ、次の4つの基本目標を位置づけ、快適で居心地のよいまちづくりを推進します。

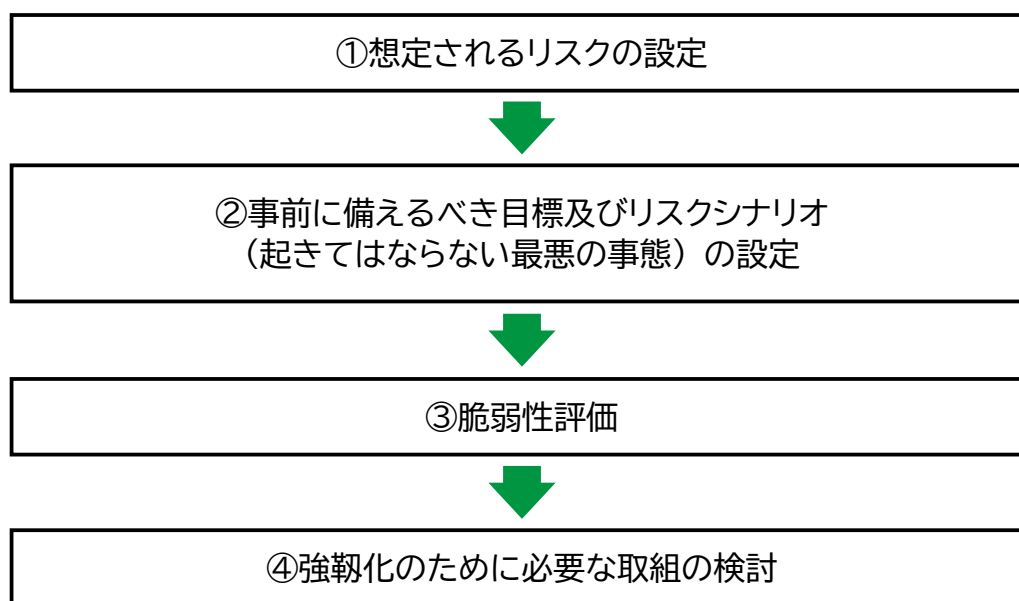
1. 人命の保護が最大限図られること
2. 町政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
3. 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興

2. 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価の考え方

本町における大規模自然災害等に対する脆弱性評価は、大規模自然災害等による甚大な被害を回避するために、現在の本町の施策のどこに脆弱性があるのかを明らかにするための評価です。

脆弱性評価は、国・県が実施した手法を参考として、以下の手順で行い、地域の強靱化のために取り組むべき施策を検討します。



(2) 想定されるリスク

茨城県国土強靱化計画(平成 29 年 2 月)では、茨城県に影響を及ぼすリスクとして「大規模自然災害」を対象とすると示されているため、本町においても地震、台風・竜巻・豪雨などの風水害等の自然災害全般を想定されるリスクとして設定します。また、これら自然災害は単独発生だけでなく、同時あるいは連続して災害が発生することで、より甚大な被害をもたらす可能性があることにも留意する必要があります。

(3) 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオの設定

国の基本計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」とその目標の妨げとなる45の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定し評価していますが、茨城県においては国を参考に地域特性に合わせて、8つの「事前に備えるべき目標」と39の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定しています。

本町においては、県の設定を参考に本町の実情や地域特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と42の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定しました。

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	広域にわたる大規模洪水等による多数の死者の発生
	1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5	大規模な土砂災害・風水害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者*への水・食料等の供給不足
	2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-8	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
	3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーン*の寸断等による町内企業の生産力低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーン*の維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク*等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	住民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワーク*が分断する事態
	6-5	異常湧水等により用水の供給の途絶
	6-6	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出
	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-6	風評被害*等による地域経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-7	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(4) 脆弱性評価の結果と取組対策

備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
---------	---------------------------------

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
1-3 広域にわたる大規模洪水等による多数の死者の発生
1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
1-5 大規模な土砂災害・風水害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

脆弱性評価の結果

脆弱性課題	脆弱性評価の結果	リスクシナリオ
●体制やシステムに関する基本課題		
基本課題 A	可能な限りの迅速で確実な救急救命活動が行える体制づくりが必要である。	1-1, 1-2, 1-3, 1-6
基本課題 B	迅速な措置や復旧の対応のための体制を構築しておく必要がある。	1-1, 1-2, 1-3, 1-5
基本課題 C	本町の体制の絶対的不足を補完するための広域的で多様な連携体制を明確化し、各機関等の支援・応援の受入れ体制を整備する必要がある。	1-1, 1-2, 1-3, 1-5
基本課題 D	住民、自主防災組織*等による救出・救護活動等を行う仕組みを検討する必要がある。	1-1
●施設や建物などモノに関する基本課題		
基本課題 E	建物の不燃化・難燃化の取組を推進する必要がある。	1-1
基本課題 F	下水道施設の機能を維持していく必要がある。	1-4
●情報の収集・伝達、設備やシステムの維持管理などソフト面に関する基本課題		
基本課題 G	平常時から情報通信ネットワーク*設備及び情報システムの管理・点検を行い、継続的に維持・稼働させる必要がある。	1-6
●備えるべき目標に関する個別課題		
個別課題①	災害対応機関等の予防能力や災害対応能力の向上を図り、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。	1-2
個別課題②	客観的な指標に基づく避難勧告等の発令基準を定め、逃げ遅れ者を最少にする必要がある。	1-4, 1-6
個別課題③	甚大な被害により対応が困難となった場合に被害を軽減する方策を検討する必要がある。	1-5
個別課題④	避難行動要支援者*や要配慮者*に対しての情報伝達・避難誘導等を定める必要がある。	1-6
個別課題⑤	防災拠点となる防災空間や避難地を確保する必要がある。	1-1, 1-2
個別課題⑥	不特定多数が集まる施設の安全確保のための点検・整備と適正管理が必要である。	1-2
個別課題⑦	住民に対して避難方法や災害情報の伝達方法などを広報する必要がある。	1-3
個別課題⑧	緊急事態へ対応可能な自助の準備の推進が必要である。	1-4





脆弱性への取組対策

脆弱性課題	取組対策	基本計画 参照ページ
基本課題 A	・救急体制の充実、強化、及び、広域的な連携体制を構築する。	P67(1)-①
基本課題 B	・災害時に迅速な応急措置や誘導員の配置ができるような応急体制を構築する。 ・迅速な道路復旧に向けた関係機関や対応業者との協力体制の明確化を図る。	P60(2)-① P67(1)-②
基本課題 C	・近隣市町やその他関係機関と連携が図れるよう協力体制を整備する。 ・遠方の市町村等との広域連携体制を整備する。 ・応援協定*の活用、各機関等への応援要請と受入れ体制を整備する。	P67(1) -②, ③ P104(1)-③
基本課題 D	・一定の安全を確保した上で、住民、自主防災組織*等による救出・救護活動等を行う仕組みを検討する。	P67(1) -②, ③
基本課題 E	・木造住宅の防火対策や住宅への不燃化対策、市街地での延焼防止などの火災予防、被害軽減のための取組を図る。	P59(1)-③ P67(1)-①
基本課題 F	・下水道施設・雨水排水施設の機能を継続的に維持していく。 ・下水道施設・雨水排水施設の耐震化を着実に進める。 ・下水道事業継続計画（BCP）*を継続的に見直し、内容の充実を図る。	P64(2) -②, ③
基本課題 G	・情報通信ネットワーク*設備及び、情報の周知システムの整備と継続的な管理・点検を行う。 ・情報システムの耐災性の向上とバックアップ*強化を図る。 ・非常用電源の確保と継続性の確保を図る。	P67(1)-② P92(2)-②
個別課題①	・消防活動、救助活動、医療活動における災害対応力強化のための体制、装備資器材等の充実強化を図る。 ・消防団の体制・装備・訓練の充実強化を図る。 ・自主防災組織*の充実強化を図る。 ・地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備し、明確な目標の下に合同訓練等を実施する。	P67(1) -①, ③
個別課題②	・タイムライン（防災行動計画）*を作成する。 ・住民の災害に対する理解を深め、災害対応力を高め逃げ遅れを減らす。 ・ライフラインの確保対策など総合的な防災対策を進める。	P67(1) -②, ③
個別課題③	・災害協定等により一時避難場所として広域避難の受入れ先の確保を図る。 ・災害予防体制の確立を図る。	P67(1)-② P104(1)-③
個別課題④	・高齢者や障害者など避難行動要支援者*名簿の作成や名簿を活用した情報伝達・避難誘導等を定める個別避難計画を策定する。 ・避難行動要配慮者*等の安全への支援をするため、各種ボランティアの協力による情報発信等を行う。	P82(2)-② P83(3)-① P91(1)-② P106(3)-①
個別課題⑤	・指定避難場所の更なる確保や防災拠点の確保、広域での避難場所の確保を行う。	P67(1)-②
個別課題⑥	・指定避難所である公共施設の安全確保のための修繕や建替えを行う。 ・防災拠点となる公共施設の耐震化・耐火性の向上を図る。 ・庁舎の老朽化対策を行う。	P77(2)-② P77(3)-② P108(2)-①
個別課題⑦	・避難行動の啓発や実践的な避難訓練を行う。 ・避難方法（避難経路・避難場所）及び情報の伝達方法などを広報する。 ・水害・地震等の防災ハザードマップ*、まちまるごとハザードマップ*により周知を図る。	P67(1)-②
個別課題⑧	・住民への備蓄品や浸水に対する災害対策の啓発と緊急事態へ対応可能な自助の準備を促進する。	P67(1) -②, ③

備えるべき目標	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者*への水・食料等の供給不足	
2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	

脆弱性評価の結果

脆弱性課題	脆弱性評価の結果	リスクシナリオ
●体制やシステムに関する基本課題		
基本課題 C	本町の体制の絶対的不足を補完するための広域的で多様な連携体制を明確化し、各機関等の支援・応援の受入れ体制を整備する必要がある。	2-3
基本課題 D	住民、自主防災組織*等による救出・救護活動等を行う仕組みを検討する必要がある。	2-2
●情報の収集・伝達、設備やシステムの維持管理などソフト面に関する基本課題		
基本課題 G	平常時から情報通信ネットワーク*設備及び情報システムの管理・点検を行い、継続的に維持・稼働させる必要がある。	2-2
●備えるべき目標に関する個別課題		
個別課題①	一時滞在施設や指定避難所における帰宅困難者*・避難者等の受入れ体制の確保を図る必要がある。	2-5, 2-8
個別課題②	緊急事態へ対応可能な自助・共助・公助*の準備の推進が必要である。	2-1, 2-2 2-4, 2-5
個別課題③	必要物資等の備蓄量の確保や物資調達・供給体制を構築するとともに、救援物資の受入れや仕分け、配送などについて、災害対策本部と各施設担当者の具体的なアクションプランを策定する必要がある。	2-1, 2-5
個別課題④	水の長期的な安定供給体制と資機材（給水車、給水タンク、給水栓、ポリタンクなど）の充実が必要である。	2-1, 2-5
個別課題⑤	仮設トイレやマンホールトイレ*などの資機材の整備やバキュームカーなどの移送手段の調達、汚水の受入れ施設の応援（確保）が必要である。	2-1, 2-5 2-7
個別課題⑥	災害対応機関等の予防能力や災害対応能力の向上を図り、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。	2-3
個別課題⑦	医療機関及び福祉施設における燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進する必要がある。	2-4
個別課題⑧	輸送基盤施設や緊急輸送道路*の耐震化や災害対策を進める必要がある。	2-1, 2-2
個別課題⑨	避難路や代替輸送路の確保や輸送等に必要な装備資器材の整備を進める必要がある。	2-2
個別課題⑩	救助・救急活動を行う緊急車両等（災害応急対策車両）や病院等の重要施設に中核給油所等から優先給油がスムーズに行われるよう訓練を行う必要がある。	2-4
個別課題⑪	地域の医療機関の活用を含めた適切な医療機能の提供のあり方について検討する必要がある。	2-6, 2-8
個別課題⑫	平時から予防接種を促進するとともに、災害時の感染症対策や健康管理について、職員や住民に対して日頃から周知しておく必要がある。	2-7, 2-8





脆弱性への取組対策

脆弱性課題	取組対策	基本計画 参照ページ
基本課題 C	- 近隣市町やその他関係機関と連携が図れるよう協力体制を整備する。 - 遠方の市町村等との広域連携体制を整備する。 - 応援協定*の活用、各機関等への応援要請と受入れ体制を整備する。	P67(1) - ①, ②, ③
基本課題 D	一定の安全を確保した上で、住民、自主防災組織*等による救出・救護活動等を行う仕組みを検討する。	P67(1) - ①, ②, ③
基本課題 G	- 情報通信ネットワーク*設備及び、情報の周知システムの整備と継続的な管理・点検を行う。 - 情報システムの耐災性の向上とバックアップ*強化を図る。 - 非常用電源の確保と継続性の確保を図る。	P67(1)- ② P92(2)- ②
個別課題①	- 災害発生の曜日、時間帯による帰宅困難者*の数の把握と受入れ体制の確保を図る。 - 避難所等における健康管理体制の整備を図る。	P63(2)- ① P67(1)- ② P77(2)- ② P84(4)- ②
個別課題②	住民への備蓄や地震や浸水に対する災害対策の啓発と緊急事態へ対応可能な自助・共助・公助*の準備を促進する。	P67(1) - ②, ③
個別課題③	- 各家庭や避難所における食料・燃料等の備蓄量の確保を促進する。 - 国や県、民間事業者等の協力・連携のもと、物資調達・供給体制を構築する。 - 避難者の長期受入れに対応できるよう食料・資材等の確保を進める。 - 支援物資の要請や受入れ、仕分けなど具体的な方法や役割を確認する。	P67(1) - ②, ③ P77(2)- ②
個別課題④	- 水道施設の耐震化や老朽化対策を計画的に進める。 - 給水車、給水タンク、給水栓、ポリタンク、ペットボトルや給水袋などの充実を図る。	P63(2)- ①
個別課題⑤	- 下水道事業継続計画（BCP）*を継続的に見直し、内容の充実を図りながら民間事業者との資材調達協定などを結べるよう協力体制を構築する。 - 下水道施設の耐震化を着実に進める。	P64(2)- ②
個別課題⑥	- 消防における災害対応力強化のための体制、装備資器材等の充実強化を図る。 - 消防団の体制・装備・訓練の充実強化を図る。 - 自主防災組織*の充実強化を図る。 - 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備し、明確な目標の下に合同訓練等を実施する。 - ライフラインの確保等の総合的な防災対策の強化を進める。	P67(1) - ①, ②, ③
個別課題⑦	地域で自立できるエネルギーインフラの構築を図るとともに、複数のエネルギー源の調達ルートの確保を図る。	P67(1)- ②
個別課題⑧	緊急輸送道路*のバイパス路線にもなる緊急輸送道路*につながる幹線道路の強化を図る。	P60(2)- ① P67(1)- ②
個別課題⑨	多様な主体が管理する道路を把握し、災害時に避難路や代替輸送路として確保、活用する。	P60(2)- ① P67(1)- ②
個別課題⑩	住民に対して緊急給油事業に係る理解を得るための普及啓発を図る。	P67(1)- ②
個別課題⑪	- 国・県などへ災害派遣医療チーム*の派遣要請を行う。 - 災害時の地域医療体制の確保を図る。	P67(1)- ② P84(4)- ③
個別課題⑫	- 感染症予防のための予防接種の促進を図る。 - 避難所生活における健康管理についての啓発（特に妊婦・乳幼児・高齢者）を図る。 - 平時からの手洗い・うがいなどの促進を図る。 - 感染症の正しい知識の普及、感染症の発生・蔓延の防止に努める。	P75(1)- ① P77(3)- ① P81(1)- ② P83,84(4) - ①, ②, ③

備えるべき目標	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	
3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	
3-3 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	

脆弱性評価の結果

脆弱性課題	脆弱性評価の結果	リスクシナリオ
●体制やシステムに関する基本課題		
基本課題 C	本町の体制の絶対的不足を補完するための広域的で多様な連携体制を明確化し、各機関等の支援・応援の受入れ体制を整備する必要がある。	3-3
●情報の収集・伝達、設備やシステムの維持管理などソフト面に関する基本課題		
基本課題 H	地域の実情や災害の種類に応じた多様な方法により災害情報を収集し確実に伝達する必要がある。	3-3
●備えるべき目標に関する個別課題		
個別課題①	災害時においても行政が機能できるよう万全を期する必要がある。	3-3
個別課題②	停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避する必要がある。	3-1, 3-2
個別課題③	災害時を想定した事件・事故への自己防衛対策の推進が必要である。	3-1, 3-2
個別課題④	関係機関との連携、災害警備活動の強化を図っていく必要がある。	3-1
個別課題⑤	緊急事態へ対応可能な自助の準備の推進が必要である。	3-3



脆弱性への取組対策

脆弱性課題	取組対策	基本計画 参照ページ
基本課題 C	・近隣市町やその他関係機関と連携が図れるよう協力体制を整備する。 ・遠方の市町村等との広域連携体制を整備する。 ・応援協定*の活用、各機関等への応援要請と受入れ体制を整備する。	P67(1) - ②, ③ P104(1)- ③
基本課題 H	・防災行政無線や各種媒体（メール、コミュニティ FM*など）を活用した情報伝達、周知システムを強靱化して、住民が混乱しないように、被災状況を把握し適切な情報発信をする。	P67(1) - ②, ③
個別課題①	・上下水道については、経験者の応援体制で対応し、運転管理は包括的民間委託により業者委託しているため民間の力で対応する。 ・学校では、災害時においても適切な教育相談及び指導を行うことができる体制を整備する。 ・先導的に対応していくことのできる職員の育成を図る。 ・職員の非常参集*訓練等を継続的に実施する。	P63(2)- ① P64(2) - ②, ③ P77(2)- ② P105(2) - ①, ②
個別課題②	・電源付加装置*を有する信号機の整備促進を図る。	P68(2)- ①
個別課題③	・住民に災害時の自己防衛対策についての啓発を実施する。	P68(2) - ①, ③
個別課題④	・実践的な訓練を実施し、災害警備活動の強化を図る。	P68(2) - ①, ③
個別課題⑤	・住民に災害時の行動についての啓発を実施する。	P67(1)- ③

備えるべき目標	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
---------	----------------------------------

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

脆弱性評価の結果

脆弱性課題	脆弱性評価の結果	リスクシナリオ
●情報の収集・伝達，設備やシステムの維持管理などソフト面に関する基本課題		
基本課題 H	地域の実情や災害の種類に応じた多様な方法により災害情報を収集し確実に伝達する必要がある。	4-2
●備えるべき目標に関する個別課題		
個別課題①	公共施設や指定避難所の電力供給停止等の際の対策を講じる必要がある。	4-1
個別課題②	緊急事態へ対応可能な自助の準備の推進が必要である。	4-1
個別課題③	地域の防災対策を着実に推進する必要がある。	4-1
個別課題④	災害時においても行政が機能できるよう万全を期する必要がある。	4-1



脆弱性への取組対策

脆弱性課題	取組対策	基本計画 参照ページ
基本課題 H	・防災行政無線や各種媒体（メール，コミュニティ FM*など）を活用した情報伝達，周知システムを強靱化して，住民が混乱しないように，被災状況を把握し適切な情報発信をする。	P67(1)-② P77(3)-② P104(1)-③ P105(2)-② P106(3)-①
個別課題①	・公共施設の非常用自家発電の確保を図る。 ・指定避難所の安全性や設備等の点検・整備を図る。	P67(1)-②
個別課題②	・住民への防災意識の啓発促進を図る。	P67(1)-③
個別課題③	・地域防災リーダーを育成する。 ・自主防災組織*の向上を図る。	P67(1)-③
個別課題④	・町職員への地域防災計画*に準じた対応策の徹底を図る。	P67(1)-② P105(2)-②

備えるべき目標	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーン*を含む）を機能不全に陥らせない
---------	---

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
5-1 サプライチェーン*の寸断等による町内企業の生産力低下
5-2 社会経済活動、サプライチェーン*の維持に必要なエネルギー供給の停止
5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
5-4 食料等の安定供給の停滞

脆弱性評価の結果

脆弱性課題	脆弱性評価の結果	リスクシナリオ
●体制やシステムに関する基本課題		
基本課題 B	迅速な措置や復旧の対応のための体制を構築しておく必要がある。	5-2
●備えるべき目標に関する個別課題		
個別課題①	輸送基盤施設や緊急輸送道路*の耐震化や災害対策を進める必要がある。	5-1, 5-2
個別課題②	広域にわたる大規模自然災害の発生時を想定した食料等の供給・確保に関する取組を強化していく必要がある。	5-4
個別課題③	食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関との協定の締結を求める必要がある。	5-4
個別課題④	民間企業における主体的な事業継続計画（BCP）*の取組を推進する必要がある。	5-1
個別課題⑤	民間企業の地震災害予防対策を促進する必要がある。	5-1
個別課題⑥	被災後のエネルギー供給先の優先順位の考え方を事前に整理しておく必要がある。	5-2
個別課題⑦	民間事業所における災害予防対策の実施を促す必要がある。	5-3



脆弱性への取組対策

脆弱性課題	取組対策	基本計画 参照ページ
基本課題 B	・災害時に迅速な応急措置や誘導員の配置ができるような応急体制を構築する。 ・迅速な道路復旧に向けた関係機関や対応業者との協力体制の明確化を図る。	P60(2)-① P67(1)-②
個別課題①	・道路や緊急輸送道路*の耐震の強化、災害対策の着実な推進を図る。 ・輸送基盤の地震、水害対策等の着実な推進を図る。	P60(2)-① P67(1)-②
個別課題②	・複数の食料調達ルートを確認するとともに、広域からの調達ルートを事前に確保するための協定等を行う。	P67(1)-② P97(2)-②
個別課題③	・民間事業所と連携しながら、広域からの応援要請ルートを事前に確保するための協定等を行う。	P67(1)-② P97(2)-②
個別課題④	・民間企業への事業継続計画（BCP）*の普及啓発を図る。	P67(1)-② P97(2)-②
個別課題⑤	・民間企業の耐震性向上のための資金調達の円滑化を支援する。	P67(1)-② P97(2)-②
個別課題⑥	・複数のエネルギー調達ルートを確認するとともに、広域からの調達ルートを事前に確保するための協定等を行う。	P67(1)-②
個別課題⑦	・民間事業者における事業継続計画（BCP）*策定に向けた支援（合同勉強会開催やコンサルタントの紹介等）を行う。	P97(2)-②

備えるべき目標	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク*等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
---------	--

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
6-1	住民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
6-4	地域交通ネットワーク*が分断する事態
6-5	異常湧水等により用水の供給の途絶
6-6	防災インフラの長期間にわたる機能不全

脆弱性評価の結果

脆弱性課題	脆弱性評価の結果	リスクシナリオ
●体制やシステムに関する基本課題		
基本課題 C	本町の体制の絶対的不足を補完するための広域的で多様な連携体制を明確化し、各機関等の支援・応援の受入れ体制を整備する必要がある。	6-3, 6-6
●施設や建物などモノに関する基本課題		
基本課題 F	下水道施設の機能を維持していく必要がある。	6-3
●備えるべき目標に関する個別課題		
個別課題①	ライフライン関係機関と連携した災害対応力を強化するとともに、エネルギー供給源の安定化を図る必要がある。	6-1, 6-2 6-5, 6-6
個別課題②	資機材の確保と応急対策訓練を実践的・継続的に実施する必要がある。	6-3
個別課題③	取水ができないときのために埼玉県と協議する必要がある。	6-5, 6-6
個別課題④	自家発電設備や燃料備蓄の導入促進を図る必要がある。	6-1, 6-6
個別課題⑤	道路が寸断され孤立状態に陥っても数日間しのげる体制を構築する必要がある。	6-4



脆弱性への取組対策

脆弱性課題	取組対策	基本計画 参照ページ
基本課題 C	・近隣市町やその他関係機関と連携が図れるよう協力体制を整備する。 ・遠方の市町村等との広域連携体制を整備する。 ・応援協定*の活用、各機関等への応援要請と受入れ体制を整備する。	P67(1)-②
基本課題 F	・下水道施設・雨水排水施設の機能を継続的に維持していく。 ・下水道施設・雨水排水施設の耐震化を着実に進める。 ・下水道事業継続計画（BCP）*を継続的に見直し、内容の充実を図る。	P64(2) -②, ③
個別課題①	・発電施設、ガス導管網の耐震化、LP ガス充てん所における緊急時に備えた訓練を実施する。 ・再生可能エネルギー*や蓄電設備*（電気自動車等）、コージェネレーション*等の組み合わせによる自立・分散型エネルギーの導入によるエネルギー供給源の安定化を図る。 ・長期にわたるライフライン停止の場合は、事業体や県・国・自衛隊へ応援を要請する。	P63(2)-① P67(1)-②
個別課題②	・町内立地事業所と連携しながら、広域からの応援要請ルートを事前に確保するための協定等を行う。	P67(1)-②
個別課題③	・埼玉県水の受水地点の変更と導水管（受水管）の増径等を協議する。 ・埼玉県の事業体との水融通（連絡管）の協議を行う。	P63(2)-①
個別課題④	・家庭や公共施設、福祉施設等における自家発電設備や燃料備蓄の導入促進を図る。 ・取水施設への自家発電設備の整備を図る。	P63(2)-① P67(1)-② P77(2)-②
個別課題⑤	・各公共施設における救援を待つ間の数日間分の備蓄量の確保を図る。	P63(2)-① P67(1)-②

備えるべき目標	7 制御不能な二次災害を発生させない
---------	--------------------

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
7-1 市街地での大規模火災の発生
7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
7-3 ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
7-4 有害物質の大規模拡散・流出
7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7-6 風評被害*等による地域経済等への甚大な影響

脆弱性評価の結果

脆弱性課題	脆弱性評価の結果	リスクシナリオ
●体制やシステムに関する基本課題		
基本課題 A	可能な限りの迅速で確実な救急救命活動が行える体制づくりが必要である。	7-1
基本課題 B	迅速な措置や復旧の対応のための体制を構築しておく必要がある。	7-1, 7-2
基本課題 C	本町の体制の絶対的不足を補完するための広域的で多様な連携体制を明確化し、各機関等の支援・応援の受入れ体制を整備する必要がある。	7-1
●施設や建物などモノに関する基本課題		
基本課題 E	建物の不燃化・難燃化の取組を推進する必要がある。	7-1
●情報の収集・伝達、設備やシステムの維持管理などソフト面に関する基本課題		
基本課題 H	地域の実情や災害の種類に応じた多様な方法により災害情報を収集し確実に伝達する必要がある。	7-6
●備えるべき目標に関する個別課題		
個別課題①	災害対応機関等の予防能力や災害対応能力の向上を図り、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。	7-1
個別課題②	特定空家等の発生を予防する必要がある。	7-2
個別課題③	有害物質流出や浄水等が汚染された場合は給水停止や飲用制限などの措置が必要である。	7-4
個別課題④	農作物被害への救済対策、被害の軽減及び未然防止対策等について検討する必要がある。	7-5
個別課題⑤	水の長期的な安定供給体制と資機材（給水車、給水タンク、給水栓、ポリタンクなど）の充実が必要である。	7-3, 7-4
個別課題⑥	飲料水や農畜産物等の風評被害*を防ぐ必要がある。	7-6





脆弱性への取組対策

脆弱性課題	取組対策	基本計画 参照ページ
基本課題 A	・救急体制の充実、強化、及び、広域的な連携体制を構築する。	P67(1)- ①
基本課題 B	・災害時に迅速な応急措置や誘導員の配置ができるような応急体制を構築する。 ・迅速な道路復旧に向けた関係機関や対応業者との協力体制の明確化を図る。	P60(2)- ① P67(1)- ②
基本課題 C	・近隣市町やその他関係機関と連携が図れるよう協力体制を整備する。 ・遠方の市町村等との広域連携体制を整備する。 ・応援協定*の活用、各機関等への応援要請と受入れ体制を整備する。	P67(1) - ①, ②
基本課題 E	・木造住宅の防火対策や住宅への不燃化対策、市街地での延焼防止などの火災予防、被害軽減のための取組を図る。	P59(1)- ③ P67(1)- ①
基本課題 H	・防災行政無線や各種媒体（メール、コミュニティ FM*など）を活用した情報伝達、周知システムを強靱化して、住民が混乱しないように、被災状況を把握し適切な情報発信をする。	P67(1)- ②
個別課題①	・警察、消防等の体制、装備資機材や訓練環境等の更なる充実、強化、整備を図る。 ・消防団、自主防災組織*の充実強化を図る。 ・災害派遣医療チーム*（DMAT 等）等の要請を行う。 ・県、自衛隊、他関係機関への応援要請を行う。	P67(1) - ①, ②, ③ P68(2)- ③
個別課題②	・空き家等の適切な管理に関する情報を発信する。 ・適切な管理が行われていない空き家の所有者等に対し、必要な措置を講じる。	P64(3)- ②
個別課題③	・自動水質測定装置や遠隔監視装置の整備を図る。 ・有害物質流出の長期化や浄水等が汚染された場合は給水停止や飲用制限を行う。 ・生活用水や飲用井戸として既存井戸を活用するための調査と整備を行う。	P63(2)- ①
個別課題④	・農地・農業水利施設等の計画的な整備や自立的な防災・復旧活動の体制整備の推進を図る。 ・災害からの農作物被害を防ぐため、気象情報等の連絡体制を確立する。 ・農作物被害による損失に備えて、収入保険や農業共済加入を促進を図る。	P67(1)- ② P97(2)- ①
個別課題⑤	・地下水採取規制地域であるが新たな深井戸の許可について県との調整・協議を進める。 ・取水ができないときに企業との連絡管（導水管）の接続について検討する。 ・長期にわたり取水ができないときは水道事業体や県・国・自衛隊へ応援を要請する。	P63(2)- ①
個別課題⑥	・飲料水や農畜産物等の風評被害*を防ぐための放射線等の測定の実施を要請する。	P67(1)- ②



備えるべき目標	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
---------	--

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-2 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
8-7 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価の結果

脆弱性課題	脆弱性評価の結果	リスクシナリオ
●体制やシステムに関する基本課題		
基本課題 C	本町の体制の絶対的不足を補完するための広域的で多様な連携体制を明確化し、各機関等の支援・応援の受入れ体制を整備する必要がある。	8-1, 8-2 8-3
●施設や建物などモノに関する基本課題		
基本課題 F	下水道施設の機能を維持していく必要がある。	8-4, 8-5
●備えるべき目標に関する個別課題		
個別課題①	被災した事業者の自立復興や住民の雇用対策を進める必要がある。	8-2
個別課題②	避難行動要支援者*や要配慮者*に対しての情報伝達・避難誘導等を定める必要がある。	8-3
個別課題③	防災性を高めていくまちづくりを計画的に推進することが重要である。	8-4, 8-5
個別課題④	災害による文化財の延焼、倒壊等による喪失を防ぐ必要がある。	8- 6
個別課題⑤	自主防災組織*の強化、地域における防災力の強化を図る必要がある。	8-3, 8- 6
個別課題⑥	災害に便乗した詐欺や義援金詐欺などへの対策が必要である。	8-3
個別課題⑦	文化財の安全な保管状況の確保、建造物の倒壊防止に努めることが必要である。	8- 6
個別課題⑧	事前に仮設住宅等の建設可能用地や応急借上げ住宅提供者を把握しておく必要がある。	8- 7
個別課題⑨	仮設住宅の設計、管理等、入居関係事務に関する応援・派遣人員を確保する必要がある。	8- 7





脆弱性への取組対策

脆弱性課題	取組対策	基本計画 参照ページ
基本課題 C	・近隣市町やその他関係機関と連携が図れるよう協力体制を整備する。 ・遠方の市町村等との広域連携体制を整備する。 ・応援協定*の活用，各機関等への応援要請と受入れ体制を整備する。	P67(1) - ②, ③ P104(1)- ③
基本課題 F	・下水道施設・雨水排水施設の機能を継続的に維持していく。 ・下水道施設・雨水排水施設の耐震化を着実に進める。 ・下水道事業継続計画（BCP）*を継続的に見直し，内容の充実を図る。	P64(2) - ②, ③
個別課題①	・事業者が自立復興を進めていくため，手続きの簡素化，迅速化に努める。 ・住民の雇用に関わる情報の提供を行う。	P95(1)- ③ P97(2) - ①, ②
個別課題②	・高齢者や障害者など避難行動要支援者*名簿の作成や名簿を活用した情報伝達・避難誘導等を定める個別避難計画を策定する。	P82(2)- ② P83(3)- ①
個別課題③	・基幹インフラ等の防災機能の強化を促進する。 ・水害ハザードマップ*，地震ハザードマップ*の作成と公表を行う。 ・浸水被害の地域で水道施設が破損した場合は，速やかに応急給水*により対応する。 ・本町全体の地盤高や排水勾配，排水流量を再調査した雨水排水計画を策定し，整備を進める。 ・農業用排水施設に湛水被害が生じる恐れのある地域の排水路等の改修を行う。	P63(2)- ① P64(2) - ②, ③ P67(1)- ②
個別課題④	・建物の耐震化・不燃化・難燃化，道路の拡幅，緑地整備等，本町全体の防災力の向上に向けた整備を推進する。	P67(1)- ②
個別課題⑤	・住民に対し防災訓練等への参加の呼びかけを行う。 ・防災訓練やリーダーの育成等を行い，自主防災組織*の強化を図る。 ・ボランティアリーダーやコーディネーター*の育成充実を図る。	P67(1)- ③ P95(1)- ①
個別課題⑥	・災害に便乗した犯罪に対する防犯対策として啓発活動に取り組む。	P68(2) - ③, ④
個別課題⑦	・文化財の所有者・管理者に対し，消火施設等に関する指導，建造物の倒壊防止，美術工芸品の転倒や転落防止対策について指導を行う。 ・未指定の文化遺産の調査・把握に努め，災害時の消火活動，搬出・保全活動に反映するとともに，災害後の文化遺産の喪失を避ける。	P67(1)- ② P78(3)- ④
個別課題⑧	・平時から，公有地及びその他の土地を含めた仮設住宅等を建設可能な土地を選定し，リストを作成しておく。 ・応急借上げ住宅を提供してくれる所有者や空き家の所有者を把握しておく。	P59(1)- ① P64(3)- ② P67(1)- ②
個別課題⑨	・応援協定*の活用，関係機関等との連携体制を構築しておく。	P67(1)- ② P104(1)- ③



3. 第Ⅰ期基本計画の各施策における強靱化に向けた取組

国土強靱化地域計画 リスクシナリオ 起きてはならない最悪の事態		1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死者の発生	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	1-3 広域にわたる大規模洪水等による多数の死者の発生	1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	1-5 大規模な土砂災害・風水害等による多数の死者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱が高まる事態	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死者の発生	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	2-3 救助・救急活動等の絶対的不足	2-4 白濁隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の長期途絶	2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	3-2 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	3-3 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
第6次五霞町総合計画 第Ⅰ期基本計画		1 まちの土地をいかに有効に利用するかの推進	2 まちの機能を高めるための推進	3 まちの環境を良くするための推進	1 時代に 対応した 学校教育の 推進	2 時代に 対応した 学校教育の 推進	3 時代に 対応した 学校教育の 推進	4 時代に 対応した 学校教育の 推進	5 時代に 対応した 学校教育の 推進	6 時代に 対応した 学校教育の 推進	7 時代に 対応した 学校教育の 推進	8 時代に 対応した 学校教育の 推進	9 時代に 対応した 学校教育の 推進	10 時代に 対応した 学校教育の 推進	11 時代に 対応した 学校教育の 推進	12 時代に 対応した 学校教育の 推進	13 時代に 対応した 学校教育の 推進	14 時代に 対応した 学校教育の 推進	15 時代に 対応した 学校教育の 推進	16 時代に 対応した 学校教育の 推進
第Ⅰ期基本計画	1 まちの土地をいかに有効に利用するかの推進	①五霞らしさを生かしたバランスのある土地利用 ②にぎわいとうるおいのある拠点の整備 ③良好な住環境の形成	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	2 まちの機能を高めるための推進	①住む・働く・訪れるが行き交う道路体系の整備 ②暮らしやすさに配慮した公共交通体系の整備 ③時代に対応した環境対策の推進 ④環境に配慮した廃棄物の適正な処理 ⑤安全でおいしい水の安定的な供給 ⑥下水道施設の適正な維持管理 ⑦農業集落排水施設の適正な維持管理 ⑧道路・公園・水路等の適正な維持・管理 ⑨最適な土地の利用・管理の推進	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	3 まちの環境を良くするための推進	①安心して暮らせる基盤の充実 ②防災・危機管理体制の整備 ③地域防災力の向上 ④交通安全対策の推進 ⑤安全・安心で衛生的な生活環境の確保 ⑥犯罪を許さないまちづくり ⑦暮らしやすい良好な生活環境づくり	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	4 時代に 対応した 学校教育の 推進	①確かな学力・健やかな体・豊かな心の育成 ②新しい時代に活躍する人材の育成 ③社会的自立を促す体験学習の推進	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	5 時代に 対応した 学校教育の 推進	①持続可能な教育体制の確立 ②安全・安心な教育環境の確保 ③多様なニーズに対応した教育の支援	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	6 時代に 対応した 学校教育の 推進	①家庭・地域の教育力の向上 ②生涯学習の充実 ③文化・芸術・スポーツ活動の充実 ④文化財の保護・活用	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	7 時代に 対応した 学校教育の 推進	①結婚・出産・子育てスタートの支援 ②母子の健康への支援 ③子育て家庭の応援	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	8 時代に 対応した 学校教育の 推進	①高齢者を支える制度の維持充実 ②生きがいづくりの推進と生活支援の充実 ③介護保険の充実	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	9 時代に 対応した 学校教育の 推進	①支援体制の充実 ②自立した生活のための支援の充実	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	10 時代に 対応した 学校教育の 推進	①健康づくりの推進 ②疾病予防の充実 ③医療体制の充実	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	11 時代に 対応した 学校教育の 推進	①健康づくりの推進 ②疾病予防の充実 ③医療体制の充実	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★

[illegible]

国土強靱化地域計画 リスクシナリオ 起きてはならない最悪の事態		第6次五雲町総合計画 第1期基本計画																		
		1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	1-3 広域にわたる大規模洪水等による多数の死者の発生	1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	1-5 大規模な砂災害・風水害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	2-8 多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	3-3 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
第3章 まちのしくみ・暮らし・環境・まちづくり	1 まちのわ（輪・和）	(1) 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進 (2) 住民同士・行政と住民との協力関係の充実	①人権・男女共同参画意識の高揚 ②暮らしやすさを守る仕組みの充実	①地域コミュニティ活動や地域の交流の場の充実 ②住民とともに進めるまちづくり		★														
	2 まちの活力	(1) 地域の内外で連携するまちづくり (2) まちの農工商活性化	①地域福祉を進める体制の充実 ②地域福祉を支援する制度や仕組みの充実 ③仕事の機会充実への支援 ④地域間交流の推進	①農業の活性化 ②まちの商工業の活性化				★										★		★
第4章 まちのしくみ・暮らし・環境・まちづくり	1 行政運営	(1) 社会の変化に対応した行政運営 (2) 効果的な行政運営を行う人材育成 (3) 満足度の高い行政サービスの最適化と利便性向上	①総合計画の進捗管理 ②リスクマネジメントへの対応 ③広域・民間との連携の推進 ④開かれた行政運営	①人事管理の適正化 ②行政組織の適正化 ③行政手続の最適化と効率化 ④行政情報化の推進	★	★	★		★									★		★
	2 財政運営	(1) 健全な財政運営 (2) 公共施設等の計画的な管理と統合・廃止	①計画的な財政運営 ②安定的な財源の確保 ③行政資源の有効活用 ④外部活力の導入																	

5-1	5-3	5-3	5-4	6-1	6-2	6-3	6-4	6-5	6-6	7-1	7-2	7-3	7-4	7-5	7-6	8-1	8-2	8-3	8-4	8-5	8-6	8-7
サプライチェーンの寸断等による町内企業の生産力低下	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	食料等の安定供給の停滞	住民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止	上水道等の長期間にわたる供給停止	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	地域交通ネットワークが分断する事態	異常渇水等により用水の供給の途絶	防災インフラの長期間にわたる機能不全	市街地での大規模火災の発生	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	有害物質の大規模拡散・流出	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	復旧・復興が大幅に遅れる事態	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	暴幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊による多面的・無形の文化の衰退・損失	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
															★			★			★	
																★						
														★		★						
★		★	★											★		★						
						★			★	★					★	★	★	★				★
															★							
															★							
															★							

資料編

1 総合計画審議会条例

○五霞町総合計画審議会条例

昭和 48 年 2 月 1 日

条例第 5 号

(設置)

第 1 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、五霞町総合計画審議会 (以下「審議会」という。) を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ町計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議をする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 町議会議員

(2) 学識経験者

(3) 一般町民

(4) 町の職員

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問に係る事案の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 五霞村新村建設審議会条例 (昭和 35 年五霞村条例第 11 号) は、これを廃止する。

2 総合計画審議会委員名簿

選出区分	氏 名	所属等	備 考
議会議員 条例第3条 第2項第1号	樋 下 周一郎	町議会	
	鈴 木 喜一郎	町議会	R1.6.12 ~ R2.3.31
	宇 野 進 一	町議会	H30.12.19 ~ R1.5.15
	伊 藤 正 子	町議会	
	新 井 庫	町議会	R1.6.12 ~ R2.3.31
	板 橋 英 治	町議会	H30.12.19 ~ H31.4.16
学識経験者 条例第3条 第2項第2号	影 山 徳 治	農業委員会	
	下 田 欽 嗣	土地改良区	
	福 嶋 四 郎	商工会	
	吉 田 政 己	工業クラブ	審議会会長
	増 田 清	教育委員会	
	鳩 貝 清	社会福祉協議会	
一般町民 条例第3条 第2項第3号	篠 崎 悦 子	民生委員・児童委員協議会	審議会副会長
	針 谷 務	体育協会	
	齊 木 忠 雄	認定農業者連絡協議会	H30.12.19 ~ R1.6.24
	鈴 木 常 雄	行政区	H30.12.19 ~ H31.3.31
	知 久 武 雄	行政区	R1.6.12 ~ R2.3.31
	小 澤 清 規	行政区	H30.12.19 ~ H31.3.31
	大 関 実	行政区	R1.6.12 ~ R2.3.31
	香 取 誠	公募委員	
	小 村 文 絵	公募委員	
町の職員 条例第3条第2項第4号	田 神 文 明	副町長	

※敬称略。任期は H30.12.19 ~ R2.3.31, 但し備考欄に記載がある場合は除く。

3 諮問書・答申書

諮 問 書

平成 30 年 12 月 19 日

五霞町総合計画審議会長 様

五霞町長 染 谷 森 雄

五霞町総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記事項について諮問いたします。

記

第 6 次五霞町総合計画（案）について

五霞町長 染 谷 森 雄 様

五霞町総合計画審議会
会長 吉 田 政 巳

第6次五霞町総合計画（案）について（答申）

平成30年12月19日付けで諮問のありました第6次五霞町総合計画について、本審議会は、慎重に審議を重ねて参りました。

その結果、第6次五霞町総合計画基本構想に掲げる将来像「キラリ★五霞町 ～快適で居心地のよいまち～」の実現に向けた計画（案）として答申します。

なお、本計画の実施にあたっては、下記に掲げる事項に留意して実現に努められるよう要望します。

記

- 1 将来にわたって活力と魅力あふれる五霞町を創造していくためには、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体となった「重点プロジェクト」に位置づけた取組を推進していくことが不可欠である。既存の手法に捉われることなく、未来への布石を効果的に打ちながら、時代の急速な変化に柔軟に対応できる行政運営に努められたい。
- 2 基本構想に掲げた将来像を実現するためには、人口減少対策は必須である。圏央道五霞インターチェンジ周辺で進む開発の勢いをチャンスと捉え、産業活力の向上や住環境の魅力向上を図りながら、地域の価値を高め、定住人口の増加対策に積極的に努められたい。
- 3 町民の暮らし全般を支えていることをまちづくりの基点として捉え、町民の尊厳といのちを守り、国土強靱化への対応を着実に進めながら、将来を見据えて安全・安心に暮らしていきける五霞を実現していくことが重要である。子供から高齢者まで、障害のある人もない人も、国籍や性別の違いに関わらず、全ての町民が健康で、安全・安心に暮らせるよう、医療・福祉・介護・防災環境の充実に努められたい。
- 4 行政課題が複雑化する中、分野毎に取組を進めていくだけでは解決が難しい問題も多く、政策・施策間の連携をより積極的に図っていくことが望まれる。広域での自治体連携や民間活力の導入、町民や地域の力による協働の取組など、様々な力を活用しながら課題解決に取り組むことに努められたい。
- 5 本計画で示された諸施策の推進にあたっては、無理のない堅実な財政運営を基本として、確実に実施されることが望ましい。町民の豊かな暮らしの実現に繋がるよう、主要施策の実現に向けて的確な実施計画のもと、その着実な進行管理に努められたい。

以上

4 策定委員会規程

○五霞町総合計画策定委員会設置規程

平成 30 年 2 月 6 日

(設置)

第 1 条 五霞町総合計画 (以下「計画」という。) の策定について必要な事項を調整し、及び協議するため五霞町総合計画策定委員会 (以下「策定委員会」という。) を設置する。

(協議事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 計画の策定に関する事項

(2) その他計画の策定において必要と認める事項

(組織)

第 3 条 策定委員会の委員は、五霞町庁議規程 (昭和 63 年五霞村訓令第 3 号) 第 3 条第 1 項に規定する者 (町長及び教育長を除く。) をもって組織する。

2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副町長を、副委員長は政策財務課長をもって充てる。

3 委員長は、策定委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に策定委員会の会議に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第 5 条 委員長は、策定委員会の協議経過及びその結果について、町長に報告しなければならない。

(策定ワーキングチーム)

第 6 条 委員長は、政策全般及び担当分野のテーマを基に意見交換し、討議を行うほか、資料の収集、調査、分析結果等に基づく計画書素案を策定するため、策定委員会の補助機関として、策定ワーキングチームを置く。

2 策定ワーキングチームは、次の者をもって組織する。

(1) 策定委員会の委員の所属する課等 (五霞町行政組織条例 (平成 25 年五霞町条例第 18 号) に規定する課及び町長以外の執行機関の事務局をいう。以下「課等」という。) のグループリーダー 1 人

(2) 課等の長が、当該課等から推薦した者で、副主幹以下の職にあるもの 3 人以内

(庶務)

第 7 条 策定委員会及び策定ワーキングチームの庶務は、政策財務課において処理する。

(委任)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

5 総合計画策定経緯

平成 29 年度

月 日	会議等	内 容
12 月 19 日 (火)	第 1 回策定委員会	・策定基本方針（素案）について ・スケジュール

平成 30 年度

月 日	会議等	内 容
9 月 21 日 (金)	第 2 回策定委員会	・第 6 次五霞町総合計画策定方針について ・各種アンケート等の実施について （職員アンケート・市民意向調査） ・達成度調査について
10 月 2 日 (火)	第 6 次五霞町総合計画策定に係る三役ヒアリング①	9:30 ～ 10:30 五霞町中央公民館 教育長
10 月 3 日 (水)	第 6 次五霞町総合計画策定に係る三役ヒアリング②	9:30 ～ 10:30 五霞町役場 町長 10:30 ～ 11:30 五霞町役場 副町長
11 月 19 日 (月) ～ 11 月 21 日 (水)	WEB アンケート実施	調査対象：20 ～ 59 歳の近隣市町在住者 回収数：1,049 票 回収率：12.0%
11 月 22 日 (木) ～ 12 月 7 日 (金)	事業所意向調査	調査対象：五霞工業クラブ加盟事業所 回収数：22 票 回収率：38.60%
12 月 6 日 (木) ～ 12 月 20 日 (木)	住民意向調査	調査対象：町内在住の 18 歳以上の住民 回収数：693 票 回収率：22.33%
12 月 6 日 (木) ～ 12 月 20 日 (木)	中高生意向調査	調査対象：町内在住の中学 2 年生及び高校生 回収数：96 票 回収率：33.80%
12 月 19 日 (水)	第 1 回審議会	・委嘱 ・会長及び副会長の選任 ・諮問 ・第 6 次五霞町総合計画の策定について
12 月 28 日 (金) ～ 1 月 21 日 (月)	職員意識調査	調査対象：五霞町役場職員 回収数：93 票 回収率：95.88%
2 月 2 日 (土)	第 1 回ワークショップ SIM-GOKA-MACHI 2030	時間：13:00 ～ 16:00 場所：五霞ふれあいセンター 参加者：住民，町在住中・高校生，町内就労者， 町外住民，町職員
2 月 16 日 (土)	第 2 回ワークショップ もし五霞が 100 人の町だったら	時間：13:00 ～ 16:00 場所：五霞ふれあいセンター 参加者：住民，町在住中・高校生，町内就労者， 町外住民，町職員
3 月 4 日 (月)	第 3 回策定委員会	・各種調査報告 ・ワークショップ実施結果報告 ・まちづくりの目標 将来像について
3 月 15 日 (金)	第 2 回審議会	・各種調査報告 ・ワークショップ実施結果報告 ・まちづくりの目標 将来像について

平成 31 年度 / 令和元年度

月 日	会議等	内 容
4 月 23 日 (火)	団体ヒアリング	時間：9:00 ～ 16:45 場所：五霞町役場 分野：健康・福祉 / 産業 / 教育・文化 / 地域・まちづくり
4 月 23 日 (火)	第 1 回ワーキングチーム会議	・会議（デザインチーム）の進め方 ・現行計画の基本計画に関する施策の達成度調査評価の見方 ・将来像（キャッチフレーズ）案
5 月 10 日 (金)	第 2 回ワーキングチーム会議 デザインチームによる ワークショップ	・これまでの五霞町・これからの五霞町についての意見交換 ・将来像キャッチフレーズを考える ・基本構想に位置づけるデザインと方向性の検討
5 月 20 日 (月)	第 4 回策定委員会	・団体ヒアリング実施報告 ・基本構想（案）について
6 月 12 日 (水)	第 3 回審議会	・団体ヒアリング実施報告 ・基本構想（案）について
7 月 22 日 (月)	第 3 回ワーキングチーム会議 デザインチームによる ワークショップ	・施策体系検討ワークショップ テーマ：第 1 期基本計画の施策体系を考えよう ・戦略事業検討ワークショップ テーマ：戦略事業のパッケージを考えよう
7 月 30 日 (火)	第 5 回策定委員会	・基本構想部分の検討 ・重点プロジェクト部分の検討 ・第 1 期基本計画部分の検討
8 月 22 日 (木)	第 4 回ワーキングチーム会議 デザインチームによる ワークショップ	・施策体系検討ワークショップ テーマ：第 1 期基本計画を考えよう
10 月 10 日 (木)	第 6 回策定委員会	・基本計画部分の検討 ・五霞町国土強靱化地域計画（案）について
10 月 24 日 (木)	第 4 回審議会	・第 1 期基本計画（案）について ・五霞町国土強靱化地域計画（たたき台案）について
11 月 28 日 (木)	第 5 回ワーキングチーム会議 デザインチームによる ワークショップ	・守りの重点プロジェクト テーマ：人口が減少していく五霞町で 継続していかなければならないこと
12 月 17 日 (火)	第 7 回策定委員会 及び 第 2 回まち・ひと・しごと創生 推進本部会議	・第 6 次五霞町総合計画（素案） 基本構想について 重点プロジェクトについて 基本計画について 国土強靱化地域計画について
1 月 15 日 (水)	第 5 回審議会	・第 6 次五霞町総合計画（素案）について
1 月 22 日 (水) ～ 2 月 21 日 (金)	パブリックコメント	御意見：0 件
2 月 21 日 (金)	第 8 回策定委員会	・第 6 次五霞町総合計画（案）に関する修正内容について
2 月 25 日 (火)	第 6 回審議会	・第 6 次五霞町総合計画（案）に関する修正内容について ・答申書（案）について
2 月 28 日 (金)	答申	・審議会から町長へ答申
3 月 4 日 (水)	議決（令和 2 年第 1 回定例会）	・第 6 次五霞町総合計画基本構想の議決

6 SDGs と第6次五霞町総合計画との連携

(1) SDGs とは

持続可能な開発目標（SDGs）とは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標を掲げ、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、ユニバーサル（普遍的）なものとして、先進国を含むすべての国に適用される普遍性が最大の特徴です。

(2) SDGs と総合計画との連携

SDGsの17の目標と第6次五霞町総合計画に掲げる基本理念や将来像は、スケール感や分類等は異なるものの、すべての人に対する視点は共通しています。総合計画の推進を図ることがSDGsの達成に寄与するものと考え、SDGsの理念を踏まえながら、各施策の推進に取り組んでいくことが重要です。

国においても、SDGsを地方自治体が活用することで、特に注力すべき政策課題の明確化や、経済・社会・環境の三側面の相互関連性の把握による政策の推進の全体最適化が実現するとしています。また、自治体と各ステークホルダー間において、SDGsという共通言語を持つことにより、政策目標の共有と連携促進、パートナーシップの深化が実現するとしています。

このようなことから、今後は、第6次五霞町総合計画の推進を図りながら、SDGsの目標の達成に向けた取り組みを進めていくものとします。



出典：国際連合広報センター



SDGs と総合計画の分野別の関連表

第6次五霞町総合計画▶ SDGs▼		章番号	1 まちのかたち			2 ひとのくらし		3 まちのしくみづくり		4 まちのしごと	
持続可能な開発目標		節番号	1 土台を つくる	2 機能を 高める	3 環境を 良くする	1 ひとを 育てる	2 ひとを支え 見守る	1 まちのわ (輪・和)	2 まちの 活力	1 行 政 運 営	2 財 政 運 営
	目標 1：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる					○	●	○		○	○
	目標 2：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する					○	●		○		
	目標 3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する			○	○	○	●				
	目標 4：すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する					●					
	目標 5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う					○	○	●			
	目標 6：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		●	●			○				
	目標 7：すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		●	●							
	目標 8：すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する		●						●		
	目標 9：レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る		○	●	●				●	○	○
	目標 10：国内および国家間の不平等を是正する					●	●	●		●	●
	目標 11：都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする		○	●	●					●	●
	目標 12：持続可能な生産消費形態を確保する		○		●				●		
	目標 13：気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る		○	●							
	目標 14：海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する		○	●					○		
	目標 15：陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る		●	●					○	○	○
	目標 16：持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する							●		●	●
	目標 17：持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する							●		○	○

●：主に関連する政策分野を表す。 ○：補完的に関わる政策分野を表す。

出典：我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（外務省仮訳）

第 6 次五霞町総合計画

令和 2 年 3 月

発行 五霞町政策財務課

茨城県猿島郡五霞町小福田 1162-1

TEL : 0280-84-1111 FAX : 0280-84-1478
